

奥州市議会全員協議会 会議録

【日 時】 令和2年5月21日（木） 10:00～16:40

【場 所】 7階 委員会室

【出席議員】 (25名)

小野寺隆夫 佐藤郁夫 小野優 及川春樹 千葉和彦 高橋晋 高橋浩 千葉康弘
瀬川貞清 千葉敦 廣野富男 及川佐 菅原圭子 菅原由和 飯坂一也 高橋政一
加藤清 阿部加代子 中西秀俊 菅原明 小野寺重 藤田慶則 今野裕文 渡辺忠
及川善男

【欠席議員】 (1名)

小野寺満

【出席者】 小沢市長、及川副議長、新田副市長、千葉総務企画部長

佐藤健康こども部長、菅野健康増進課長、伊藤保健師長、佐賀福祉部長

千田財務部長、小野寺市民環境部長、浦川協働まちづくり部長、菊地商工観光部長

鈴木農林部長、千葉教育部長、朝日田医療局経営管理部長、二階堂政策企画課長

羽藤財政課長

瀬川議会事務局長 高橋議会事務局次長 千田議会事務局議事調査係長

~~~~~

## 【次 第】

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

第2期定住自立圏共生ビジョンについて

財政計画と財政健全化に向けた取組みについて

公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について

(2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/27)

4 そ の 他

5 閉 会

~~~~~

【概 要】

1 開会 (略)

2 挨拶

(小野寺議長) ご苦勞様でございます。本日はコロナの対策等4件の内容でございます。よろしく
お願いします。それでは市長からごあいさつをお願いします。

(小沢市長) 本日は、奥州市の市議会全員協議会ということで、発表、説明事項は4項目、新型
コロナウイルス感染症の対応について、第2期定住自立圏の共生ビジョン等々についてご報告

を申し上げるということでございます。

特に考え方として、少し前段のことでお話を申し上げたいと思うわけでありまして、11日に臨時議会、今度25日にまた臨時議会を開くということで、コロナ関係は、通常の議案とは別に、臨時で、とにかくスピード感よくお諮りしていくというふうな形にいたしました。よって、5月25日にお諮りするコロナ関係は、6月の議会を待たずにこの25日にお諮りするということがあります。その後において何かが出れば、6月の定例会のときにも諮りする部分があると思いますが、今のところ6月の定例会ではコロナ関係は25日にお諮りするので、今のところコロナ関係は6月の定例会の議案には載っていないということでございますけれども、もう一度申し上げます。コロナ関係の部分については、定例会であろうが臨時であろうが、いずれ最優先で、そこは取り組んでいくというふうなスタイルで進めて参りたいと考えておりますので、ぜひ議員各位にもご理解を賜ればというふうに思います。

また、10万円の給付金の件でありますけれども、70数パーセント以上の方々から申請書は頂戴をいたしました。11日に488通申請書を受取り、19日に第1回目の振り込みを申し上げたというふうに報告を受けております。振込の際には、振込通知書を発送するというところでございますけれども、おそらく、5月の末ぐらいに大方の方々には、それぞれの指定された金融機関にお振り込みができるのではないかと考えております。1日の件数で、土曜日が入りましたので、15、16、17というふうな、あと18と、4日間の分がぐっとまとまって、18日に処理した分が約8,000件、7千何件ということで、極めて多い数字でありまして、それを間違いなく対応していくということで、今2階の対策室で対応しているということについても少しお話をさせていただきました。

いずれコロナ関係につきましましては、今度の25日に含めて5億以上の予算編成をして支援策を講じて参りたいと考えております。いずれ今日の説明においても不足する部分、或いは気になる点があると思いますので、ぜひ、様々な角度からのご意見、或いはご提案等お寄せいただければと思います。

以上申し上げ挨拶といたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

3 協議

(1) 説明事項

新型コロナウイルス感染症の対応状況について

(小野寺議長) それでは早速協議に入ります。(1)の説明事項 いたしまして、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、当局から説明をお願いいたします。佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 初めに新型コロナウイルス感染症対策の対応状況ということで、感染症対策本部がこれまで、4月21日の全員協議会以降実施してきた内容について、担当課長から説明を申し上げます。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) 健康増進課の菅野でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、私からは1ページから3ページの新型コロナウイルス感染症対策の対応状況についてご説明いたします。

まず初めに1の経過報告でございます。4月21日に開催いたしました全員協議会以降についてのご報告になります。4月22日に奥州商工会議所、それから前沢商工会より要望書を受けております。それから4月24日には、飲食業生活衛生協同組合、奥州旅館業組合・奥州観光物産協会より要望書を受けてございます。それから4月30日には、市議会の会派奥州みらいより感染症対策に関する申し入れを受けてございます。また本部会議につきましては、第9回から第13回まで5回開催しております。

次に、2の対策本部会議の開催状況でございます。各会議におきまして、協議決定したものについてご報告いたします。

第9回の本部会議では、市関連施設の休館等の方針について決定しております。休館の期限を緊急事態宣言の期間に合わせて5月6日までとしたものでございます。また、対策本部の組

織の構築を行いまして、生活支援部会、経営支援部会を設置いたしましたし、特別定額給付金の対応について決定しております。

第10回の本部会議では、市関連施設の休館等の方針について、緊急事態宣言の延長が見込まれることから、5月6日までの休館期間を5月20日までに見直しを決定しております。また、奥州金ケ崎発熱外来診療所の設置について検討してございます。それから、ゴールデンウィーク期間中の市民相談窓口の設置についても決定しております。

第11回の本部会議では、地方創生臨時交付金について情報共有を図っております。緊急事態宣言の期間が5月31日までというふうに延長になったことを受けまして、市長メッセージを発信しております。

第12回の本部会議では、市関連施設の利用の再開について決定しておりますし、特別定額給付金の申請書の受付に向けた職員体制を確認しております。

第13回の本部会議では、新型コロナウイルス感染症の影響により、委託業務等の履行が困難になった場合の対応について協議して決定しております。5月14日の緊急事態宣言の解除を受けまして、イベントの対応方針について改定いたしました。それから、緊急事態宣言の解除を受けまして市長メッセージを発信しております。

以上が、各本部会議での主な協議の内容でございます。

それから、3の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたイベント等の対応方針の改定についてご説明いたします。これにつきましては、5月14日の緊急事態宣言が解除されたことに伴いまして、イベントの開催について見直しを行ったものでございます。

1、イベントの開催について、次の条件を満たした上で開催すること。なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクの対応が整わない場合は、原則として中止または延期とすること。3つの項目を感染リスクとして示してございます。

2として、開催にあたっての留意事項でございます。(1)として、屋内での開催は参加者数が100人以下かつ収容人数の半数以下を目安とすることとしております。2つ目として屋外での開催は、参加者同士の距離を十分に確保すること。3つ目といたしまして、特定警戒及び感染拡大注意都道府県からの参加者については、参加の自粛をお願いすること。4つ目として、会議を開催する際は、感染が発生した場合に、参加者へ確実に連絡がとれるように、極力参加者名簿を作成することといたしました。

次のページでございます。市長メッセージについてでございます。これにつきましては緊急事態宣言の解除を受けまして、市長メッセージを発信したものでございます。岩手県及び奥州市において、今日まで一例も感染者が発生していないことについて感謝を申し上げたという内容がございます。

それから、地域医療に携わる医療関係者の皆様、それから厳しい経済状況の中で社会を支えている事業者の皆様へ改めて感謝を申し上げます。

それから、県知事のメッセージも受けまして3点ほど、市民にお願いする形でメッセージをしております。不要不急の帰省や旅行など、特定警戒及び感染拡大注意都道府県との往来を避けること。2つ目として、人と人との間隔を空ける、手洗い及び咳エチケットの徹底、マスクの着用、3密を避けるなど、新しい生活様式の実践例に沿って行動すること。3つ目として、イベント等は、身体的距離の確保や基本的な感染対策を実施した上で開催することとし、感染リスクへの対応が整わない場合は開催を見送るなど慎重な対応をすること、3つをお願いしてございます。

なお、県外ナンバーの車に乗っていることや、医療関係従事者の家族であることを理由に誹謗中傷することのないようお願いし、思いやりのある温かい対応をお願いしたいということで、メッセージを発信してございます。

5といたしまして今後のスケジュールでございます。5月27日に第14回の対策本部会議を予定しております。

発熱外来につきましては、保健師長からご説明いたします。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) 健康増進課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

4ページをご覧ください。奥州金ケ崎発熱外来診療所について。1、目的。胆江医療圏の病院・診療所の院内感染を防ぐこと、すなわち地域医療の崩壊を防ぐため、現在設置している帰国者・接触者外来に加え、発熱外来診療所を設置・運営いたします。診療所では、患者のトリアージを行い、自宅での静養が可能な患者と、さらに病院での精査が必要な患者を選別し、また、軽症で受診を希望する患者の受け皿として外来診療を行い、必要に応じてPCR検査を実施し、住民の不安解消や感染拡大の防止に寄与するものであります。

また、感染が拡大した場合、効率のよい検体採取体制を作ること、胆江地域内でPCR検査を受けられる患者数をふやし、早期に感染症を発見し、感染者のクラスター形成を防ぐことができると思込されます。

実施主体、奥州市と金ケ崎町です。

設置場所は、公共施設の駐車場で、ドライブスルー方式で行います。

対象者は、奥州市、金ケ崎町の中学生以上の住民。発熱などの症状で受診の必要があり、比較的軽症と判断された患者さんです。

開院する曜日・時間ですが、当初は火曜日と木曜日の午後1時から3時を完全予約制で予定しております。これにつきましては今後、患者数の増加に応じて、開設日をふやすことを検討しております。

従事スタッフですが、医師1名、医師会からの協力をいただきます。看護師または検査技師2名、事務員1名、誘導員2名となります。

診療内容は、患者のトリアージ、新型コロナウイルスPCR実施の判断。患者、新型コロナウイルスPCR検体の採取。唾液PCRが保険適用になれば、唾液の方で採取を行います。それから解熱剤のみ処方いたします。

対処方針としまして発熱外来診療所での対処方針は以下の3通りとなります。処方のみで帰宅される方。疑似症として、PCR検査実施後、帰宅。その後の健康観察は市、町で行います。それから状態不良、他疾患が疑われる方は、検査等必要な場合は、他の医療機関へ紹介いたします。

5ページの方にフロー図があります。県の方でコールセンターに委託したことにより、1箇所、コールセンターを経由した形で示しております。患者さんは、直接かかりつけの医療機関の方にご相談されるか、もしくはコールセンターを通じて、奥州保健所ということになります。今のところ、コールセンターから通じて、保健所さんに相談するというのは、1週間以上になりますけど、まだ1件もないということでした。直接、今も保健所の方にご相談があるということです。保健所の方で、この方は緊急性があるということ判断すれば、今まで通りの、帰国者・接触者外来の方に受診を促します。発熱外来まで待てるという方、あとは軽症であろうという方は、市町の発熱外来の方に予約という形になります。

ここの発熱外来では先ほど申し上げましたように、3通りのパターンということで、病院での検査が必要な方は接触者外来含む病院の方に紹介という形と、あとは自宅療養。お薬を処方して自宅療養となる方。あとは検査が必要な方ということで、3通りに分かります。

検査実施後、陰性の方は市町でフォローいたしますし、陽性であった場合はすぐに保健所に報告いたします。市から患者さんは、患者さんへ結果と、後は保健所から指示があるのでお待ちくださいということをお伝えいたします。

以上になります。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) はい。それでは私の方からは6ページ、特別定額給付金の状況についてご説明をしたいと思います。

特別定額給付金につきましては、5月12日の火曜日、申請書について市内一斉に発送をしてございます。最終的な件数は、4万5,711件ということで、内訳については一般、障がい、外国人ということで表記の通りでございます。

現時点の申請書の提出状況でございます。受付につきましては、郵送での申請については5

月12日から、オンラインについては5月1日から行っているわけですが、主に一昨日までの状況について掲載をしてございます。オンライン申請については689件、郵送申請については2万7,613件、窓口申請については332件で、合計2万8,634件ということで、これは基準日の世帯数で見た場合の提出率につきましては62.6%という状況でございます。これ資料の提出の関係で、一昨日時点で押さえているところでございますけれども、昨日までの部分を含めると、若干提出が増えます。オンラインについては803件、郵送については3万842件、窓口申請については610件、合計3万2,255件でございます。最終的に、先ほど市長が申し上げました通り、昨日押さえた分までできますと、提出率は70.5%ということで、7割を超えているという状況でございます。

次に、給付金の振り込み等の状況でございます。これは予定も含めてという記載になります。初回の5月19日が初回の振り込みということで、その際には対象給付者数については1,430人、1億4,300万円ということですし、明日予定してございます5月22日の振り込みにつきましては、給付対象者が1,306人、1億3,060万円ということで予定をしてございますし、来週の火曜日になりますけれども、5月26日、ここでぐんと一応件数が増えまして、救急対象者2万746人、20億7,460万円を振り込むことで現在事務を進めているという状況ですので、これはあくまでも見込みという状況でございます。合計につきましては、見込みまでを含めまして、給付者数対象者数につきましては2万3,482人、23億4,820万円ということで、支給の割合につきましては、給付対象者の分母に見た場合の割合として20.4%という形でございます。

今後振り込みにつきましては、火曜日、金曜日ということで週2回予定をして進めるということにしておりますので、今月中ですと5月29日が最後の振り込み予定ということになりますが、5月26日の振り込みよりも大幅に増える件数で、振り込むことで今、担当の方準備を進めてございますので、今月中には何とか5割を超える形で進められればと。6月2日翌週の火曜日では、7割8割ぐらいまで持っていきたいということで、今、担当の方、盛んと事務をしているという状況でございます。

6ページの説明は以上となります。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) はい。それでは教育委員会事務局からですが、資料の7ページについてご説明をいたします。

小中学校におけるコロナウイルス感染症対策について、前回の全員協議会の資料では、4月16日現在のものでありましたが、今回は5月11日現在のものであります。太文字の部分が変更箇所となっております。

最初に、7ページの2の臨時休業等の措置について、前回の協議会でも話をさせていただいたのですが、学校の休業判断を6段階に分けまして、児童生徒・保護者・教職員等の感染が確認された場合、医師会・保健所の助言のもと、一斉臨時休業措置をとることなど、保護者に通知をしてございます。

また、飛びまして9ページでございます。11、部活動についてでございますけれども、ここには現れてはいないのですが、緊急事態宣言の拡大を受けまして、大型連休の期間中、4月29日から5月6日までの部活動については、休日の部活動は禁止。授業日となる4月30日、5月1日の活動は、これまでと同様、時間延長しない範囲で活動できることとし、また練習試合などは禁止としておりました。その後、5月11日に通知としまして、平日の部活動については、19時を超えない範囲で延長して活動してもよいこととし、休日の活動については3時間以内、練習試合は、管内4市町、奥州市と金ケ崎町、一関市、平泉町では可能ということで、連休前の状況に戻したというものであります。

小中学校における対策については以上でございます。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 財務部の千田でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業についてでございます。私からは、1ページ目、上段の第1、臨時交付金の概要の部分と、新型コロナウイルス感染症

対策支援事業に係る予算計上の状況についてご説明をさせていただきます。

まず臨時交付金の概要です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る事業に対し、国が交付金を交付するものであります。本市への第一次交付限度額は、4億7,413万2,000円ですが、先に第1弾として議決いただいたもののほか、第2弾として、5月25日開会の市議会臨時会で提案予定の事業予算を含め、実施計画の総額は5億4,000万円ほどとなっております。

対象事業の選定に当たりましては、バランスを重視し、幅広く網羅した内容としておるところでございます。対象事業の一覧については、2ページ目、3ページ目に掲載のとおりとなっております。この部分につきましては、この後、財政課長から概要をご説明いたします。

次に、資料にはございませんが、新型コロナウイルス感染症対策支援事業に係る予算計上の状況についてご説明をいたします。支援の第1弾といたしましては、5月11日の臨時会で、一般会計予算に、特別定額給付金など118億3,277万4,000円の追加について議決をいただきました。さらに、第2弾といたしまして、5月25日の臨時会で、一般会計予算に4億2,536万1,000円の追加を提案させていただく予定となっております。この中には、6月補正として予定をしていた事業を前倒して計上したものもございまして。

最後に、今後の支援事業の対応についてでございます。日々変化しております市民生活、地域経済への影響や、国の支援策等の状況を把握しながら、予算化をお願いしていく予定でございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、財政課長から事業計画の概要についてご説明をいたします。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) 財政課、羽藤です。

今回の臨時交付金ですけれども、一次分と二次分の申請に分かれております。一次申請については地方単独事業ということで、今回国の方に、今月末までに実施計画を提出するということになってございます。ちなみに二次申請については、まだ、時期は未定ですけれども、国の交付要綱に掲載された国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏分とされておりまして、全国的に補助事業が出揃った後に二次配分額というのが決定されるという予定となっております。

資料の2ページ目、3ページ目が、一次申請分の事業一覧となっております。左端に通し番号がございますけれども、全部で48事業掲載してございます。その横に、或いはカタカナで表示欄がございますけれども、これは何かといいますと、3ページ目の最後に凡例といいますか、集計表がございますけれども、国の方に実施計画を提出するにあたっては、この から の大項目、それからアからテまでの区分ごとに、テーマごとに分類して申請するということになってございます。

それでは、臨時交付金の対象となる事業を一覧表から抜粋して紹介したいというふうに思います。

まず一つ目、命を守る事業といたしまして1億8,387万8,000円ということで、ナンバー1からナンバー24までは感染防止資材、マスクや消毒液等でございますけれども、これらの配置。合わせて1億4,000万円ほど。それから、ナンバー25の発熱外来診療所、先ほど説明ありましたがけれどもこれらの設置に1,000万円ほど。それから、ナンバー26、感染症医療体制整備、水沢病院、まごころ病院の病棟設備の整備でございます。加えて、遠隔診療体制整備ということで、前沢診療所、衣川診療所の無線LANの設備に合わせて1,800万円ほどとなっております。それからこの区分ではナンバー27の自主的な隔離措置の確保支援ということで880万円ほどとなっております。

二つ目の、暮らしを守る事業といたしまして、2億5,034万8,000円ということで、ナンバーの方が37番、家賃補助1億4,000万円ほどでございます。それから、ナンバー36におきまして、宿泊施設への事業継続資金の給付で1,500万円。ナンバー35、休業協力要請対象外の飲食店等への事業継続資金の給付で5,000万円。それから下がりましてナンバー42のひとり親家庭への

現金給付で3,895万円と。それからナンバー43の市の奨学金貸与者への一時金の支給で250万円ほど。その他となっております。

三つ目、暮らしと経済の立て直しといたしまして9,792万4,000円ということで、ナンバーの方が44番の感染症収束後の市内宿泊施設への宿泊促進という事業で3,500万円。それから、ナンバー47の和牛肥育経営生産基盤支援、これに4,700万円ほどと、他というふうになってございます。

四つ目、感染症に強い生活環境を地域経済の推進といたしまして、700万7,000円ということで、ナンバー48、庁内オンライン会議環境の構築ということでございます。

以上で説明を終わります。

(小野寺議長) 申し遅れましたが、本日の会議、5番小野寺満議員から欠席届、そして18番加藤清議員からは監査のため遅参の届けが出ておりますので報告しておきます。

ただいま当局から説明をいただきました。この件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 給付金事業ですけれども、お疲れ様でございました。休日も返上されて作業に当たられまして、本当にお疲れ様でございました。それで、他市の方では、給付金の申請書類に多くの不備があって支給ができないというような状況にもあるというふうにも聞いておまして、奥州市の状況についてお伺いしたいと思います。例えば、本人確認のコピーが添付されていなかったとか、そういう状況はなかったのかお伺いしたいと思います。

発熱外来ですけれども、このフロー見ますと、例えば、陽性の方で重篤の方は、多分入院されるんだというふうに思いますけれども、軽症者の場合の宿泊の準備等はどうなっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから教育委員会の方にお伺いをします。もし感染者が出た場合、学校がお休みになるわけなんですけれども、その際の給食の食材費。食材を納入されている事業者への対応も決めておくべきではないかというふうに思います。その辺の取り決めが今まであまりしっかりなされていなかったのではないかなというふうに思いますので、急に学校が休みになった場合の食材納入者等の対応をしっかりと決めていただければと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

それから、子供たちへの対応といたしまして、マスクをつけて、一応、事業を受けるということに今なっておりまして、体育の時も、外してもいいよって言われるときもあるみたいなんですけど、基本、マスクをして体育の授業設けるというふうになっておりますけれども、マラソン大会とか今後予定されておりますが、そういう激しい運動の時はマスクを外してもいいのではないかと。3密にならないような形で、しっかりとその辺を徹底していただければというふうに思います。マスクをして体育の授業をしていると息苦しいというような声があるようですので、お願いします。

子供さんたち、ずっとマスクつけていますので、皮膚科が混雑してまして、荒れて大変だというような声も聞いておりますので、その辺の状況も適宜みながら、時々、外していいよってというような授業っていいですか、時も作らないと、子供たち皮膚が大変デリケートですので、別の問題も出ていることをぜひ教育委員会の方でも知っていただければというふうに思います。

それからマスクを忘れてきた子供なんですけど、学校の方で備蓄していないっていいですか、ペーパータオルで、輪ゴムで、それこそ市長が言われたように作って対応している学校もあるようなんですけど、子供たち嫌がりますので、ある程度の備蓄、この前、それこそアベノマスクって言われているマスクが子供たちに配布になっておりましたけれども、そういうものを予備に持っておくとか、何らかのことをしないといけないのかなというふうに思います。

それから、オンラインの事業に関しまして、今後何があるかわかりませんのでしっかり整備をしておくということが重要になってくるかと思いますが、その辺の対応についてどうなっているのかお伺いをいたします。

それから、県の方で各市町村の独自事業ということで取りまとめをされておまして、その一覧表を見ると奥州市たったの2事業しか入ってなくてちょっと寂しい感じがいたしましたが、

今回の地方創生交付金の方でいろいろバランスを取って事業をされるようですけれども、その中の、例えばもう少しずつご説明いただければというふうに思いますが、対象事業以外に今回出していただく35番、それから42番、43番について、どういうふうな形で支援していただけるのか、給付していただけるのか、もう少しちょっと説明いただければというふうに思います。

それと、全体的なことなんですけれども、一覧表にしていいただければ大変ありがたいと思います。例えば、私たちもいろんな事業主さんとかにお声を聞いて回っておりますと、持続化給付金のこともあまり知らない。そんなことあるというようなお声をいただいたり、また、雇用調整助成金。最初の方に、市の方に、この雇用調整助成金のことについて伺ったところ、例えば、アルバイトとか、そういう方は雇用保険に入っていない方は駄目ですよってというような答えて、そうなんだと言って諦めていった事業主さんもあるみたいですが、拡大されております。雇用調整助成金。なので、駄目だと最初思っても、今、拡大されていますので大丈夫なんですよってというふうにお話をすると、そうなんですかということで知らなかったというようなことがあるようですので、給付いただけるもの、助成していただけるもの、そして融資をしていただけるもの。税金ですと、免除とか猶予とかありますし、あと、光熱費につきましても相談いただければ、いろんな猶予があったりするわけですので、そういうその一覧表もしっかり市の方で作って市民の方にしっかり知っていただくということも必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺の対応いかがでしょうか。伺います。

（小野寺議長） 佐賀福祉部長。

（佐賀福祉部長） はい。それでは私の方からは、最初の給付金の申請の状況等についてご答弁したいと思います。

まず申請書、この3日間ほどで先ほど申し上げた通数のほぼ8割から9割が一気に来ているという状況の中で今作業を進めてございます。書類の封を切って、いろいろ中を確認しながら作業を進めているわけですが、今回、添付書類として本人確認の添付と振込口座に係る資料の添付と、大きくこの2つがキーポイントという形でチェックの方もその添付の状況についてやりながら行っているということでございます。件数等については、正直言って押さえていませんけれども、私もいろいろ作業お手伝いする中で、大体50通単位で拝見していくと、そのうち添付資料がどちらかが足りないという方は、やっぱり50件やると1件から2件大体出ている状況でございます。そういう形で、割合的にいくと、50人に1人、2人というような状況で、一応その辺の不備での申請というのは見受けられるという状況でございます。

あと、よくオンライン申請の部分で、いろいろ全国的にも問題になっている状況がございすけれども、先ほど、うちの方の申請については現時点ですと803件という状況ですが、これにつきましても、ひどい市町村では報道ですと6割が駄目だったというような報道もあったわけですが、当市の方、いろいろ処理をする中で、7割から8割ほどはちゃんとした申請がなされていたという状況のようで、ただし3割弱の部分については、やはり世帯主さんでない方からの申請であったり、世帯員の記載のところで漏れがあったり、あとはご本人さんで何回も申請できる形になっているということのようですので、二重申請があったりというようなことで、先ほどの件数に対しまして実際に対象となる件数は、2、3割ほど減った形での最終的な処理になるというイメージでございますけれども、申請の状況については以上です。

実際に窓口に見えられる特にお年寄りの方が多い状況でございまして、その際には窓口等で添付書類等の内容については説明をし、やはりどうしても持参できてないという方もございますので、その辺については丁寧な対応をしながら、再度、その写し取れるものについてお持ちいただきながら、何とか窓口申請の方は、その受理した時点で不備のないような形での処理を心がけているという状況でございます。以上です。

（小野寺議長） 佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長） はい。発熱外来の診療フローチャートの部分で、軽症者の方の宿泊の準備はどうかという部分のご質問についてお話しします。

まず今回のこの発熱外来の部分につきましては、自宅療養可とかPCR検査をした後に、自宅に戻っていただくということで、現在も接触者外来で検査した方もそういう状況でやってご

ざいます。宿泊施設の準備は、県の方で何か施設を準備しているという部分がありますけれども、陽性者が出た場合に、そういった部分で今後対応していくものというふうに考えております。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) はい。それでは、学校の関係で質問を何点かいただきました。

まず、給食の食材の関係でございますけれども、3月に実際一斉休校になりまして給食がストップになったわけでございます。その時の部分でありますけれども、牛乳とかパン、それから米、こういった部分については補償、業者に対しての補償ということを予定しております。国の補助事業でこういった部分がございまして、こういった事業を活用して補償していきたいということです。それから、その他の食材につきましても、この補助事業の中で、食材を廃棄した部分、この部分については補償対象になるということで、これを活用させていただきたいということです。

それで、今後もこういった給食の停止があり得ることでございますので、議員がおっしゃった取り決め、そういったことは確かに大事な部分だなというふうに思っておりますので、この部分については検討して参りたいというふうに思っております。

それから、子供の対応ですけれども、マスクの着用の部分です。確かに体育の時間なんかは非常に厳しい部分があるかと思えます。激しい運動なんかですけれども、外しても良いのではということで、この部分については、私ちょっと承知はしてないんですけども、或いは国・県の方から指導等があるのかもしれませんが、その辺を確認して学校の方にも徹底をして参りたいというふうに思います。

確かに学校にいる間じゅう、ずっとマスクをつけている。いなくてもよいのではないのかなというふうにも考えております。それから、マスクを忘れてきた子供に対してですけれども、学校の状況を聞きますと、今現在、マスク或いは消毒液は足りているというような状況でございまして、忘れてきた子供に対しては、マスクは手当できているんだというふうに承知しておりますし、今後も十分足りるように手当をして参りたいというふうに思っております。

それから、オンラインの整備ですけれども、これは確かに今後の大きな課題であるというふうに思っております。今年度、教師用のパソコンを整備させていただくわけですが、その中でウェブカメラの搭載を進めて参りたいなというふうに考えております。いずれこの部分については事業費もかさむことでありますので、国のそういった事業等をいろいろ情報収集しながら進めていかなければならない部分だというふうに思っております。

それから、交付金事業の中の43番、奨学金貸与事業経費の奨学生の臨時支給給付金の支給事業でございます。これについては、市の奨学金の貸与者に対しまして、一時金5万円を給付いたすものであります。就学環境の維持と支援をいたすものであります。計画では50人ということでございまして、実際の現在の奨学生は、今年度当初33名でございます。それから今年度、増加分も含めて50名の計画で進めて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) はい。私の方からは、交付金事業一覧表の中の35番。休業協力要請対象外事業者支援給付金5,000万円、このことについてご説明させていただきます。

これは岩手県において、4月23日から5月6日までの間、営業の自粛を求めたというものがございます。休業要請を行ったのは、飲食店業とか運動施設、遊技場、映画館それから商業施設等でございますけれども、その中で、岩手県は、飲食店業については、接待飲食、接待を伴うものという条件をつけました。これは、風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく接待飲食営業1号店の店舗が対象となっております。これにつきましては、対象となっている店舗は奥州市内では約40店舗ほどが対象となっておりますが、市内700店舗ぐらい飲食店があるうち、それ以外の方々は給付金、協力金10万円の対象となっております。こういった中で、飲食店の方々は非常に大きな影響を受けている状況にございますので、この対象から漏れた飲食店業に対して、しかも、ひと月あたりの売り上げが前年同月と比較して、5割以上減少した飲食店事業者に対しては、一律支援給付金を1店舗当たり10万円給付しようとい

うものでございます。10万円掛ける500店舗を予定して、5,000万円の要求をさせていただきました。以上でございます。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 42番ひとり親世帯への臨時特別給付金の部分でございます。これにつきましては、ひとり親世帯に対しまして対象児童1人の場合は3万円、2人目には2万円を加算、3人目以降には1人当たり1万円を加算して給付しようとするものでございます。想定される世帯数につきましては約600世帯で、対象児童数は約1,000人程度ということでございます。6月にシステムを改修いたしまして、支給につきましては7月中旬を想定してございます。

申請につきましては、児童手当の上乗せの給付と同様に、私は不要だという方だけ申し出をいただいて、それ以外の方にはすべて給付したいというふうに考えてございます。

あと、先ほどちょっと軽症の宿泊の準備というところでちょっと説明が足りなかったんですけども、まず陽性になった場合は病院に入院していただくということになると思います。その入院患者の部分、病床が足りなくなった時に、この軽症の宿泊施設が準備されているということだと思いますので、陽性があった場合には入院ということになるものというふうに考えてございます。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) はい。コロナ関連の国、県、市の各種支援策の住民周知についてでございます。議員おっしゃる通り、改めて住民の方々がわかりやすいような一覧、見やすいような工夫をしていきたいと思っております。

ホームページ或いは広報等で、常に、特に国の方が、制度がだんだん充実していくような形も見えますので、この辺、これの更新には留意しながら、しっかり新しい情報を掴んで、そして対象者が広がるようであれば、とりわけ、その周知に努めて参りたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) まず、給付金ですけれども、申請書を送ったら、あとほっとして、入金を待っているんだと思いますけれども、不備のあった方々は大変遅れるということになって、再度また送り直して送り返してもらうということになるんだと思いますけれども、その辺、どういう手順になっているのかももう一度お伺いをしたいというふうに思います。それから一覧表につきましては、いつぐらい。次から次に、支援策も出ておりますし、拡充されたりしているのでなかなか難しいところではありますけれども、大まかなところの部分は早く作っていただきたいというふうに思います。

私たちも説明する時に、例えば持続化給付金の対象になれば、他のもの、家賃補助の対象になったり、税の方の猶予・免除の対象になったりする方々がおられますので、関連してくるわけです。その辺の説明をする時に、漏れのないように説明したいなという思いもありますし、ぜひなかなか難しいとは思いますが、一覧表。それと、農畜産業の方に対してとか、その辺と分けることも必要なのかなというふうに思いますけれども、わかりやすい一覧表をできれば作っていただきたいというふうに思いますがお伺いしております。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) はい。給付金の不備があった場合の処理の状況でございます。基本的には、添付書類がないというような部分の不備の部分につきましては、封を開けましてその日のうちに確認をするようにしてございまして、その不備の部分については、一旦、寄せる形での処理になりますけれども、その日のうち、或いは翌日の早いうちにすぐに連絡先等の電話番号が申請書にございますので、担当が手分けをして、その辺の持ってきて欲しい内容のものについてご連絡を差し上げて、実際にいただく形にはなるんですけども、出し直しというようなことではなくて足りない部分の補填をしてもらうような内容での、今、対応で、不備等の部分については行っております。

あと、先ほどずっと言い忘れましたけど、今回のチェックの中で不要の方がバツをする欄がございまして、実は相当バツで出している方々が散見されている状況でございます。これ

らにつきましては、バツだからもういらないんだよってという解釈ではなくて、バツをしてきた方々については、すべての世帯に対してその内容についての確認を行いまして、最終的に要らないよという回答いただいた方だけそのような処理をするということで対応している状況でございます。これも相当、今まで担当の状況見ますと1日に四、五十件、そういう電話でお伺いをしながら最終的な確定をしているという状況が見えますので、その辺も申し添えておきたいというふうに思います。以上です。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 一刻も早く、こういった支援事業費の交付を待ち望んでいる方々もいらっしゃると思いますので、速やかに、全力を尽くして対処して参りたいと思います。

(小野寺議長) ここで、午前11時15分まで休憩します。

< 休憩 >

(小野寺議長) 再開いたします。引き続き、質問を受け付けます。2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。

臨時交付金対象事業一覧№11、防災対策事業経費のところでございますけども、いわゆる避難所における感染対策ということでマスク、消毒液などの物資、資材等の確保ということですが、いわゆる、これに伴って、例えば第一避難所を第一、第二というような形で広めていくというようなこともあるかと思っておりますけども、それらの人員の配置とかそういったものも検討されているのか。

もう一つは、このような現状の中での避難マニュアルというものも現在検討されているのか。というのも、前回4月21日、同様の質問したわけですが、前日20日に早朝地震ありまして、その時にもやはり、このような中で自然災害が起きた際にどのように対応していくかっていうのをお聞きしたいと思います。これから雨季に入りまして、大雨というのもありますので、もし何かしら検討している、進めているところがあればお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 小野寺市民環境部長。

(小野寺市民環境部長) はい。それではお答えいたします。

当市の避難所運営に係りましては、今回このコロナウイルス感染に伴いまして、昨年の台風19号の避難所開設数及び避難者数をベースにいたしまして、そのシミュレーションを行っております。そこで、従来ですと1人当たり約2平米の面積が必要だと一応されておりました避難所運営でございますけども、こちらを拡大いたしまして、当市におきましては1人当たり16平米まで広げまして各避難所施設の床面積に対しまして何人が収容できるかという、この16平米には1人当たりの面積プラス、公共的な例えば通路部分、そういった余裕分を含めましてうちの方では算定した数字でございます。

昨年の避難所の開設数でこちらの面積を当てはめましたところ、例えば江刺の総合支所ですとか、例えば水沢南地区センターですとか、約5ヶ所の施設におきまして人数が超過するというシミュレーション結果を得ております。

昨年の台風19号と同様のベースの災害が起きた場合の避難所の運営を考えた際に、当市といたしましては、もうこの段階におきまして、今現在の34施設、第一次収容避難所があるわけでございますけども、これに加えて第二次収容避難所から6施設、こちらをピックアップいたしまして、そちらの避難所から溢れそうな施設につきましては、すでに各避難所運営班の方で、庁内において推薦をいただきまして配置をしておるところでございます。

あと、いずれ避難所運営に係りましては、1人当たりのスペースの確保ですとか、検温と問診による体調管理ですとか、こまめな換気、あとは手洗いとか咳エチケットの呼びかけの徹底というこの4点が運営に必要とされておりますので、まずこちらの徹底を図って参りたいと考えておりましたとともに、5月の下旬、もうすでに下旬に入っておりますけども、来週から水沢、江刺及び前沢地区におきまして、避難所運営班の研修会を開催したいと考えております。

また、今回、これは全国的な傾向でございますけども、避難所に関しましては、市民の方々、国民の方々も含めてなんですけれども、例えば分散的な避難。これは、当然命の安全が関わりますので、避難所に来ていただくことは当然でございますけども、例えば、市内の安全な地域

に知人の方ですとか親族の方々がいらっしゃる場合につきましては、前もってそういった連絡を取っていただきまして、そちらの方の避難もある程度考えていただくということが密集を避ける一つの手だてであるということにもなりますので、そういったことも含めまして、これから例えばホームページとか広報等で市民の方々にそうした準備段階を含めた周知を図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

(小野寺議長) 2番、及川春樹議員。

(及川春樹議員) 2番、及川春樹です。

分散的避難ということでありまして、例えばもともと外国の方であったりとか、そういった方、いわゆる身寄りがないような方々はどのようなことを例えば検討しているかというのをお聞きしたいのと、あと、例えば、ある程度以上の規模の例えば企業さんであれば、そういった会社なども避難所としてできないかという、そのような打診などをされているのかお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 小野寺市民環境部長。

(小野寺市民環境部長) 一応原則的には、今までの避難所を利用いただくということを前提として考えております。

ただ今回に関しましては、コロナウイルス感染の危険があるということでございますので、密集を避ける意味で、例えばそういった心配がある方々もいらっしゃるかと思います。ただ私たちはそちらを門前払いするわけではございませんけれども、そういった心配のある方々につきましては、そういった方策もご検討をいただきたいという形での周知を図っていただきたいということでございまして、基本的には私どもの方では公共施設を用いました避難所の運営ということをベースに考えていきたいと思っております。

(小野寺議長) 4番、高橋晋議員。

(高橋晋議員) 4番、高橋晋です。商工観光部に当たる部分ですけども、対象事業一覧の32番、34番、36番、45番に関して、詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、35番、先ほど阿部議員からも質問がありましたけれども、こちらに関して2割減、それから5割減とか様々聞こえてはくるんですけども、そこら辺、どのようになっているのかということ。

それからあとは市、県、それぞれ事業があつたりするかと思いますけれども、その辺の内容をちょっと詳しく教えていただきたいと思っております。

それから飲食業といった場合に、飲の方はアルコール対象ということでほとんどお客さんは行っていないと思うんですけども、食に関しては、テイクアウト等で努力された結果、その2割とか5割っていうふうな部分を入らないでしまっているところもあるようにお聞きしております。そこら辺どのように、対応するのかというところ。

それから、これは何月から対応するのか。3月なのか4月なのか。何月から対象になるのか教えていただきたいと思っております。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) はい。それでは、事業についてもうちょっと詳しくというお話でしたのでご説明させていただきます。

まずは32番、感染症対策支援事業費補助金でございます。これは今後、ウイルスと共存しながらお店をやっていくという形が必要になってくるというふう考えております。そういった中でお店の方々が、小売業、飲食行、宿泊業及びサービス業、床屋さんなんかもいいし、宿泊、あと飲食の方、小売りの方もいいんですけども、そういった方々が、例えば感染予防のためにここに仕切りを作ったと、ラーメン屋さんがここに仕切りを作ったというような形とか、それから、お店が例えば3密を防ぐために換気扇とかエアコンをつけるようにしたとか、そういったことをやった場合に、限度額は30万円なんですけれども、60万円の事業費を使ったら30万円は補助します。限度額30万円補助しますと。そういったことを進めて、ウイルスに強いような営業してくださいという意味で、これを40箇所ということで1,200万円の経費を上げているものでございます。

それから34番のタクシー宅配事業支援補助金でございます。これは今、水岩タクシーさんで、3キロ未満であれば1回900円で、物の運送といいますが宅配とか買い物支援をしてあげますということをしています。これについて、胆江管内すべてのタクシー組合さんが協力して一緒になってこの事業を進めていこうということを、確か、5月の20日からもうすでに始めるというお話がありました。その中で、この事業が上手く進むように、900円のうち400円、1回900円ところを1回400円分はこちらの方で補助して、そして1回500円でその宅配事業を進めていくという形で利用できないかということでの補助でございます。これにつきましては、タクシー事業組合の方々にもご相談申し上げ、盛岡では500円というお話があったんですけども、いや、うちの方は400円でいいと。それは、今はウイルス対策でやっているけれども、将来的には、これを高齢者の宅配事業の方に結びつけていきたいのだと。そういった中では、補助金の額があまり安過ぎても駄目だしって意味では、この400円の中で、長く助走期間をもった中で進めていければいいなということで、今は、そういうふうな飲食の宅配もありますけども、将来的にはそういった買い物支援の中に結びつけていくような新たな事業展開という意味で要求させていただいたものでございます。400円で1日当たり30回、それを120日間という形で要求をさせていただきました。

それから36番ですが、宿泊事業維持給付金でございます。これにつきましては、宿泊業というのは主として県外からの宿泊者が多くて、その中で今、県外からの行き来を止められているという中では宿泊業は本当に苦しい状況でございます。その方々につきましては、もう施設につきまして、一つの施設につきまして、収容人員に掛ける5,000円ということで、4か月ぐらいということで、24施設に対して、もう10万円から100万円、規模によって違うんですけども、一律ここは給付して持続を図っていただくということで、宿泊事業者に限定して、給付金を支出するというものでございます。

それから、45番につきましては、これは観光物産協会が行う各種事業補助なんでございますけども、これにつきましては、観光物産協会の方にはいろんな会員さんの方もいらっしゃいます。いろんな事業者の方もいらっしゃいます。そういった中で、今こうやって飲食店の方々とか物産の方はかなり苦労されているんですが、そういったことの宣伝を、例えば奥州FMとか、それから胆江日日新聞社の掲載とかっていうものを、事業者さんがやるんじゃなくて、市の方で観光物産協会さんの方に委託して、そういった活動を支援していくってことをやっていただきたいということでお願いするものでございます。市としてはいろんな事業者さんの宣伝広告とか、それから日帰り入浴券、入浴する施設もありますけどそういったところスタンプカードをやるということとか、それから飲食店とか宿泊促進という意味で、宿泊された方に例えば地場産品をプレゼントする企画とか、飲食店に来ていただいた方になればある程度そういったプレゼント企画とかというような形で、今ある状況を早く回復するようなイベント企画を、観光物産協会さんをお願いして進めていただくというものでございます。

それから、ありましたけども、5割減とか3割減っていう考え方でございます。実は5月11日にお認めいただいた家賃補助、これについては県の方では、5割以上の減少があったところの飲食店とかサービス業については5割以上であれば出しますよっていう話があったんですが、それでは足りないだろうと。漏れるところがあるということで、私たちは、2割以上のところについては対象にしましょうということを企画させていただきました。基本的にやっぱり大きく落ち込んだということは5割ということがあるということでございます。今回のところでも、飲食店業者さん、大きく落ち込んだと思います。そういった中でやはり5割ということを出させていただいたものでございます。それから、飲食業、アルコール、テイクアウトといろいろありますけども、実際飲食業の方々に聞いてみると、一番大きかったのはやっぱり4月と5月だそうです。テイクアウトは5月頃から出てきたんですけども、実際は4月のやはり歓送迎会とか入学関係とかそういったもののものが大きくアウトになっていたんで、ここについては5割ということ考えさせていただきました。それから適用ですけども、6月の上旬にはこういった形でものを出して、早くご支援できるような形を整えていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

< 「事業対象は遡るのか。」との声あり >

(菊地商工観光部長) すいません。はい。事業対象でございますが、時期については、できるものは遡りまで考えてやっていきたいと思っております。その辺については、もう個々の事業によってちょっと変わってきますので、そういったものを見定めながら決めさせていただきたいと思います。

(小野寺議長) 高橋晋議員。

(高橋晋議員) はい。ありがとうございます。そうしますと、大体支給するのはいつぐらいから始められるのかっていうことを教えていただいて、最後にしたいと思います。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) はい。給付する事業につきましては、できれば6月の中下旬からはできるような形に整えればというように考えているところでございます。

あとはいろんなPR事業とかそういったものにつきましては、いずれそのお願いした団体の中で進めていくような形で、お話し合いしながら、随時対応できるようになればなというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 16番、飯坂和也議員。

(飯坂一也議員) 全部で4点お伺いします。

特別定額給付金についてですが、ホームページを見ますと、郵送申請については審査に2週間ぐらいかかるということが書かれていて、実際には6月になるのかなと予想されたんですが、実際にはそういったことではなく、すぐにも取り組まれているというようなことで捉えていいのかどうか、その点について1点です。

それから、個別の施策になりますが、先ほどもありました、37番。これは、家賃補助について。それから、農林部さんの方で、41番の学校給食地場産牛肉利用拡大事業、それから、47番、和牛肥育経営生産基盤支援事業。この内容についても教えていただきたいと思います。

家賃補助についての質問ですが、措置済みということになっていて、あと市独自の取り組みもあって、非常にありがたいわけですがけれども、家賃補助が非常に負担に重くのしかかっている事業者が奥州市にもいっぱいありまして、岩手県内に、例えば3箇所店舗がある、複数箇所店舗がある、事業所がある、そういった中で、5割どころか売り上げがほとんどない中で、数箇所の家賃補助が非常に大きくなっているといったことで、今、措置済みにはなっているんですが、今後においても、こういった、どのようなことができるのか、検討重ねていってもらえればなと思っておりました。国においても家賃支援、非常に議論を盛んにしているわけなんですけれども、今後、国からの方向性として、地方の実情に合わせて活用できるようにという形で出るのではないかなあと、そのような意見、考えも強く出ているようですので、そういったことにも配慮しながら、地域の実情できるだけ掘んでいただいて、家賃支援は引き続き力を入れて行っていただきたいなと思っておりました。以上です。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) はい。私の方からは給付金関係のご質問にご答弁したいと思います。

まず現在、先ほど事務処理の状況等についてはご説明をさせていただいたところでございますけれども、ホームページ等に、2週間という期間の内容について掲載をしてございますが、この部分につきましては、申請をこちらでいただいてから振り込みするまでに、最低ちょっと2週間ぐらいは見ていただきたいという意味合いでございます。実際にその申請を受けてそういう審査事務なりいろいろの準備段階の事務については、随時、着いたものから取りかかっているところでございますけれども、いかんせん今週の月曜日ですが、1日で1万件超える形で郵送と窓口と申請がございまして、いろいろ対策室等で10人、或いは15人と人をふやしながら対応しているところでございますけれども、正直申し上げて、なかなか追いついていないというのが率直なところでございます。ですので、担当の職員、今、夜10時ぐらいまで、部を挙げて残る形で、何とか早く市民の皆さんの方に振り込みしたいということで、取り組みをさせていただいておりますし、生活支援部会を超えて水沢庁舎中心でありますけれども、全庁的な最初の封開けの作業の依頼ですとか、そのような形で職員に応援をいただきながら何とかこうやってい

きたいということで進めてございますけれども、そういう状況もございまして、申請からまず2週間は見ていただきたいという意味で、ホームページの方、そういう期間の周知という形をとらせていただいているというところでございます。以上です。

（小野寺議長） 鈴木農林部長。

（鈴木農林部長） はい。私の方から41番と47番の事業の内容についてご説明いたします。

まず今回の支援の部分でございますけれども、新型コロナウイルス感染症に係る農業の影響についてということで、市と両農協さんと、トップを含めて情報交換、或いは意見交換を行いました。その中でやはり、肉用牛の肥育農家にとって非常に需要が落ち込みまして、肉用牛の下落が大きな打撃となっているということが浮き彫りになってきました。このままでは、やっぱり前沢牛或いは奥州牛、江刺牛のブランドを維持できないという状況ではないかというふうに危惧が共有されたところでございます。

枝肉の標準的な生産費と販売額の差額の9割を補填する、肉用牛肥育経営安定交付金制度、いわゆる牛マルキンと言われる制度でございますけれども、これはあるものの下落幅が非常に大きく先が見通せないという状況の中で、生産意欲がそがれるのではないかという危惧がございします。

そこで、支援策としまして、ぜひ、肥育農家が今後も鋭気をもって、事業を継続してもらいたいという、こちらの部分をはっきり出したいということで、市内産の素牛の1頭当たり9万円を助成するということに考えてございます。これは県の助成が、素牛1頭あたり1万円ということでございますので、合わせて10万円を助成したいというものでございます。うちの方、かなり素牛のその部分が、頭数が非常に多ございまして、いずれこれについては県も5月からということでございますので、今月から9月までとちょっと限定でございますけれども、525頭を予定してございまして、その部分を9万円ほど補助したいなというふうに考えてございます。これは合わせて、繁殖農家からの購入の部分も非常に子牛価格も下がってございますので、これの下支えって意味合いも込めまして、そういった形にしたいなという形でございます。

またもう一つ、支援策といたしまして、これは41番でございますけれども、これはいわゆる学校給食への食材の補助ということで、特に今回の落ち込みが激しい牛肉に限って、やはり前沢牛、奥州牛、江刺牛の消費を喚起するために、市内の小中学校に対して学校給食にこういった食材を供給する場合はこちらで助成するという、全額助成するということで考えてございます。各学校2回以上はそういったものをメニューに出せるものというふうに考えてございます。なお、県の方でも、国の補助を使って、学校給食に牛肉のその部分について3回ほど出す予定、県内のすべての学校に対して3回ほど出す予定になってございまして、これは岩手牛っていうことで出すということなので、ちょっと前沢牛、いわゆる奥州牛、それから江刺牛が出せるかどうかかわからないので、こちらとしては地元部分で助成したいということでございます。以上でございます。

（菊地商工観光部長） 私からは37番の家賃補助のことについてご説明させていただきます。これにつきましては、5月11日に開催された臨時議会において、予算の方ご承認いただきました。ありがとうございます。

その中でこの中身でございますが、まず1つは、3つの形があります。

1つは、県の方で行う家賃補助制度がございします。売り上げが減少した、売り上げが50%以上減少した小売業・飲食業・宿泊業・サービス業の方で、家賃の2分の1を県が4分の1、市が4分の1、つまり半分補助しようという制度でございします。ただこれは、限度額が上限10万円で、最大で3箇月で30万という制度でございします。

それから以下が市独自の支援制度がこの中に含まれております。

2番目です。家賃補助の対象者、5割以上減らなかったよという方々です。2割から5割未満の減少だったという小売業・飲食業・宿泊業の方々と、店舗等をお借りしてやっているよという方につきましては、市が単独で、上限5万円ですけれども、家賃の2分の1として上限5万円として3箇月最大15万、これを補助しようというのが、この市単独事業の中に含まれ

ております。

それから3つ目です。小売業・飲食業・宿泊業・サービス業の方々と、自分の建物を所有していますよ、ただ、事業店舗やる時のローンが残っているんだよという方々につきましては、店舗分のローンについて、上限5万円で3箇月間15万円、これも補助しましょうというものを作っております。

この3つが入っているのが、この家賃補助の制度に入れているところでございます。以上です。

もう1点です。今後の家賃補助をこれからもやるべきだというお話がございました。これについては、国の方で今、出しているものがありまして、国では年内に6箇月間、家賃の3分の2を補助しましょうという制度を今考えていらっしゃるようでございます。ただこれはまだ決定していませんので、その制度を見極めた上で進めていく必要があると考えているところでございます。うちの方でのものが対象になれば、4、5、6の3箇月間が仮に対象になって、家賃補助をいただいたと。それで国の方の制度が、もしも、制度が許されるのであれば、7、8、9、10、11、12の6箇月間をやれば、年内の家賃の補助が継続してやられるのかなという部分が期待されるところでございますが、これは国の制度を見ながら考えて参りたいと思っていますところでございます。

複数店舗の件でございますが、今回のものにつきましては、1事業者につきという形で考えている制度でございます。

(小野寺議長) はい。6番、高橋浩議員。

(高橋浩議員) 6番、高橋浩です。市の各部署におかれましては、コロナ対応ということでご苦労されていることに対しまして、改めて感謝申し上げますところでございます。お疲れ様でございます。

それで、私は先ほどの発熱外来の関係でお尋ねを申し上げます。先ほど発熱外来の関係で説明をいただいたところでありますが、この発熱外来の設置にあたっては、医師会さんのご協力等あったようでございますが、従事スタッフ、医師1名、看護師さん、技師さん等々、スタッフさんがあるようでございますけれども、この辺の、もうちょっと詳細。例えば、週2回やるにあたってお医者さんは交代でいくのかとか、何人ぐらいのお医者さんがご協力いただいているのか。もしくは、看護師さん等は公立病院の方から派遣されるとかそういうようなところ、もうちょっと詳細にご説明をいただければと思います。

もう1つ、このPCR検査ですが、PCR検査につきましては、検体を取った後は、検査はどちらの方ですか。そのところについても、お尋ね申し上げます。

それと確認でございますが、あくまでも、発熱外来につきましてはコールセンター等に相談もしくはかかりつけ医のお医者さんから、保健所なり帰国者・接触者相談センターに連絡して見てくれということを伺ってから、発熱外来に伺って、そこでトリアージを受けて、必要があれば検査をするというようなことでよろしいのか。申し訳ございませんが確認をお願いいたします。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) それでは発熱外来のスタッフですが、医師会さんの方のお医者さんは、はっきりした人数ではありませんけれど10数人のお医者さんが手あげして、17人のお医者さんが手を挙げてくださっているということです。ですので、その先生方でローテーションを組む形になるかと思います。それから看護師さんと検査技師さんですが、これは公立の例えば水沢病院とか、あとは金ヶ崎診療所もご協力いただけるということですし、あとは江刺病院の看護師さんもいいですよというふうに言っているだけで、ここも何人かでローテーションになります。

それから、PCR検査は、どこでというのは検査機関のことでよろしかったでしょうか。民間の検査機関に委託ということになります。

それからフロー図ですが、先ほども申し上げましたが、コールセンターに委託となりましたけれども、住民の方々、コールセンターよりも、まだ保健所さんの方にご相談されているよう

です。それで保健所さんとも医師会の先生方とも協議して、このフローチャートを作り上げたわけですが、窓口はやはり一本の方がいいんじゃないかということで、保健所さんの方で取り仕切っていただくという形になります。もしかして段々に患者さん増えてきた場合は、かかりつけから直接ということもあり得るかもしれませんが、今はまだこれでいきたいと思います。以上です。

(小野寺議長) 高橋浩議員。

(高橋浩議員) どうしても発熱外来が設置されたということになりますと、ついつい、感覚的に直接発熱外来にというようなイメージが持ちがちになってしまいますので、その辺の市民の皆さんへのお知らせをきちんとされた方がよろしいかと思しますので、その辺を十分に市民の皆さんにご理解いただいて協力いただけるように、そしてその発熱外来が、非常に先生方の協力もありながらうまく回っていくような方策をとっていただければと思います。その辺につきましてもう一度質問、説明をいただいて終わります。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) 先ほども保健所とお話したんですけれども、やはり保健所さんの方でご相談いただいて、この方は急ぐ人、この人はまだ待てる人というふうなことで、保健所さんで振り分けて、急ぐ人は本当にすぐ診ていただけるような体制をとっていきなと思います。例えば直接、住民の方が発熱外来にいらして、すごく重症だとか急ぎの方だったとなると二度手間になりますので、そういうことがないように周知していきなというふうに思います。以上です。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 11番、千葉敦です。発熱外来と小中学校の対応、大きくこの2点について伺います。

まず発熱外来についてですけれども、4ページに、7番の3に、発熱外来では、(3)に処方解熱剤のみとあるんですが、風邪の症状を持って訪れる方が当然多いかと思うんですが、解熱剤だけっていうのは理解ちょっとしかねるんですが、やはり一般的に考えられる風邪の薬は出せないものか、出さないものなのか。ちょっとこ、出さないというふうに書いているんですが、出すべきではないかなと思うんですが、どのような検討なのかをお願いいたします。

それから、フローチャートの方からですけれども、この図全体を見た場合に、私は発熱外来を設けるといのは、保健所の負担を減らすためではないのかなと、1つそういう観点があると思ったんですが、結局保健所の負担は変わらずというか、かなり増えるのではないかなと私は思うんですが。例えば、かかりつけ医療機関からも直接、発熱外来に予約をできる状態というのをつくれるものなのか、その辺を伺います。

それから、自宅で経過観察というところを書いてあるんですが、コールセンターから自宅で経過観察ですけれども、具合悪いということで電話された方が観察だけで済むのかどうか。フローチャートがこれで終わるってことは、どうなる、どのように。行き場が失われるようなフローチャートになるかと思うんですが、フローチャートはどこかに最終的には解決という、かしなきゃいけないと思うんですが、その辺を伺います。

それから、かかりつけ医療機関ですけれども、その自院で対応かっていうのは、これはコロナとは関係ないだろうからってということで、処方等されるんだというふうに理解しましたけれども、保健所に連絡した上で緊急性がないから発熱外来の診察日に、その発熱外来に回るといふふうに読みとったわけですが、その期間やはり急がなくても、風邪の疑いがあるって最初受診していると思うので、その間、これで見ると処方はされないで2、3日待つという。風邪の状態で2、3日待つということになるのか、或いは自分で薬買って飲むということなのか。それでは、せっかく診察に1度行ってから、そのようなことになるのか。行ってしまいうんじゃないかと思いますが、それについて伺います。

それから、小中学校対応、8ページのところの、7番の出席停止等の扱いについて、これは前からあったわけですが、ウとエとオの書き方が混乱しておりますので、これはやはりスマートな整理が必要ではないかなと思いますが、今日でなくてもいいですので、次の時には直していただければと思います。

それから9ページの部活動。新たに11番の部活動で、ウが追加になっていますけれども、この19時を超えない範囲ということですが、部活動、19時を超えないという基準の1つの理由があれば教えていただきたいです。以上、お願いします。

(小野寺議長) 伊藤保健師長。

(伊藤保健師長) それでは、まず1点目の解熱剤のみでよいかということですが、これは先生方と相談した結果、いろんな薬を出す事務が煩雑になるので、まず解熱剤のみで当初はいいのではないかというご意見がございました。解熱剤も出さないという方向もありますけれども、それではまた患者さんが違うところに行ってしまう可能性がある。だから解熱剤は出しましょうということでした。

それから、2番目の保健所さんの負担にならないかということですが、保健所も一緒に入ってこれを作り上げました。その中で、今の体制であれば十分できますということでした。人員も、保健所さんの方ではふやしているということでした。4月あたりが一番相談件数多かったそうですけれども、今、大体1日10件から15件ぐらいの件数で、対応できますということでした。

それから、3つ目のコールセンターからの自宅で経過観察というところですが、これは多分、流行地域から来た人とちょっと接触があって心配だとか、そういう一般相談も含めてのことだというふうに理解しております。そういう方が、症状がないのにただ心配している方ももちろん相談はあるようですので、その方々は、自宅で待機して様子を見ていてくださいということになるのだと思います。

それから、4つ目。かかりつけ医療機関からの自院で対応かということのことだったと思いますけれども、多分、熱がある人、電話をしてのことだと思いますけれども、熱のある人はちょっと、ということもあるようです。その方は、あとは保健所さんというふうに流れてきているということだと思います。以上です。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) はい。小中学校の対応についてご質問をいただきました。

最初に、8ページの出席停止等の取扱いの表現がちょっとあやふやじゃないかということなんですけれども、このウとエとオにつきましては、上書きではなくて、その都度の部分を表していましたので、最終的にはオの部分で動いております。ただこの部分についても、今現在、国の方の対応も変わってきておりますので、こういった部分も含めて見直しをして参りたいというふうに思っております。

それから、部活動の部分ですが、19時の基準、根拠ということですが、平日の部分については2時間、それから休日は3時間以内というそういった基準がございます。そして平日については、例えば5時から始まって午後7時ということでの、19時を超えない範囲ということですが、以上でございます。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 発熱外来の診療所の事務処理が煩雑になるという、そういうふうに言われて、何と私も質問していいかわかんないんですけども。そういうふうに決まったっていう、ちょっと疑問は持ちますけれども、スムーズに事が運ぶことは本当に期待するところです。

保健所の負担にならないとは言いますが、確かに現在は、岩手県は感染者もゼロですから、相談件数も少ないということですが、やはり万が一発生した場合には、数が、相談なり発熱外来をまわるような方々がどんどん増えると思うんですよね。やっぱりそういった時には、ストレートにそのかかりつけ医から発熱外来に行くというふうに、私はした方が。でないと、今後、秋、或いは次の冬には、発熱という時は普通の風邪もあるし、インフルエンザもあるし、そして、コロナの疑いもあるわけですので、かなりここの数が増えると。もうかかりつけ医療機関では、熱あるから見られないとなったときに、かなり混み合うと言ったらいいんですか。多くなると思うんですよね。ですからその辺をもう今のうちから考えて対応すべき、準備しておくべきではないかなと思いますので、その点を伺います。

部活動の方ですが、学校の部活動は今の説明でわかりましたけれども、小学生の中に

はスポ少に入っておられる子供たちもたくさんいるわけですが、なかなかスポ少の方に伺いますと、7時では指導する指導員の方々が仕事終わってから行った場合に、7時ではほとんど指導ができないと言った状況にあるので、この7時というのを少し延ばしてもらえないかという要望を私受けましたけれども、それについてどのようにお考えなのかをお願いします。

(菅野健康増進課長) 委員長。

(小野寺議長) 菅野健康増進課長。

(菅野健康増進課長) それでは発熱外来の処方、処方といいますか解熱剤の件で補足説明させていただきます。当初医師会の先生方というところ設置にあたって、どの部分までこの発熱外来の機能を持たせるかというところで何度か協議を重ねて参りました。他市で先行しております検査センターでは、PCR検査のみで処理されているというところもあるんですけれども、先生方が、熱のある方がそのまま検査、或いはそのまま様子見てくださいで、患者さんをその処理をせずにいることはやはりよくないよねっていうお話もいただきまして、最小限の解熱剤で対応すればいいんじゃないかというお話になりました。その過程においては、処方せんを作って、例えば薬局等に行くという、そういうお話もありましたけれども、無駄な接触をふやしてしまう可能性があるということもありまして、その場で熱冷まし程度の薬は渡しましょうという先生方の配慮でございます。

それから、フローチャートのかかりつけ医から直接発熱外来のルートも考える必要があるんじゃないかという中身でございますけれども、スタート時点、今の陽性患者が出ていない状況ですと、或いは問い合わせ件数を見ますと、こういうフローの図面に対処できる状況にありますけれども、これが県内での発生者、或いは蔓延した状態に、そういう状況になりましたらば、見直しをかけて、直接かかりつけ医の先生から発熱外来へというルートも必要ではないかというふうに考えます。状況を見ながら検討していきたいというふうに思います。以上でございます。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 私の方からスポ少の関係でございましたが、スポーツ少年団については、委員さん今ご質問の通り、基本的に社会人の方々に指導者になっていただいておりますので、仕事終わってからの指導となるとなかなか7時では難しいというようにお話をいただいているのはその通りでございます。

それから、スポーツ推進を考えますと、確かに、これからどんどん拡大をしていきたいと思っているところではございますけれども、今現在の市の、と申しますか教育委員会の基本の方針としまして、小中学生については、基本まだ不要不急の外出は控えていただくというのが、前提条件でございます。その中でも特例的な形で、部活動については7時まで何とか認めるよというような方針が今出ているということでございますので、もう少しここは我慢をいただいて、小中学生については今はその7時を限度という活動を考えています。これについては、ただ段々には少し緩んでいく方向になるのではないかなと思いますけど、今現在の小中学生の考えに基づいて、スポーツの活動もそれに準じていきたいというところでございます。ご理解をお願いいたします。

(小野寺議長) 11番、千葉敦議員。

(千葉敦議員) 我慢をしてくれということですが、スポーツ振興の立場から言えばやはり、学校は学校としての立場もあって、7時までということは言われますけれども、やはり、どうしてもその場でやはりスポーツをやりたいという子供たちも現実にあるわけですので、幾らかでも緩めていただけるよう配慮いただければと思います。

それからもう1つですが、最初の報告の中に、今までもですけども、各団体、或いは会派等から要望や要請等がいくつかというよりもかなり、全部足すと二桁になるくらいあるかもしれませんが、それらの要望要請書の写しについて、各会派一つでいいですのでいただければと思うんですが、ご配慮いただけないでしょうか。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) 前段のスポーツ少年団の部分につきましては、今までも教育委員会

と詰めながら協議をしていてきたところでございますので、少し事情を勘案しながら、再度、教育委員会と話し合いをしたいと思いますが、今、今日時点ではなかなかまだ難しいということでございます。よろしくお願いします。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 要望書等の写しのお渡しについては検討させていただきたいと思います。

(小野寺議長) 他にございますか。ここで午後1時まで休憩します。

< 「休憩」との声あり >

(小野寺議長) 再開いたします。休憩前に引き続き、質疑を受けます。

8番、瀬川貞清議員。

(瀬川貞清議員) 発熱外来の件でお尋ねいたしますが、かかりつけ医療機関は、診察が必要だというふうに認められた場合に、必ずそこで見てもらうことができるということで確認して良いものでありましょか。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) 午後、保健師長につきましては、発熱外来の物品の収納がありまして欠席させていただいております。私の方から、お答えします。

今の質問については、かかりつけ医療機関で、自院で対応不可の場合、必ず受けられるかどうかという話ですね。この部分につきましてはこのフローチャートを見ていただきたいんですけども、奥州保健所さんの方でいろいろ本人から状況を聞きまして、パターンとしては、かかりつけ医療機関に戻すパターンもございます。これは大丈夫だということで戻す場合もあります。

ただ、現在のところ、これがなかなかやっぱりお医者さんもこれは必要なんだという部分があって、なかなかこっちに戻るってことよりもやっぱり接触者外来に今のところを回っているような状況ということでございますので、これはきっと下の方に降りてくるという状態になると思います。以上です。

(小野寺議長) 関連でどうぞ。及川善男議員。

(及川善男議員) ちょっと今の点、この間、いろいろね、全国的に問題になったのは、かかりつけ医が必要だと認めても、なかなか検査してもらえないっていうことが全国的に問題になっているし、我々も調査した段階で、なかなか奥州保健所からやっても今まではね、県の審査会かなんかでチェックをして、その通りにならないケースもあるということも聞いてきたんです。

それで、発熱外来に皆期待するのは何かっていうと、自分がね、お医者さんに行って、これはちょっと危険だねというふうになったときに、確実にね、やっぱり検査してもらえっていう保障が必要だということだと思います。そのために、発熱外来を設置するわけだから、そういうことがきちっとやられないと、保健所のどういう判断でやるのかわからないけど、かかりつけのお医者さんに信頼して行って、そこで検査必要だねってなったものがはねられるっていうことになると、非常に行政に対する不信も出てくる。私はやっぱりそのところね、きちんとそういうことにならないように、風通し良くしていく必要があると思うんで、一応頑張っ、そうなるように。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 善男議員おっしゃる通りなんです。それも、奥州市と金ケ崎が設置者で設置することになりましたよね。ということは、一般市民、この胆江広域の住民の方々は、市と町が設置したんだから責任者は市で、町で、一定の分ちゃんとルール守って我々は行くから、我々の要求が叶うそういう診療所であって欲しいって思うんですけども。

批判になることを言うわけではないんですけど、設置者は我々なんですけれども、そのコントロールは県がすると。だからこれは駄目、あれは駄目、こういうふうにしろっていうふうな部分のところで、最終的にこのスキームも、かかりたいですよと言ったら、まずその前にかかりたいですよっていう人は、保健所に電話して、かかっていいかどうか、どこにかかるか決めてもらってからにしろという話なんです。ですから、そういうふうな部分で私が何を言いたいかって言えば、今のように我々が感じているようなことに対して、こうであればちゃんと

かりつけの先生でも、民間の検査をして、不審不明なところを明らかにできますよ。こういう場合だったらこうですよっていうふうなところ、この発熱外来を設置することによって、明らかにするのが目的であるって私も思っているんで、そういうふうなところに関しては、我々も今、激励いただきましたけど、部長には引き続き力を込めてやらせますけれども、いっぱいネットワークある方々なんで、少し県に、言えば厚労省っていう形もやや思うんですけど、少し上の方に上げてもらわないと。二言目には、それをやると混乱するとか、秩序が乱れるとか、何か本当に国民のことを信じてないような話ばかり国は言ってくるので、決してそんなことはないんで、できれば私がなぜ立ってここで言ったかと言うと、一生懸命そうありたいと思っていますけども、そうさせてないのが、どちらかといえば、県、国の方の考え方が、民間と少しずれているような気がして私は現場に立ってはおりますので、その辺は皆さんのルートも使って、いろいろと上に上げていただければありがたいなと。いずれ今のご意見についてはそうなるように努力をいたします。

（小野寺議長） 及川善男議員。

（及川善男議員） 我々のルートは頑張りますから、ぜひお願いしたいと思います。公明党さんのように与党の方もおりますからね。国に対して働きかけてもらえば、前進すると思いますから、ぜひ頑張ってください。

（小野寺議長） 他に、12番、廣野富男議員。

（廣野富男議員） 大きく4点ほど伺います。

まず発熱外来のフローチャートを見ての感想ですが、これは市民にはどういうふうなPRをされるのかなっていうのがまず1点。

2点目は、これを見て市民は、どういう行動をすべきなのかなっていうのがちょっと思いました。なぜかっていうと、コールセンターの実績はないということですから市民の方々はかかりつけ医に行くと。まあ、ここでいいんですが、自院での対応が不可の場合は、保健所に聞くのか、紹介してくれるのかわかりませんが。その下に予約受付へというふうにあるんですけど、これは市民が個々に行動するということになるのか、どこかかかりつけ医の方が窓口になって、相談センター、保健所なり発熱外来の方に紹介してくれて、要は、本人は必要に応じてすぐ発熱外来の方に行けるようになるシステムなのかどうか。要は市民が、保健所も行く、かかりつけ医にも行く、診療所にも行くっていうのでは、体調不良の人はちょっと大変だなというのがありまして、その辺はどのように市民は行動すべきかっていうふうにちょっと感じましたので、その点ひとつお願いをしたいと思います。

大きい2つ目は、特別定額給付金の話です。先ほどの担当部長の話ですと、給付金は不要というのは50件ぐらいあるというお話でございましたが、市民の中には寄附をしたいというふうな話があったのかどうか。どこかで、市民の要望等もあって、基金を創設したと。当然市も出資するといいますが、当然、市も負担をしながら、市民の善意をこのコロナ対策に充てるための基金創設をしたという記事が、数日前でしたか、載っておったんですが、そういう考えがあるのかどうかについて伺います。

3点目は、臨時交付金の部分で、No.14、放課後児童教室に空調設備を設置するっていう文言があるんですが、児童クラブはそれでいいんですが、放課後児童教室に対しては、今回、対策を講じられないのかどうかということ。伺いをしたいと思います。

あと、ちょっと形状が違うので、ちょっと今めくりますが、自主的隔離支援っていうのは、ナンバーなんぼでしたかね、あったんですが、これは福祉施設だったと思うんですけど、この自主的隔離支援は、具体的にどのように市ではイメージしているのか、考えているのか、ご紹介いただきたいと思います。

（小野寺議長） 菅野健康増進課長。

（菅野健康増進課長） はい。それでは私からは1点目の市民への発熱外来のPR、周知の点について、お答え申し上げます。

まずフローチャートにつきましては、現段階では県の保健所と、市と金ケ崎町での共通のやりとりの中で作成したものでございます。これはある程度、事務担当向けの表現にもなってご

ざいますし、これにつきましては市民への理解できる表現、それから市民が迷わずにこういう状態であればこちらの方に進むんだという形のフローチャートに作り変えて、ホームページ、或いは広報誌に掲載して、発熱外来がこういう形で設置いたしますということをお知らせしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

＜ 発言する者あり ＞

（菅野健康増進課長） かかりつけの先生、医師会のご協力もいただきながら、かかりつけ医の先生方に受診されたという場合には、かかりつけ医の先生方からのご案内いただくような形もとりたいと、お願いするように、医師会の方にもお願いしたいと思いますし、患者さん本人の動き方として、迷わずにといいいますか、わかりやすい理解しやすい形での周知の仕方を取りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

（小野寺議長） 小沢市長。

（小沢市長） 廣野さんの答えに、私がこれから言うことがすっかりその通りであるってことではなく、変わる可能性もありますけど、基本的な考え方を申し上げます。

まず発熱外来ができる前に、接触者外来っていうか、その検査場所が、奥州金ヶ崎にはあるんですけども、そここのところの能力がやや少なかったということと、かかりつけ医がかかってこられても、ご案内の通りすぐPCRの検査もできなかったというようなことで、実は大きく、その接触者外来もうんと大変だったし、かかりつけ医の先生方も結構、患者さんを受取るけれども、先に紹介する場所がなくて大変だったという部分を、幾ばくでも緩和できればということところが一つ大きな目的として今回、設置されるということです。

今度、患者側でいうと、いきなり熱が出たと。でも、奥州市外に出たことがないっていう人は、これはコロナではありません。これは普通に、急に何だか疲労が重なって疲れが出たよって、それは何とかかかりつけ医に行って、薬、診てもらえばいいと。

いや、実は誰々と会ったとか接触したとかっていうふうな可能性があって、それは思い当たるふしがあるはずなんです。その方は、まず具合悪いってなっても、保健所に電話してこれこれこういうことで、今37度5分以上の熱が2日も3日も出ているんだけどもしたらいいかという電話をします。そうすると、一定の分の聞き取りがあって、わかりましたと。したら、今度の木曜日に、どここの発熱外来に行ってくださいとか、接触者外来でというふうな分のところに行ってみてもらってというふうな指示があって、その時点で予約がとれる形になります。何月何日の何時からどこに行けと。特に発熱外来は完全予約制です。ですから、そこに行って診てもらおう。なるほどと。どちらかっていうと、接触者外来より発熱外来の方が、そのハードルは少し低くなっています。

それと、さっきお話に出たように、かかりつけ医の先生がこれどっちにしても、本人の言うことは信じるものの、どうも何ていうか、心配がぬぐえないっていうふうな部分に関しては、かかりつけの先生からも保健所に行って、発熱外来でPCR受けさせてっていうふうな話になれば、多分、PCR受けることができるようになる、というような感覚なので、具合悪い人があっちに行ってお願いします、こっちに行ってお願いしますって、もしその人が陽性患者だったら、感染拡大させるというようなことにはならない。あくまでも、そういう方は自宅で待機してその日までと。熱が下がらない云々って話になれば、それは接触者外来何なりっていうふうなところに来ていただいて、それで、処方しながら検査をするというような形になると思うんですけども。いずれ、一気に重篤になるっていうこともあるようなので、その辺のところは保健所でもマニュアルわかっていますけども。

もう一度繰り返します。発熱外来ができて、基本的には、保健所が窓口の完全予約制。ただし、できることによって、今よりは検査の件数が、回数っていうか可能性が増えるということ。それからかかりつけの先生が医師会の協力で動いているっていうこともありますので、発熱外来の方が、検査をしてもらえるという回数という可能性が極めて高くなるということで、一気にそこで、さあ、いろんな人来てくださっていう状況にはならないっていうことについてはご理解をいただきたいし、いずれ、患者さんが動いて行動していただくっていうことに、基本はなるのですよっていうことです。

(佐賀福祉部長) はい。私の方からは給付金の前段の部分の、現時点で寄付等の申請のチェックの段階で、そういう希望の方がいたかどうかの部分についてまずご答弁させていただきたいと思います。

先ほどチェックミスというようなことで、相当数、確認の電話等させていただいている部分についてはご報告をしたところでございますけれども、4、50件ほどあったかなという解釈でございますが、その中で、そこから寄付にというような申し出についてはございません。皆さん全部欲しいという方でしたので、そういう申し出等の部分については、給付金担当の窓口の方には、今時点ではないという状況についてまずはご報告をしたいと思います。

それとあと自主的な隔離措置の応援事業ということで、交付金事業の方の部分、当部が担当でございますので、その部分も私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。まず今、想定している事業の内容でございますけれども、基本的には自主的な自宅待機、或いはそれに準ずる形での対応を主に今回は介護事業所、或いは障害の事業所等の従業員の方々でそういうご心配のある方を対象といたしまして、施設につきましては、現在、衣川荘を考えてございまして、100日間ほど借り上げる形で、それら自宅待機等を余儀なくされる従業員さん等の待機場所といたしますが、待機施設として確保したいという内容でございます。今回、本人自体は感染者ということではないんですけれども、近くで感染が起きた場合、或いはそういう施設関係で、県内で感染者が出たりしたような場合に、皆さんそれぞれ施設の従業員として社会サービス提供の維持という大きな責任を背負っている中で、家族への感染等も心配しなきゃいけないというような状況を幾らかでも緩和をしながら、事業継続に努めていただきたいということと、あとは濃厚接触というような場面も考えられるわけですが、それらの人までの部分については、今回この施設利用の方でご支援をしていく対象として取り扱っていききたいというふうに考えてございまして、詳細の部分については今、施設側の方と詰めているところでございますけれども、概要については今申し上げたような内容でございます。以上です。

(浦川協働まちづくり部長) 議長。

(小野寺議長) 浦川協働まちづくり部長。

(浦川協働まちづくり部長) はい。私の方から3点目の放課後子ども教室のことでございました。今回の児童クラブの方があるのという話でございましたが、放課後子ども教室、基本的には、独自の施設を持っておりません。多くは地区センターとか小学校ということで、今回の措置については、せめて消毒液等々の材料がなくならないよう、そちらの方に配慮していくというような内容になっております。以上でございます。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) コロナ支援対策に係る、寄附に係る、基金の創設についてでございますが、現在、市ではこの支援寄附の受け皿として、前にもご紹介いたしましたけれどもふるさと納税制度を活用します。総合計画のプロジェクト或いは大綱のほかに、このコロナ支援の使い道ということを設定、これ5月15日から運用始めております。従って、基本はこれがベースとなります。

ただし、現在、基金についても合わせて少し比較検討してみたいなということで、検討中でございます。以上でございます。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 市民の皆様も、ふるさと納税っていうのは、大歓迎です。返礼品がないだけですから。ですから、10万円はもらい過ぎだと。そういうふうな形で今、もしふるさと納税の方の部分で、市民からのご厚情を集めるような仕組みをとれば、危惧していただいた方々に対しても、控除というふうな意味では、一定の恩返しができるのかなと。今ちょっとそのことを調べさせていただいております。

いずれ、過日、市内のご理解ある方々が数名で、すでにご寄附いただいておりますので、そういうふうな有難い善意はあるものというふうに思って今、その検討をいたさせているということでございます。

(小野寺議長) 12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) まず基金の創設については今検討中ということの内容ですが、ぜひ早めに、個人的にはコロナ対策基金の方が一番わかりやすいのかなという思いがありましたので、その辺はぜひご検討いただきたいというふうに思います。

放課後児童教室の部分でございますが、確かにクラブは独立した施設ですし、教室については間借りをしているのが大半だっているという理解だと思いますが、そのために大変劣悪な環境にあると私は思っているんです。そういう意味では、ですから、ぜひクラブ同様、教室について再度現状確認していただいて、必要な措置をしていただきたいと。消毒液とマスクぐらいで良いという話ではなくて、同じ市内の児童ですから、そういう立場で環境をそれなりに整備していただきたいと思いますので、その点をお願いしたいというふうに思います。

それと、発熱外来のフローチャートについては、言っている意味はある程度理解はできます。あした新聞にどういう記事が掲載になるかわかりませんが、やはり市民は、迷うことなく、或いは要らざる行動が起きないように、ぜひ市民目線といいますが、誰でもこうわかるような対応の仕方っていいですか、それをぜひ作るなり、情報発信していただきたいというふうに思っております。これは要望です。

基本的に市長の答弁といいますが、話では、メインは保健所という、保健所からルートが流れるということですが、このフローチャートで見た限りにおきますと、当然かかりつけ医に行く方もいると思います。できれば、これは医師会なり、それぞれの開業医の間取りといいますが、その構造にもよるのかもしれませんが、できればかかりつけ医から、発熱外来の方に直行便で行くって言いますかね、当然、このフローチャートといいますが、自院では対応不可の場合は、保健所から発熱外来に行くという流れですが、できればこれが、医療機関から直接、発熱外来の方に行っていただくと、時間も短縮になるのかなと。素人考え的にはそう思ったわけではありますが、その辺をひとつご検討いただきたいなというふうに思います。もし、答弁する部分がありましたら、お願いしております。

(小野寺議長) 千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) はい。寄付の受け皿のあり方については、検討を進め、早めに結論を出したいと思います。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) はい。市民目線のフローチャートについては議員おっしゃる通りですので、わかりやすいようなフローチャートを作ってお示ししていきたいと思います。

あとかかりつけ医からの発熱外来の直接の部分ですが、実はこの部分につきましては行政検査の方に回ったほうが良いという部分もございますので、やっぱり、今の状況ではですけども、1回、現状では保健所を通して、重症の方は接触外来の方に行ってもらおうという部分もありますので、1回そこを、当面はそこを通したいというふうに考えてございます。以上です。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 2点お伺いします。

1つは、臨時交付金の一覧が手元に今ありますが、これ非常にわかりにくいです。おそらくこれ細かく聞かないと、例えば積算根拠がそれぞれあると思うんですけども、ここで一応口頭ではさっき部分的には聞くんですけど、そうするとよくわかるんですけども、このぐらいの項目を並べられてもなかなかこれ、わからない。それぞれの項目について、積算根拠を記したものを至急に出していただけないか。これが1点。

あとは、難しいところは、個々に見ても非常に簡略化して書いてあると、なかなかわかりにくい。細かくわかりにくいので、これ1個1個を聞いているとなかなか時間もかかるので、積算根拠、もしくは理由を、相当多くなるでしょうけれども、ぜひ臨時会の前に提出していただきたい。そうすればその余分なことは質問もしなくて済むのでお願いしたいと。これ1点。

それから発熱外来の件ですけども、いろいろありますけども、例えばこのフローチャートにありますコールセンターは、これどういう位置付けになってますでしょうか。県の方では、確かに保健所が大変なので、コールセンターに一定の教育をして、窓口をそこにしようという

ことがあります、これはこの県内でやるっていうコールセンターをどのように位置付けて、どういう訓練、どういう人、費用、これどうなっているか、全くどこに出てくるんですか、出てこないような気がしたので。県の場合はそういうふうに集中してやるということは新聞に出ていますけれども、果たして今みたいに必要があるかどうかはちょっと問題。実際、おそらく保健所行くとするんですよ。だってコールセンターがどういう資格を持った人でね、どこまで勉強したとか、やはり医者に匹敵する人なのかっていうのが誰もわからないので、これはちょっとよくわからないので、ぜひ説明をお願いいたします。

それから、PCR検査は、先ほど民間だというふうに保健師長かな、おっしゃいました。これ民間っていうことは、行政検査はしないということでしょうか。通常であれば、保健所経由で、環境何とか研究所だったかセンターだったか、そこでPCR検査をします。民間じゃないんですよ。数件は確かに民間、行政検査の民間で回っていますけれども、今回の場合は、民間でやるってことになっているらしいので、直接民間に行くのか、行政を通じて民間に行くのか、ちょっとそれははっきりしません。一関の場合は民間に直接出すという話をちらっと聞いていますが、東京だとかねいう話なので3日かかるとか、ちらっとうわさは聞いていますが、どうなってますでしょうか。というのはなぜかっていうと、PCR検査が陽性っていうことになってくると、待機の問題、考えなきゃ駄目なんですよ。ただ自宅待機じゃ困るわけ。PCR検査の3日後にわかったんじゃないんですよ。最低6時間でできるはずなんですよ。今の県の行政検査は、48プラス80まで持ってくという検査ですから、わざわざ東京まで持っていくんだったら、県の方でやってもらった方が早いわけですよ。そうしないと、待機の時間の間に感染症の場合は、蔓延するわけですよ。家族なんかにも。その可能性あるんですね。これの民間検査とおっしゃっていますけど、これはどういうことなのか。あれどのぐらい時間かかるのか。これをはっきりしないと、時間かかっては意味がないので、それについて、2点について伺います。

（小野寺議長） 千田財務部長。

（千田財務部長） 地方創生臨時交付金の事業一覧表の内容につきまして、ちょっと見にくい内容となっておりましたことについては、申し訳なく思います。ご指摘いただいた内容につきましては、至急整えまして、5月25日の市議会臨時会前に、皆様のタブレットの方にアップできるように準備させていただきます。以上でございます。

（小野寺議長） 佐藤健康こども部長。

（佐藤健康こども部長） 私の方から発熱外来の部分の質問についてお答えします。

まず初めに、コールセンターと書いている部分ですけれども、これは市のコールセンターではございません。県で1箇所、今回設けたコールセンターのことでございます。よろしいでしょうか。なので、県の方から、コールセンターで受けたものは、必要だと思う方は、保健所にまた来るっていう話ですので、この部分のコールセンターと、県で1箇所のコールセンターということでございます。

あとPCR検査についてですが、今回の発熱外来診療所で考えているのは、民間の検査機関を利用したいと、一関市さんと同様の民間の検査機関にお願いする予定です。ただ今、7月から、ある県内の検査機関が、翌日に検査結果が出るというようなものを、6月に整備するというお話も聞いておりますので、それが整備され次第、早く検査できる、翌日検査結果が出る、そういったところに検査期間を変更してやっていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。

行政検査につきましては、保健所のところでやっぱり、これは行政検査必要かどうかっていう部分で考えて行政検査にまわしますので、我々はどういった地域の発熱外来につきましては、基本的に民間の検査機関を利用して、検査件数をふやしていきたいというふうに考えております。

（小野寺議長） 及川佐議員。

（及川佐議員） まず、PCR検査の件ですが、コールセンターは、なんで県を使うのかよくわからない。これ9箇所あるわけでしょ。全部県のコールセンターを使うわけ。必要ないでしょ。

よくわからない、その理由がよくわからない。

ただし、県の方は、一般の相談と、それから発熱に関わる相談と2つ分けて書いてあります。一般の相談であるならば、確かにそれは、例えば、市だったら福祉部とかね、そういうところも来ているでしょうから、そういうものだったらコールセンターで間に合うかもしれませんが、そうじゃなくて、どれほど機能的かっていうと、県で作ったものをなんであえて9箇所のそれぞれのところにやる必然性が、ちょっとよくわからない。理解できません、私はね。これが1つ。

あと今言ったPCR検査、問題はスピードなんです。時間どのくらいかかるかっていうことが重要なんですね。軽症であっても重症化する可能性がある。軽症であっても、自宅に待機しちゃ危険なわけでしょ。衣川荘を使うかどうか別としてもね。だから時間が大事なわけでしょ。それは行政検査とか民間の検査の問題じゃなくて、早くできなきゃ意味がない。今の一関の話で、間接的ですけども、2日3日はかかる。だって東京に送るんですからね。どうやって持っていくか知りませんけれども。だったら盛岡の方のね、県の機関に持って行った方がよっぽど早いわけですよ。だって40検体できるはずなんです。最低でも48かな、40だっけかな。それで、80までふやすという話なんですよ。だったら、今なんか10もやっていないんだから楽々ですよ。交通だって、運ぶ方だって落なんです。もし民間でやるっていうならば、保健所ルート抜けはいいじゃないですか。あえて保健所なんかない方がよっぽど民間に行くにはスムーズなわけですから、あえて、この間に保健所入っていますけど、これいらないですよ。逆に言うと。保健所絡むっていうのは行政検査を持ってくってことだと思うんですよ。それが早いから、実際は早くないかもしれませんが、いずれ理屈上は早いはずなんです。だから、行政検査の方が早いかもしれないんですよ。今は少なくとも40、80位までは検体として。ただし9箇所が1日10体出せば90件ですから、確かにそれは、それで立ち行かなくなるかもしれません。その場合は確かに民間とあり得るかもしれませんが、最初に民間であるならば保健所を経由しなくて、直接医師会から、かかりつけ医から発熱外来に行けば、非常に民間は民間ですからスムーズなはずなんです。と思うんですが、これどう思うか、お伺いいたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) コールセンターの部分につきましては、当初このコールセンターというのがなかったフローチャートだったんですけども、今般、県の方で、一括で県民の方が、奥州市の方も金ケ崎町の方も、このコールセンターにコールしてお話を聞くということができるようになりましたので、この部分をここに入れたということになります。なので、コールセンターでいろいろ相談して、そこでかかりつけに行くなり、自宅で経過観察するなり、または最寄りの保健所ということで奥州保健所になりますけども、そこに相談してPCR検査になるか接触外来検査になるかということ判断して今いるということでございます。医師会の先生方と、我々と、あと金ケ崎町と保健所さんと、このフローチャートを吟味して、これでいきましょうということで、スピード感持ってという部分についてはその通りだと思いますけれども、これの方が一番保健所さんで選択していただくことが一番無駄なく診察も検査もできるということで、これらをこういったフローチャートにさせていただきます。

あとPCR検査につきましては、保健所さんの方で、この方が本当に、今この状態だと、なかなか感染した方と接触しているとか、そういった方については、接触者外来の方にまわしてスピード感持ってやるんですけども、軽症で、風邪のような発熱の症状がある方については、まずこちらにまわしていただいて、必要であればPCR検査して、結果をいただくまで自宅で待機していただくというようなことで今のところ考えてございます。

民間の検査機関につきましては、先ほど言いましたけれども、現在は数日かかるんですが、7月からは翌日結果が出るという部分が出てきますので、そこに移行しまして、なるべく早く結果がわかるような形の体制をとって参りたいと思います。

(小野寺議長) 13番、及川佐議員。

(及川佐議員) 何かよくわからないです、理由は。かえって回りくどいわけで、だったら今の奥州保健所で、コールセンターじゃなくて、相談をやればいい。要するに、大変じゃなければで

すよ、大変じゃなければ。だからといって県のコールセンターを使うというのは、また紆余曲折なので、非常に合理的とは思いません。

それからもう一つ、今、私お話ししたのはPCR検査が陽性の場合なんですよ。陽性になるときに、検査して陽性が陰性かわかんないときに、自宅で待機というのは、陽性であった場合は、速やかに、例えば衣川荘でもいいですよ、隔離しないと駄目なんですよ。速やかにですよ。ただ時間が非常にもったいないんで、その間の。検査というのは、なるべく速やかに、2日も3日も。今のお話ですと、東京なんですよ。東京でPCR検査出すっていう話なんですよ。そうすると持っていくだけで、新幹線が何かわかりませんけど、それはちょっとね、合理性がないです。あくまで行政検査が速やかにやれるように、やるならば保健所絡むってことはあり得ると思うんですよ。それがやはり一番いい方法だと思うんですよ。これは同じく繰り返しかもしれないんですが、それだけちょっと。陽性の待機者は、衣川荘にいられるって言いましたっけ、今。軽症者の場合、可能性がある。ちょっとわからなかった。従業員だけね。それはいいですが、今のところはちょっと納得できないので、これもう1回見直して。市民にわかるように出すわけですよ。当然。ということは、これは原案じゃない。このまま出るわけじゃないですよ。いい。それをちょっと確認したいと思います。

それからもう1つあるんです。ごめんなさい。さっき言い忘れたんですけども、これは市長というか、執行部にお願いしたいんですが、今コロナ感染で様々なイベント等が中止されています。それではっきりと、地域会議も、全体の地域会議もなされていません。それから、行政区長だってなかなか動きにくい。民生の人も、この騒ぎでなかなか動きにくくなっていますけど、今回のメッセージ、市長が出したメッセージ。これは従来通りのような、行政の仕組みを行うと。ただし3密については注意しようとか。こういうことと受け取っていいのかどうか。ちょっとそれがね、どうも何か3密に気を付けるとは言っているんだけど、今までの従来、この数箇月間やってこなかった行政の様々な仕組みを、機能を再復活させるということが基本的にあるというふうにとらえていいのかどうか、これちょっとつけ足して、申し訳ないですけどもお伺いしたいと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) まず後段の方は、そのようにとらえていただいてよろしいかというふうに思います。

4月の冒頭に出した部分も、5月になってから出した部分も、3密のことは言われているわけですね。基本的な感染防止対策をとってという部分からすると、前に出したのも今出したのも変わらないって言ったら、行動の変化は何となく違いはわかるけども、行くところに行けば一緒のことをしろ、自粛しろって話ではないと。もうそろそろ普段の生活を取り戻して欲しい。

それから。全く及川議員の考え方と私は一緒です。そのように何遍も何遍も何遍も何遍も何遍も、県と保健所に言っていますが、このようにして欲しいと保健所から言われました。なので、私とすれば、何で民間なんですか。時間かかるじゃないですか。効率的じゃないですよ。でも、発熱者外来というよりも接触者外来云々の容量、キャパを保持したいというようなことも含めて、ここは今ある機能を堅持するためには、新しくできる発熱外来の検査はここでは受けないと。ここまで厳しく言いませんよ。私にはそういうふう聞こえるような、担当者からの説明を受けました。一関もだから同様なのであります。

なので、先ほど及川議員にも言いましたけども、地元の県会議員さんにも、我々も働きかけますけれども、様々な分野で、県が、もう少し一歩踏み込んでもらわないと。一番最初ですよ。

当初は、発熱外来だって県がイニシアティブをとって作るって言っていたんですよ。ところがいつの間にか、設置は地元自治体でお願いしますと。一生懸命つくりました。そうしたら、検査は、県の機能はなるべくキャパはとっておきたいので、これは民間でやってくれと。この中の隙間を縫うように、それでも、市民、住民のためにできることということで、特にも、医師会の力を借りしながら、もちろん県とも、それこそ3密ではないですけど、連携をしっかりととりながらというふうな部分のところで、やっとでき上がったのがこの状況であるということなんです。

ですから、ここからまた改善をしていくというふうな形の中で、本当に、佐議員さんがおっしゃるような部分は私も思っていますから、私の力のできるのであればすぐしますよ。それができないから非常に歯がゆい。歯がゆくて仕様がなない。でも、やれることはきちっとやらせていただきたいということでもあります。

いずれそういうふうな状況の部分で、かっこいいですね、なんでこんなことできないんだ、これはこれで効率的じゃないかって、私も言いたいです。頑張ります。そのようになるように。

(小野寺議長) ほかに。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。何点かあるんですけども、先ほど千葉敦議員が部活動といいますが、スポーツ少年団活動のことをお聞きになっていましたけれども、その解除のめどがあるのかどうかというところを確認したいのと、それから、県の中総体の中止が発表されましたけれども、胆江地区大会が開催されるのかどうかです。私は当然するものだと思っていますけれども、その辺の意向が現時点でどこまでわかっているのかというところをお聞かせいただきたいです。

それから、経済支援について今回いろいろ手厚くしていただいたなと思うんですけども、今後また、さらに第3弾、第4弾というところになると思うんですけども、奥州市による直接融資ということが考えられるのかどうかというところの現在の見解で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

あと、発熱外来の部分もあるんですが、ちょっと分けて聞きますのでよろしくお願いします。

(小野寺議長) 千葉教育部長。

(千葉教育部長) はい。部活動、或いはスポ少の部分でのまずお答えをいたしたいと思います。解除のめどはという部分なんですけども、このまま、県内に発生が確認されなければ、段階を踏んで、だんだん緩やかにはこうなっていくものというふうに考えております。ただ具体的な、こういった場合っていう部分については、今後の検討ということになります。

それから、中総体の部分なんですけども、2、3日前、県中総体は中止ということが決定になりました。地区大会ということなんですけども、それぞれの地区にゆだねられたような形になっております。それで、昨日、胆江地区の中総体の関係者の会議があったというふうに聞いておりますけども、結果についてはまだ承知しておりません。

いずれにしても、やはり開催をしたいという声が大きいいというのは承知をしております。教育委員会としても、どの開催をするためには、どのような方法があるのか。例えばその期間をある程度取るとか、それから密を避けるにはどのようにしたらいいのか、そういった部分を、やっぱり中総体の関係者と協議検討しながら進めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

(小野寺議長) 菊地商工観光部長。

(菊地商工観光部長) はい。今後の経済支援ということで、市の直接融資というお話でございます。現在市の方では、市の中小企業融資斡旋の方を行っていますが、これの2,500万円という限度の中で、無利子それから保証金を全額負担するという形をとっております。県の方で、これに追加して出てきたのが、3,000万円を限度として、無利子で補償の無料化っていうのを同じようにやっております。その他金融機関の方での保証制度もございます。

現在、私たちが考えている中では、まずこの融資制度については、うまく回っているなという感じでは思っております。というのは、セーフティネットの関係の申請です。セーフティネットの4号、20%以上の減少があったということの証明、これが現在、67件認定しています。それからセーフティネットの5号認定で5%以上減少しているという部分については、33件。それから危機関連補償、今回のコロナ危機によって減少が生じたんだよっていうことの証明、47件。合わせて、147件の証明を出しております。この証明を出した方々は、いずれこの証明を使った中で、県の融資、または市の融資を受けられる形のものになっています。この方が全部市中企を受けているわけではなくて、県融資の方も合わせて受けていらっしゃる方もいらっしゃいますし、県融資だけ申請する方もいらっしゃると思います。

ただ、今の段階で、今いま市中企を何とかっていう話は出ていません。結構銀行さんの方で

も上手くこう回っているような感じでありますし、県のコロナ融資の関係も上手く回っているというふうな感じで受けてはおります。

まず、いずれそういった状況を把握しながら、銀行さん等の状況はこういう形で困っているところがあるよって話があれば、また考えますけれども、今のところはそういったことで、やっているところでございます。

それから、今回の市の融資事業の中で、事業一覧の33番ですけども、商工会とか商工会議所の方でも、いろんな融資あっせん的なことをやっていまして、商工会とか会議所で1日あれば大変だっていったときには100万円を限度にお貸ししますよと。その利子補給の部分についての補正も今回出ささせていただいております。こういった中で、融資関係については今々っていう方、それから金額が大きい方いろいろあると思いますけども、そういったいろんな制度を組み合わせながらやっていければということでございますので、現在のところでは、直接融資というものは考えていないところでございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) 融資の方はわかりました。ありがとうございます。

子供たちの活動の方なんですけども、まず、これから段階的にということなんですけど、他の市町村においてはある意味フルオープンといいますが、制限をかけてないところも始めているので、奥州市としては、先ほどの質問でもちょっと、ちゃんとした理由があつてというところがなかったようには思われるんですが、その辺、今々すぐ答えられるとは思いますが、今後こういった声が上がってきた時には、もう少し科学的なといいますが、しっかりとした根拠で示していただければ、子供たちも納得できるかなと思いますので、そういった明快な基準を設定していただきたいなと思います。

中総体に関しては、通常であればもうあともう1箇月後には大会が始まるという予定のところだったと思いますので、そういった判断は、できるだけ早急にして。県大会がない以上は、地区大会の時期をずらしても問題ないとは思いますが、何とか子供たちの成果発表の場だと思しますので、そういった機会を何とか設けていただければなと思いますので、その辺ちょっと要望になりますので、この辺は、回答は求めませんが何とかよろしく願いいたします。

発熱の方に関してちょっとお聞きしますが、先ほど及川佐議員からの質問の中で、今、奥州市がこういう状況だつていうのはわかりました。なので、本当に手順の確認ということだけなんですけども、まずこういったこのフローチャートの中で最終的には保健所が判断するということではわかりましたので、そういった場合に保健所の方である意味判断を少し誤ってしまった場合っていうんですかね、実はその後重症化してしまったとか、そういった見落としの部分での責任ということはどういったところが責任の所在ですか、保健所になるのかどうかっていうところをちょっと確認したいのと、それから、この今回の設置の目的の中で、病院診療所の院内感染を防ぐことというふうに最初に出てきているんですが、これは疑いのある患者さんがかかりつけ医に行ってしまった場合に、実はやっぱりという場合、そこでの院内感染後防げるのかどうかを、ちょっと疑問に思っていたところです。発熱外来の設置といった場合には、本来、通常の病院にかかる前に、疑わしい症状の人が1回そこに行って、あなたはコロナではないから、自分の病院にもととの病院に行ってくださいねっていうふうにこのフローチャートと逆になることを私、想定していたんですけども、何かそうではないということで、そうすると院内感染の危険性が本当に防げるのかっていうのが疑問でしたので、その辺、どのように対応なさるのかということを確認させてください。

あと施策2つなんですけども、今現在、市内の医療機関ですでに検査といいますが、検体採取をやっている病院があるというお話を聞いているんですけども、そこ、今回の設置する場所の棲み分けといいますが、区分け、使い方っていうのに何かしら変化があるのかどうかっていう、変化というか関係があるのかっていうところをお聞きしますし、最後、先ほど福祉施設の事業者の隔離支援ってお話ありましたが、医療従事者への隔離施設というところは、以前、私も聞いていましたけれども、今後検討なさるのかお聞かせください。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) まずは、奥州保健所が判断を誤った場合っていう部分につきましては、保健所の判断でこちらに、こちらにということで遅くなって、時間がかかって発熱した場合と、いうのを想定しているのかなと思いますけど、そういった場合は、やっぱり具合悪くなったらすぐにまた連絡いただくということになるので、それは、判断を誤ったから責任の所在が奥州保健所かっていうことになるので、そこは我々でもちょっとわからないので、保健所に確認したいなと思います。

院内感染を防ぐことっていうことにつきましては、直接熱ある方がかかりつけに行き、また病院に行き、それによってコロナウイルスの感染症が蔓延した場合を想定しているので、そういったことがないように、今回この発熱外来診療所、完全に防備した形で問診しながら検査をするとか、そういったものをここで受けるということで、院内感染を防ぐことにも寄与するという部分で、この目的については書いてございます。

あと、検体採取をしているところっていうのは、接触者外来の話ではないでしょうか。

< 「それと一緒にのかどうか。」との声あり >

いずれ奥州保健所の方で、この人は本当にコロナウイルスの疑いが大きいという部分については、今まで通りの接触者外来の方に行き、行政検査を行うということになります。

隔離支援については、福祉部長から。

(小野寺議長) 佐賀福祉部長。

(佐賀福祉部長) 隔離施設の、今回事業を上げているわけですが、その対象者の中に医療関係のという部分のご質問でございます。

基本的に今回、この事業を組み立てるにあたって、社会福祉施設的な部分を中心に制度設計した結果はございます。ただこれと同じように、より感染リスクの多い医療機関関係の部分も当然、検討しなきゃいけない内容というふうには理解をしておりますので、まだこれからいろいろ詳細の部分については組み立てる段階でございますので、その辺含めて、最終的な対象者、想定される対象者等の内容については検討して参りたいというふうに考えてございます。

(小野寺議長) 小野優議員。

(小野優議員) まず隔離施設の方で、何とか検討していただければと思うんですけども、このフローチャートを見ていると今までもいろんな議員の質問がありましたけども、この今現状の重篤な症状に陥った陽性反応者が検出されていないという岩手県の中では、第一段階の発見を見つけるまでの過程はこれでもいいのかなと思うんですけども、実際、蔓延期なった場合と、いったところが、皆さん大きく不安を感じていらっしゃると思いますので、これから部長さんが頑張るというエールも今ありましたけども、現状の通り、今はここでもいいと思いますので、この次、実際に蔓延期になってしまった場合の準備っていうのを今から進めておくことが大事だと思いますので、その辺を、何とか県と折衝していただいて準備を進めていただければと思いますので、その点よろしくお願いたします。

(小野寺議長) 佐藤健康こども部長。

(佐藤健康こども部長) いずれ、この発熱外来のフローチャートは現状の部分っていうことで、先ほども保健師長もお話した通り、蔓延してくれば、直接この発熱外来の予約っていうこともあり得るというふうに考えておりますので、この辺については、医師会の先生方と、保健所さんと金ケ崎町さんと連携しながら、今後、いずれ毎月の部分の見直しについては考えていきたいと思っております。

(小野寺議長) 他にございませんか。

それでは、の、新型コロナウイルス感染症の対応状況については以上とさせていただきます。ここで、2時25分まで休憩いたします。

< 休憩 >

第2期定住自立圏共生ビジョンについて

(小野寺議長) 再開いたします。

続きまして、の第2期定住自立圏共生ビジョンについて、当局から説明をお願いします。

千葉総務企画部長。

(千葉総務企画部長) 奥州・北上・金ケ崎・西和賀定住自立圏、第2期共生ビジョンの策定についてを、説明をさせていただきます。担当課長から説明いたします。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 政策企画課、二階堂でございます。お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

定住自立圏のこれまでの経過と取り組みでございます。平成27年度に、奥州市と北上市を中心に、金ケ崎町と西和賀町を加えて、2市2町で圏域を構成しまして、相互の市、町がそれぞれの特色生かしながら連携協力することによって、圏域全体で必要な生活企業を確保しようというものでございまして、平成31年度、令和元年度までの5箇年の取組みとして共生ビジョンを策定したところでございます。

この策定ビジョンにおきましては、取組状況の確認と見直しを進め、これまで広域で取り組んできた事業を継続するとともに、圏域内小中学生の入館料無料化、圏域の消防団幹部による合同研修会の開催、課税用航空写真共同撮影などの新たな事業に取り組んで参ったところでございます。

また、事業の推進に当たりましては、構成市町担当者による分科会やワークショップを開催し、様々な検討をするとともに職員間の交流を進めてきたところでございます。これによりまして、通常の業務においても顔の見える対応ということに繋がっております。

2番の前共生ビジョンの取組みのまとめ、これちょっと割愛しながら説明させていただきます。圏域人口については、圏域全体として依然として減少傾向にあるものの、さらなる減少率の抑制に向け今後も事業の推進が必要となっております。

(2)の取組状況でございます。44の事業に対し、全22のKPIを設定しておりまして、30年度までの結果を見ますと、順調が8項目、概ね順調が3項目、やや遅れているが3項目、遅れているが8項目となっております。第2期、共生ビジョンでは引き続き、事業内容のすり合わせ等を行いまして取り組むこととしております。

3番の第2期共生ビジョンについて、主な変更点でございます。各概況、指標を変更するとともに、今後5年間の取組みについて、次の事業を追加変更しております。

(1)として民族芸能振興事業を新規追加しております。各市町での民俗芸能イベントに相互に参加をしていくという事業でございます。

それから、(2)森林病虫害等防除事業を林業振興事業に変更。これは松くい虫対策等から、もう少し発展しまして、森林税を活用した新たな事業の調査を行うというものでございます。

(3)番でございますが、広域物流ルート構築に向けた調査研究事業を新規に追加しております。横断道を活用した3地域との広域物流等の研究を行うというものでございます。

4番、今後の対応についてということでございます。鳥獣被害対策、それから保育士等の確保に向けた取組等、すでに共生ビジョンに掲載されている事業についても、より効果がられるよう具体的な内容を検討し推進するとともに、圏域の住民の方への周知についてもこれまで以上に取り組んで参る考えでございます。以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明ありました点についてご質問等ありましたらお願いいたします。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) 12番、廣野富男ですが、2点おうかがいいたします。

令和2年の当初予算に載っていたのかもしれませんが、大変申し訳ございません。確認の意味でお伺いします。この予算規模、特に国からいくら入って、市はいくら出すのか。その財源内訳、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

あと今回、広域物流ルート構築に向けた調査研究事業が新規追加になったわけでありまして、主な調査研究事業の内容、概要おわかりでしたらお願いをしたいと思っております。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 1点目の予算規模でございますが、これ当初予算の具体について、というより例年の話でございますけれども、昨年度で申しますと、7,000万円ほどの市の枠がございま

して、5,000万円ほどの事業を実績として残しております。いずれ枠がございますので、これに係りましては、有効に活用するように努めて参りたいというふうに思います。

それから2点目の広域物流ルートを活用したという部分でございますが、もちろん三陸の港湾を活用したという部分で、県内の産業振興に係る部分については、県内の港湾使った方が非常にメリットあるだろうということが、以前から語られておりますので、その辺についての研究が中心になるかというふうに思います。以上でございます。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 予算規模の、再度ちょっと聞き取れなかったんですが、5,000万円というのは、当時私の記憶だと、定住自立圏については確かメインになる市町村が9,000万円でしたっけ。9億円じゃないですよ、確か9,000万円入るよということで、約1億円ほど、この当初予算だったと。或いはその5年間で1億円だったのか、単年度1億円だったのか、ちょっとその記憶がなかったので、確認だったんですけど。

これはそうしますと、1期からのこの継続、たった1回きりの国の補助金と言いますか交付金で、あとは単独、要は独自の予算でやるっていう流れだったのかどうか。ちょっとそこ確認したかったところであります。

それと、この調査研究事業で三陸港湾は、それはわかります。この中に、例えば、物流ルートの設定する段階でも、交通量調査なども、この調査研究の中に含まれているのかどうか。ちょっとその具体的な内容がわかれば、聞きたいなと思ったんですが、もしここで無理であれば後で結構ですので、ご紹介いただければというふうに思います。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) 1点目でございます。年度ごとに、枠が設けられている。初年度だけではなくて、年度ごとに枠が設けられているということでございまして、先ほど私お話しした概算で7,000万円とお話ししたのは、年度の予算規模ということでございます。これ、第2期の計画を策定しておりますので、第2期についても、同程度の規模が活用できるというふうに認識しているところでございます。

それから、2番目の具体的な物流ルートの調査、具体的に何をするのかという部分につきましては、後で整理してお話をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) わかりました。それで、国の交付金の考え方ですが、ちょっと間違っなければですよ。確か1億円近くだったのが、やっぱりだんだん交付金の額が減ってきているということなのかなって、若干聞いて思ったんですが。そうしますと、共生ビジョンを今進める中で、この交付金のみで進めようとしているのか、一般財源も投入して進めていく考えなのか、その点伺って終わりたいと思います。

(二階堂政策企画課長) 国の支援ということでは、特別交付税による措置ということでございます。今の国の方から言われているのは、事業費に対して8割の交付税算入を想定しているということでございますので、2割は一般財源という形で進めるということでございます。

ただし、普通交付税が対象になる事業については、その分は特別交付税、当然充てられないわけでございますので、その辺の絡みでございますが、いずれ大ざっぱに言いますと、先ほどご説明した通りの流れになります。

(小野寺議長) 他にございますか。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。最後のページのところが、事業がまとまっているので、そちらの方からお伺いしたいと思います。

福祉のところ、子育て支援委員育成事業と、ブックスタートの事業と、緊急通報システムの事業なんですけども、これどういうふうにしていこうというふうに使われているのかお伺いしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) この一覧でご覧いただいた方からですが、計画の中ほどに事業の概要を掲げております。

まず、子育て支援員の育成ということでございますが、通常、子育て育成支援員、保育所に関わる補助的な人材を育成するために、ある程度の研修を受けなければいけないということでございます。これ単独の研修だけでなく、合同で研修会を行う、或いは圏域の他の町の研修を受けても一つの単位としてみなすというふうな、圏域内での取組みをしております、そういった意味での連携を図っていく、ひいては人材の育成に繋がるというふうな考えで進めております。

それからブックスタートにつきましては、連携、具体的にということでございますが、これは情報交換しながら、これどこの町でもある程度ブックスタート、つまり4箇月健診に来た親子に対して本のプレゼントをしたり、或いは読み聞かせをしたりという活動でございますけれども、連携しながらよりよい事業にしていこうという取組みでございます。

それから、緊急通報システム事業。具体については、計画の22ページの方に掲載しております。ここの内容のところに、これどちらの町でもそれぞれ研究しながら緊急通報システムの対応を、或いは急病事故等に対する対応をしていこうということでございます。ちょっと具体については今、申し合わせておりませんのでこれ以上お話できませんけれども、いずれ、今お話いただいた3つについては、以上でございます。

(小野寺議長) 阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) はい。4つの市町がそれぞれでできることをやるということは大変すばらしいことだというふうに思います。特に今の子育て支援員の育成事業に関しましては、年に1回しか各市町村で行われないというような感じのところでございます、このように広域で行われることによって、講習を受ける回数が増える、また違うところで、他市で受けた分もポイントとなるということで、大変いいかなというふうに思いますのでぜひ進めていただければというふうに思います。

また、保育園のちょうど境目にいらっしゃる方々の受け入れなんかもスムーズになっているようでありますので、そういうスケールメリットを生かした広域の事業をどんどん進めていただきたいというふうに思いますけれども。例えば高齢者、障がい者の受け入れに関しましても連携をとっていただきながら、境目にいる方々の利便性もぜひ見ていただきながらお願いできればというふうに思います。

あと、医療や消防もそうですけれども、連携しながらやっていただければというふうに思いますので、ぜひもう少し、これらの事業も含めながらぜひ検討していただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。伺って終わります。

(小野寺議長) 二階堂政策企画課長。

(二階堂政策企画課長) はい。今お話いただいた通り、市の方でももう少し積極的に取り組んでいこうということで、先般の市政運営会議で全部長が揃った中でも積極的な活用を呼びかけたところでございます。

いずれ、広域で行うことによって住民にとってメリットがある、或いはさっきご質問でもございましたけれども、財源的にも得でございますので、もう少し積極的に、多方面にわたってやっていきたいというふうに考えております。

(小野寺議長) 他にございませんか。

< 「なし」との声あり >

(小野寺議長) それでは、第2期定住自立圏共生ビジョンについては以上とさせていただきます。説明者入れ替えのため暫時休憩いたします。

< 休憩 >

財政計画と財政健全化に向けた取組み

(小野寺議長) 再開いたします。続きまして、財政計画と財政健全化に向けた取組みについて、当局から説明をお願いいたします。

(千田財務部長) 財務部の千田でございます。

それでは財政計画と財政健全化に向けた取組みにつきまして、1つ目としては奥州市財政計

画の概要について。2つ目としては、財政健全化に向けた取組みについて。3つ目としては、市内30地区での市民説明会の開催についてということで、担当の課長並びに主幹の方から順次ご説明をいたします。よろしくお願いします。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) 財政課、羽藤です。財政課からは、前段、財政計画と長期見通しについてお話ししたいと思います。計画書本体については後日配布させていただきますけれども、今日は資料1とある概要資料にて説明いたします。

表紙をめくっていただきまして1ページ目でございます。1、計画期間ですけれども、(1)財政計画は、前回と同じ総合計画と合わせて令和8年度まで。それから、(2)長期財政見通しは、令和18年度までというふうにしております。

2の計画目標ですけれども、財政健全化に向けた取組みを強化するとともに、その成果を着実に反映させながら収支均衡を目指すとしております。(1)計画の指針ですけれども、財政健全化重点項目を設定し、その効果額を反映することで予算規模、または財源の不足額の圧縮を図ります。起債借入額については、市債償還額を下回ることとし、プライマリーバランスも留意しながら起債残高の減少を図ります。財政調整基金については、標準財政規模の5%程度の残額をということで堅持します。地域振興基金を活用し、人口減少対策事業の着実な推進を図ります。減債基金とその他特定目的基金の積極的な活用を図って参るということでございます。

(2)具体的数値目標ですけれども、これは目標年次を計画期間の8年度ということで設定しております。実質公債比率については18%未満を維持する。それから将来負担比率については、現状の平成30年度と同水準とすると。積立基金全体の残高ですけれども、将来の残高不足に対応するため、8年度時点では約60億円を堅持するとしております。

次に2ページ目、図の1をお願いします。歳入規模の状況でございます。グラフを用意してございます。緑三角のグラフが今回の計画ということになっております。積算内容は、箱囲みの中でございます。市税については、人口減少に伴う減を見込んでおります。地方交付税については、合併算定替の終了、それから公債費の縮減による減。これは減要因ということで、そのほかに幼保無償化に係る地方負担分の増要因、これを加味して、全体として微減ということで見込んでおります。地方消費税交付金については、1割程度の増ということで見込んでおります。地方債については、総合計画の実施事業、それから新市立病院の建設事業や、教育保育施設再編整備事業、各種事業を見込んでおりまして、実施予定時期に応じて算定しております。歳入については以上でございます。

めくっていただきまして3ページ、図の2、歳出規模の状況でございます。これも緑三角のラインが今回計画というふうになっております。概ね歳入と同様の波形を示してございます。積算内容については、この箱囲みの中ですけれども、会計年度任用職員による人件費の増と、それから物件費の減というのを見込んでおります。これは賃金の部分から給料に移行した部分ということでございます。それから下水道事業の法適化の部分も見込んでおります。胆江広域水道の未稼働資産に係る負担の増分も見込んでおります。普通建設事業については、令和3年度まではローリング計画の実施計画と、それから、令和4年度以降については、例えば水沢中学校の校舎の建て替えであるとか、奥州南学校給食センター、それから教育保育施設の再編整備計画に搭載された事業を優先的に見込んでございます。医療局の新市立病院建設についても事業費を見込んでございます。

続いて4ページ目、図の3。単年度ごとの財源不足額の状況でございます。これ健全化策を見込んだ後のものということでグラフ化してございます。箱囲みを見ていただきたいんですが、合併算定替の段階的縮減による普通交付税の減額などの歳入の減に対して、歳出規模はほぼ一定のままということで推移してきたために、前回計画を上回るペースで収支が急激に悪化してきたということでございます。

特にも、令和2年度で前回計画と大きく乖離した要因でございますけれども、令和2年度から会計年度任用職員制度の導入があったということ、それから、胆江広域水道の未稼働資産

の処理がございます。それから、下水道事業の法的化の準備金、さらには行政事務組合のごみ処理施設の震災特交を充てていたわけなんですけれども、これが令和2年度分の交付額のうち約5億円近くを、前年度に交付を受けたということで、約15億円のマイナス要因というのが令和2年度に発生しているという部分が影響してございます。このごみ処理施設の特交分については、本来であれば令和2年度に来る部分でございましたので、グラフ的には、元年度と2年度がもう少し緩やかになっていたのかなというふうに思っております。

続いて5ページ目ご覧いただきたいと思います。図4、財政調整基金の残高の推移でございます。グラフ、赤の四角の部分のグラフですけれども、このまま何の対策もすることなく、財政健全化の策を講じなければ、おそらく令和5年度で枯渇するということを示しております。箱囲みの部分をご覧いただきたいのですけれども、3行目中段から、財政健全化に向けた重点項目を着実に効果額として反映できた場合には、令和8年度までですけれども財政調整基金の残高というのが約36億円という額を確保できる見込みとなっております。

令和9年度以降、各種の建設、ハード事業等がございまして、教育・保育施設の再編整備計画の事業、それから、新市立病院、行政事務組合での建設改良、それから新工業団地の整備事業とこういったものが影響しておりまして、再び減少傾向になってしまうのですけれども、底となる令和13年から15年にかけて、約16億円まで大幅に落ち込むということになるわけですが、これは標準財政規模の約5%程度という残高は維持できる見込みというふうになってございます。

最後ですけれども、財政見通しの積算表の方ご覧いただきたいと思います。6ページ目になります。この表の見方ですけれども、左側に行番号を示しております。1行目が歳入の総額、それからずっと下にいきまして18行目に歳出の総額がございます。この裸の数字の30行目が単年度の財源の過不足額ということで、軒並み概ね20数億円の財源不足ということで、このままであれば推移していくということでございます。31行目に健全化の効果額というのを、この後説明しますけれども、数字を入れております。この健全化効果額を入れたものを32行、単年度財源の過不足額ということで、これを反映させた額になってございます。財政健全化の効果目標を達成できれば、この表で言いますと令和15年頃に収支がプラスに転じていくというような計画になってございます。

健全化の取組みによって、財調を一気に取り崩すことなく、平準化を図ることができれば、この表で言うところの39行の財調基金の残高でございますけれども、令和13年から15年あたりの一番低いところ、底の部分何とか切り抜けていけるということで、標準財政規模、この時期になりますと、325億円ぐらいを見込んでおりますので、16億円ぐらいがその5%以内ということになってございます。財政からの説明は以上でございます。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは私の方から重複する部分もございますが、財政健全化に向けた取組みについて、資料2に基づき説明いたします。それでは資料2の表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

最初に概要、緊急的な対策を講じる理由についてでございます。まずこれまでの取組みですが、平成28年度まで、第一次・第二次の行財政改革に取り組み、人件費の削減を中心に一定の成果がございました。その後、平成29年度以後は、行政経営改革プランに基づく改革を推進し、今後は、公共施設の整理統合へ注力していくこととしております。しかしながら、足元の財政状況見ますと、合併特例終了による交付税の減額などが想定以上に財政を圧迫する見込みで、この結果、財政調整基金の枯渇が、近い将来、現実のものとなる恐れがございます。行革は今後も進めますが、本命である公共施設の整理統合は、なお時間を要します。よって、今々の財政危機を回避するためには、財政健全化に向けた緊急かつ重点的な取組みが特に必要となっているということでございます。

本日この資料を持ちましてその取組の内容と効果額をご説明させていただきます。

それでは資料下段の、把握をご覧ください。ここでは、このまま何もしなければ、毎年20億円前後の収支不足で、令和5年度に財政調整基金が枯渇する恐れがあるということを示して

おります。表頭にありますR 1というのが令和元年度で、これが令和8年度まで掲載しております。1行目のAが何もしなかった場合の歳入額、同じく2行目のBが歳出額で、3行目のCが取組み前の収支差額を示しております。ご覧の通り、今年度、令和2年度は約31億6,000万円の不足。その後も、20億円台の収支不足が見込まれまして、令和7年度、8年度でも、約18億円の不足と見込まれます。この収支不足が、すべて基金で補填できればいいのですが、その残高は表の最終行、財政調整基金の残高に記載の通り、令和元年度末に約79億円あったものが、令和4年度末には約13億円で、もはや令和5年度の収支不足約22億円を補填できず、この結果、基金は令和5年度に枯渇し、当然に予算が編成できないという状況になるということでございます。まずは、この点を十分に把握、ご認識いただきたいと思います。

それではページをめくりまして、3の対策でございます。基金の枯渇は何としても避けなければなりませんので、その対策として、6つの財政健全化重点項目を実行し、収支均衡を目指すこととしております。この概略につきましては、今年2月の全員協議会でも説明しているところですが、内容がある程度固まりましたので本日ご説明させていただくものであります。

まず、の事務事業経費の削減でございます。選択と集中により不要不急の事務事業を選別。歳出規模の全体圧縮を図るとしておりまして、その内容は2つございます。

1つが経常経費で、これは生活に密接する事業や生活を維持する事業に充てる費用ということで、事業の例としては、ごみの収集、道路の補修、バス運行、公共施設の維持、医療・介護・健康のためのサービスなどであります。この経常経費につきましては、適正なサービス水準に配慮しつつ、事務の効率化を図ることとし、令和3年度から令和7年度の5年間に於いて、毎年度、前年比マイナス2%の圧縮を図ることとしております。

もう1つが、右側の政策経費で、これは生活に潤いを与え、また、市政を発展させるための事業に充てる費用ということで、事業の例としては地方版総合戦略事業、祭り・イベント、道路・学校等の建設事業等でございます。この政策経費につきましては、真に必要な事業への重点化を図ることとし、令和2年度予算ベース33.5億円あった事業費を令和3年度29億円、令和4年度に27億円、令和5年度25億円にそれぞれ圧縮しようとするものでございます。いずれもどの事務事業選択集中して圧縮するかについては、今後の作業となります。資料には事業の例といろいろ載せておりますけれども、これはあくまで経常経費、政策経費の違いを説明するための例でございまして、この事業を狙って今圧縮を考えているというそういうことではございませんので、この点、誤解なきようお願いいたします。

経常、政策それぞれの経費を圧縮いたしまして、その効果額は資料の右肩にございます通り、令和3年から5年までの3箇年で、合計で29億1,000万円を見込んでおります。

次に、その下の補助金・負担金の整理合理化でございます。財政健全化対策に特化した補助金・負担金の全体圧縮を図ることとしております。先に右の表をご覧くださいと思いますが、性質分類別に削減割合を設定しております。特定政策的交付のもの、具体的には、まちづくり、産業振興、文化振興等の各種事業への財政支援でございますが、これは令和2年度比で10%の削減としたいと。これを令和5年度までに達成したいということでございます。その下、イベント交付のもの、イベント系の事業への財政支援につきましては、同じく20%の削減。施設運営交付のもの、公益性のある施設の運営・管理に対する財政支援につきましては、同じく5%の削減。そして、団体運営交付のもの、公共的な団体の運営に対する財政支援につきましては、同じく10%の削減をしたいということでございます。これらの割合につきましては、それぞれの分類でトータルでの割合でございまして、個別の補助金を一律にこの率でカットするというものではございません。やはり集中と選択をもって、既存の補助金負担金のあり方を見直したいということとして、これを令和5年度までに達成したいということでございます。

このように見直しのためにはある程度の時間を要する一方、基金の枯渇を避けるためには、早急な健全化効果を出す必要もございます。このため表の左側に記載しておりますけれども、令和3年度には、前年比マイナス5%の圧縮を図ることとしております。これは、ある程度、一律の取り扱いにせざるをえないというふうに考えております。このような、いわば抜本的な見直しを図るまでの時間稼ぎを行いまして、その後、令和5年までに、先ほど説明した、最大

マイナス15%の圧縮を行いたいということでございます。この取組みによる3年間の効果額は1億円を見込んでおります。

次にページをめくっていただきまして、3ページをご覧ください。左上の公共施設の整理合理化でございます。行政経営改革プランを遂行し、民間移譲や廃止により、早期の効果を得ることとしております。

内容としては民間による経営が望ましいスキー場や温泉は、譲渡進めることといたしまして、令和3年度内に譲渡ができない場合には、もう休館もやむを得ないというふうに考えております。また、プールや青少年ホームなど、令和2年度をもって指定管理期間の終期を迎える施設のうち、設置の目的を置いた施設や、維持が困難な施設を廃止することとしております。いずれも現行プランに掲載されている案件ではございますが、財政健全化の重点的取組として、先送りすることなく、確実に実行したいということであります。この取組みによる3年間の効果額は2億8,000万円を見込んでおります。

次にその横、の職員人件費の抑制でございます。時間外勤務手当の大幅な削減を図るため、事務事業の集中と選択、徹底した労務管理費、抜本的な抑制対策を行いまして、3年間の効果額は1億5,000万円を見込んでおります。

次にページ下段の、使用料と減免基準の見直しをご覧ください。公共施設の使用料と減免基準を抜本的に見直すという内容でございます。使用料につきましては、前回、平成25年度に集会施設を中心に、料金統一のための全面改定をしております。それ以降は見直しを行っておりませんでしたので、平成25年以後の物価上昇率や消費増税を勘案し、現行額の10%程度増額を行いたいということであります。また、今なお全市的な統一ができていない分野もございまして、この際に合わせて、目的が類似する施設の使用料、利用区分など等を統一したいとも考えております。さらに減免割合を縮小し、少なくとも半額は使用者が負担し、特に冷暖房照明などの付加使用分によっては、使用者が全額負担というふうに減免基準を見直したいと思っております。右側の表は、平成30年度の使用料の実績額です。この数値には、指定管理施設における利用料金も含んでおります。これを見ますと、全施設での算定額が約4億2,000万円ございます。このうち約3分の1にあたる1億4,000万円ほどが減免されております。実態としては、数多くの団体が使用料を免除され、無料で施設を利用しているという現状がございまして、施設の維持コストの負担のあり方として、現下の財政事情に照らして考えますと、やはり利用された方が、全額ではなくても一定のご負担をいただくということが適当であろうということで、せめて規定の料金の半分程度はご負担をいただきたいという見直しの趣旨でございまして、この3年間の効果額としては、3億3,000万円を見込んでおります。

右上に戻っていただきまして最後、の市有財産の売却・利活用でございます。売却が見込まれる市有地の早期売却などで財源を確保することとしております。その内容としては、旧小中学校跡地の売却又は利活用、区画整理事業や施設用地の残地の売却、公用車の適正台数を図り、不要車を売却という内容でございまして、これらの取組みによる3年間の効果額として5億9,000万円を見込んでおります。

これら6つの重点項目をもって、急場をしのぎたいと考えておりますが、その効果額の合計について、次のページをご覧くださいと思います。

の積算ということで、6つの財政健全化重点項目の効果によって収支の状況が改善というふうに載せております。右の表が積算の集計表で、令和3年度から8年度までの6年間分を載せております。

1行目には、歳入に係る効果額の合計を記載しております。その下の2行目、使用料見直し重点項目という業務には、1億900万円という金額を毎年度計上しております。この資料の見方ですが、使用料の見直しを今年度中にまとめれば、来年度の令和3年度から早速1億900万円の効果が得られると。この見直しの影響は、令和4年度以降にも継続するものでございまして、毎年度1億900万円を効果額として計上しているという仕組みです。

一方次の行、市有財産売却、重点項目の数値は、令和3年度と4年度にだけ計上しております。これは財産の売却が一度きりの話であって、その年度限りでございまして、翌年度以

降には影響しないということでこのような計上になっております。

歳出も同様でありまして、経常経費削減については、令和7年度まで毎年、前年に比べて2%カットを行うということです、その効果額が累積していくと、徐々に増えていくという仕組みですし、政策経費節削減については、各年度の欄に、令和2年度の事業費に対しての圧縮額がそれぞれ計上されているという仕組みでございます。

このようにして計上された、財政健全化効果額の合計額が、最終行の数値でございます。今年度から取組みに着手いたしまして、来年度の令和3年度には、8億8,600万円、令和4年度には約18億円、以下、ご覧の通りの推移で、最終的には約19億円の効果額が生み出されると見込んでおります。

最後に下段のの結果をご覧ください。ここでは財政健全化の取組みの結果、一定額の財政調整基金を確保できる見込みということを示しております。表の1行目が、健全化の取組み前の収支差額でございます。これはこの資料の1ページ目でお示した通り、来年度以降毎年20億円前後の収支不足が生じる見込みとなっておったという状況でございます。

これに対しまして次の行が財政健全化効果額であります。これは上の積算の表でお示した効果額の合計であります。そして、この効果額を反映させた取組み後の収支差額が、3行目の数値となります。ご覧の通り、すぐすぐの赤字解消にはなりません、年を追うごとに赤字幅が縮小いたしまして、令和7年度8年度では黒字になっているという状況です。

そして最下段には、これを反映させた財政調整基金残高を載せております。健全化の効果により、収支が改善した結果、財政計画の最終年度である令和8年度において、基金残高は約36億円となる見込みでございます。基金の残高は、金額で17から34億円。奥州市の標準財政規模の5%から10%が必要となっているわけですが、中長期的に、これを確保するためには、令和8年度末で35億円程度の残高が必要だというのが、先ほど説明があった中期財政見通しの結果でございました。これに照らしますと、今回の重点項目の取組みによって、短期的課題である基金枯渇を回避できることはもちろんとして、中長期的にも、何とか最低限の基金残高を確保できる見込みが立ったということでございます。これを逆に言いますと、これだけ厳しい内容の取組みを行わないと、必要な基金残高を確保できないというふうにも言えると思っております。

以上の通り、財政健全化重点項目の内容とその効果についてご説明いたしました。これまでなかなか見直しができずに、継続してきた事務事業を、この際きちんと見直しまして、真に市の将来に繋がる施策に重点化を図っていくという趣旨でございます。

こういった内容でありますので、市民への周知もしっかり図っていきたいと思っております。そのための市民説明会を6月11日から、市内30箇所で開催いたします。詳しい日程と場所については、1番最初にあった1枚目の資料に掲載しておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

最後になりますが、本日、議員の皆様から様々なご意見を頂戴したいと思いますし、また健全化に繋がる良いアイデア等ございましたら、後日で構いませんので、ぜひ行政経営室までお知らせいただきたいと思います。その点お願い申し上げまして、説明を終わります。

(小野寺議長) はい。ただいま説明ありました点についてご質問等ありましたらお願いいたします。1番、小野優議員。

(小野優議員) 1番、小野です。

まず、施設使用料の部分に関してなんですけども、私としてはもう少し値上げをしてもよかったのではないかと考えているところもありますが、この施設使用料の見直しの中で、付加使用料分としての消費税を見込んでの値上げなのか、普通、使用料と付加使用料と分かれていましたので、その辺の、この10%の値上げ分というのは実際、付加使用料の実費の部分だけなのか、そうじゃないところも入っているのかということをお尋ねしますし、あとは、この平成30年度分の実績のところ、金額ベースですと、減免していたのが3分の1ほどだったというところでしたけども、これ、件数ベースだと、もうちょっと割合変わってくるのかなと思うんですが、この辺もし数字があればということでお伺いします。

それから施設の売却に関して。1度きりということで令和5年度以降はないというところですが、そもそも、売るものがこれ以降ないという形なのか、もし今後出てくればというところもあると思いますし。それから、ここに、今後廃止になるであろう施設がこの売却の部分に入っているのかどうか、お尋ねいたします。

（小野寺議長） 桂田行政経営室主幹。

（桂田行政経営室主幹） はい。それでは最初に使用料の部分、付加使用料と本体の使用料とあるわけですが、10%と増額というのは両方です。今まで、例えば200円とか300円っていう100円単位の料金設定でしたけども、この最10円単位に見直しまして、例えば200円だったものは220円とか、そういうようなイメージでございます。

それから件数なんですけど、ちょっと今手元には資料ございません。ただ、ちょっとこの表だけではピンとこないかと思うんですけど、イメージとして、例えば、集会施設、地区センターとか、そういったところの減免は約9割が減免されているという状況でございます。スポーツ施設が、大体ばらつきはありますけども、平均すると大体半分くらいの利用は減免されているという状況でございます。

この使用料の中には、実は藤原の郷の入園料ですか、そういったちょっと金額の大きいものも入ってまして、減免額、なんか思ったよりも小さいかなと感じるかもしれませんが、そういった特殊なものを除けばかなりの割合で減免されているという状況でございます。

それから市有財産の売却の部分でございます。見込んでいるのは、今々できる部分をちょっと財産運用課の方でピックアップいたしまして、すぐできるものじゃないと効果が出ないものですから、今すぐすぐできるようなものをピックアップしたところ、この金額になったというようにご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

（小野寺議長） 他にございませんか。12番、廣野富男議員。

（廣野富男議員） 12番、廣野富雄ですが、何点かお尋ねをいたします。

まず一つは、政策経費。資料2のナンバー、ページ2番の、事務事業経費の削減の下に、政策経費が記載されていまして、令和2年度予算ベースで33億5,000万円。令和3年度から約2億円ずつ減らしていくという計画にはなっているようです。ちょっと心配なのは、道路整備等についてかなり影響あるのかなと思ったんですが、そこら辺をどういうふうに配慮されるのかと。ちょっと聞いたのですが、今年、最初このコロナで、地域要望は取りまとめないよという話があったようです。今まで一般質問で、地域から出ているその道路がなかなか整備ならないよという中で、地域要望は今回やらないという話があったんですが、今日の電話では、結果的には地域ごとに対応するという話は入りましたが、これが長年待っているその地域の道路整備がもしかするとほとんど実現しないということになるのか、当初予定している道路整備計画ですか、5年ごとに組んで今、新田副市長が担当部長の時に策定したあの計画が、これはきちんと履行した上での財政計画になっているのかどうかっていうのをちょっと確認したいと思います。

それと、2つ目は、新市立病院の建設を一応見込んだようですが、これから具体的な話にはなと思うんですが、この財政計画上、当初の100億円で見ていた財政計画なのか、どうかということ、一つ確認をさせていただきたいと思います。

3つ目は、今日でしたか昨日だか、岩手県の競馬の記事が新聞に載ってまして、このままベースでいくと、3億円ほどの赤字になるよというふうな報道もされておりましたが、競馬問題、これは念頭に入れているのか入れてないのか。おそらくみなかったのかもしれませんが、その辺、どの程度イメージとして財政計画の中で考えているかということをお尋ねしたいと。

最後です。前回の財政計画に比べると、3年早まりました。収支均衡が3年早まった計画になっていますね。この3年早まるっていうのは、何か根拠は、計算上ですからですが、これは間違いなく3年早まって収支均衡になるのかと。これが一番、市民にとっては関心のあることだと思うんです。いや、これだけ市民が市の財政に協力するよと。それによって、3年早まって、従来の財政ベース、安定した財政運営ができるよという訴えができるんですかねというのが、ちょっと不安にちょっと思ったものですから、その辺、お尋ねをまずはしたいと思います。

（小野寺議長） 小沢市長。

(小沢市長) まず、ご質問の内容の部分がいっぱいあるんですけど、わかりやすくお話いたします。

冒頭にお話をしました通り、今年度行革が進まなければ来年度以降の予算は組めないという事実が明らかになった。だから否応なしに行革を進めなければならない。それは待ったなしで。そのことで、なだらかに、行財政改革を進めていこうということではなく、ここ3年間、或いはもう少し期間をきっちり限定して、そのところで行革を急がなければ、単年度の予算が組めないということで、結果、期間が縮まったということです。

ですから、ソフトランディングが、やや着陸からすると少しハードのランディングにならざるを得なかったということです。

それから、100億円っていうのはあれですよ、病院建設の分の100億円の話がされているわけですね。一応これは、まだ計画がしっかり決まっていないということもあって、当初その標榜した部分の金額でありますんで、何でもかんでも100億円かけて造れって言っているものではありません。ですから、これが50とか、75とか減れば、その分だけ様々な部分に余裕が、僅かだけでも出てくるという形であります。上限としてこのところは見た、というふうにお考えください。そのような説明でいいですか。

100の根拠が何かっていうことをお聞きになりたいとすれば、それはまた別ですけども、必ず100を使えということではなく、マックス100の中でできるために、そのマックスだけは担保しておいたと。見積もり上。というふうにお考えください。

競馬の問題は、全く加味できません。どういうふうなことになるのかということが、奥州市だけでは決められないからであります。55%を持っている岩手県が、やっぱりイニシアティブをとって進めていただくと。我々は25%の責任を果たすということになるかと思えますけども。この時点で、そのことを計算するのが奥州市民にとってどれほど意味のあることなのかというふうなことを考えたわけではないですけども、実際、現実には、競馬の部分の想定はできないのですよ。ですから、この部分のところは、競馬の、何かあった時のことについては反映していないというよりも、反映することができないというふうにご理解をください。

(小野寺議長) 羽藤財政課長。

(羽藤財政課長) まず1点目の道路整備計画についてでございますけれども、今回の計画策定にあたって、予定される主な事業については積み上げ方式で入れておりますが、道路については、建物等と違って、一定額ということで、これまでの推移等から推察される金額を一定額ということで盛り込んだような形で財政計画に入れております。

それから、2番目の病院については、市長が申し上げた通り、計画上はどれぐらいで見ているかという部分については、その通りなんですけれども、必ずしもその計画年度で着工するということを約束するものではなくて、計画上はあくまでどういうふうに見ているかということでございます。

それから3つ目の競馬の部分でございますけれども、最近、経営的なことについてもコロナ関係で取りざたされておりますけれども、その返済部分については、計画上は今回見ておりません。収益が上がった分で返済される部分っていう部分については見ていないということでございます。

それから4つ目の収支均衡の部分でございますけれども、見通しを立てていく中で健全化策ありきの見通しということですので、結果的に早まっていると。こちらとしては、将来的にも標準財政規模の5%を確保したいということでの計画を見込んでおりましたけれども、健全化策を見込めば、こういった形で確保できるなというような見通しになっているというものでございます。以上です。

(小野寺議長) 廣野富男議員。

(廣野富男議員) 1点だけちょっと確認をします。

道路整備関係ですかね。要は、道路整備計画は当初の道路整備計画も今伸びている、確か。29年でしたか、平成29年から確か平成33年ですか。なんか、最初の方は良かったんですけど、中段以降は1年か1年半延びているんですね。そうすると、これというとちょうど令和2年か

3年にずれ込む部分があって、第2の計画のときは、結局その部分が、もっとう、なんていいますかね、地域の要望が反映されなくなるのかなってちょっと懸念があったもんですから、十分そこら辺は都市整備部等々と。当然、道路だけじゃなくて、すべてのハード事業については、当然なんですけど、一時期ね、50億円とか45億円とかの予算規模が結局半分になるわけですから、かなり地域住民にとっては、かなり我慢を強いられることになると思いますが、ちょっとそこだけはちょっとある程度とも担保していただく計画になっていて欲しいという思いがあっての確認ですが、言っている意味わかりますか。ということでちょっとコメントがあればいただいて終わります。

(小野寺議長) 新田副市長。

(新田副市長) 現行の道路整備計画ですけれども、ご指摘の通り29年度から33年度までの5箇年。計画の進捗から言えば、やや遅れているというふうな状況であるのは、ご指摘の通りでございます。

33年度までですかね、要は令和3年度までの計画ということで、3年度にはまた次の次期の5箇年の計画を立てることになると思われます。当然、現在動いている道路整備計画でやりきれなかった事業は、次期計画に最優先というふうな形で盛り込むことになると思いますし、それから、これまで各地区から出されている路線についても、一本査定をし、評価しつつ、優先度の高い順から、次期計画におろすことになると思うんですけれども、次期計画の、要は枠がどの程度になるかというふうなことについては、先ほど財政健全化の事務事業経費の削減の中の政策経費で、今後、取り込める一般財源の額を示させていただいたところですが、おおよそその圧縮割合ぐらいの、圧縮はかけなければならないものというふうには考えているところでございます。

ただしですけれども、この間、議員の皆さんから要望が多いのは、要は大きい改良系の事業ではなくて、舗装修繕とか、地区から要望のあるその細かい事業を、例えばその路線数多くとか、そういうふうな方法で構わないので、ぜひそういった方向で取り組んで欲しいというふうな声などもあるものですから、各地区のバランスも鑑みながら、そのことにも十分配慮し、次期計画を策定していくことになるというふうに考えているところでございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。19番、阿部加代子議員。

(阿部加代子議員) 阿部です。大変厳しい財政状況であるということであります。副市長さんが2人体制になったということで、財政健全化の方は、新田副市長さんが中心的にまとめてくださっているということの理解でよろしいでしょうか。お伺いしたいというふうに思います。

それから、市民への理解を得ることが大変必要になってきますけれども、30箇所回っていただくという説明、回られるということなんですけど、例えば、先に資料をお渡ししておいて、ある程度のご質問を先にいただいて、お答えをもって会場に臨むというようなやり方はできるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。そういうふうにやっていただいた方が効果的ではないかというような声もありましたので、お伺いをしたいというふうに思います。

それから財政健全化を図る場合には、出るものを減らして、入るものをふやすということなんですけれども、例えば固定資産税についてお伺いしたいというふうに思います。福祉施設等も、これから固定資産税をしっかりと取るということになるのか。いやいや今までの契約の通りでいいのだよということになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) まず、市民理解を得るためのあり方として、例えば一つの例として、説明会を開催する際には行って、いきなり来た人に、実は今日はこんな話ですよって言うよりは、少なくとも地区振興会の単位でご案内を申し上げるわけですから、そのセンター長さんであるとか会長さんである方々に、こういう資料をもって説明しますので、何か気になる点があれば事前にとということで予習して臨んでくれると言ったら失礼な物言いかもしれませんが、そのような考え方は、極めて有効だろうと思いますので、少し検討してみたいと思います。

それから、私が3月議会において副市長2人制を導入する際に、議場で、その理由の一端として言った部分については、その通り新田副市長を私は頼りにしているということでもあります。

なぜならば、少なくとも、ずっとその中心的に行政に携わってきた知見がある、能力があるということでございます。しかしながら、最終的に行革は私が判断をしていかなければならないということですから、特別職をもって事務方のトップっていうのは、これは失礼な言い方ですけども、私が進める行革の大きな部分としていただかなければならない人。新田副市長がすべてをコントロールしてそこをやる。上手くいったら新田さんのおかげで、悪くいったら新田さんのせいっていうのではなくて、上手くいったら新田さんのおかげで、うまくいかなかったら小沢市長が悪かったというような形で、私とすれば、最後まで旗を振り続けなければならないということですから、最終責任者は私ということでご理解をいただければというふうに思います。

もう一つ、市民理解を得るということも大切ですという部分、このあたりについては、説明会とかその懇談会にいらっしゃらない方もたくさんいるわけですね。ですから、そういうふうな方々に対してどうなのかということ。それから、阿部議員もお分りの通り、ずっと行革進めなきゃならないっていうことからして、今まで無料だった部分を半分まけるから半分払ってみたいなことを言ったけれども、結局押し戻されてしまったっていう経緯があったということも含めて、ここの部分のところは慎重に考えていかなければならないと。広く料金をいただけたところは、お願いしなければならぬのかなと思っていました。ただ、福祉関係の部分は、今までの例からすれば、私が就任してからそういうふうに仕掛けてやはりこれは違うっていうことで軌道修正をしたというふうな部分からすれば、ここの部分は、また同じ轍を踏むというのはおかしいだろうというふうに私個人は思っています。ただし、他の部分で広く薄くご負担をいただくというような形は、考えなくてはならないと。いや、なかなか苦しいんですけれどもね。もっと安くしますと言えば誰もが喜ぶと思うんですけども、この分はこれこれこういう理由で、少しご負担をふやして欲しいということ。この辺りをしっかり考えてやっていかなければならない。最後の質問については、いずれ少し、私としては反省していることがあるので、同じような調子ではいけないだろうというふうに思っているということをお答えとさせていただきたいと思います。やらないとはっきり言いたいところですけども、多分やれないのではないかなという思いはありますけど、少し検討しなければならぬと。かなり難しいだろうなという認識を持っているというお答えでよろしいでしょうか。

少しやっぱ杖ついておきたいところあるんで、もうちょっと話します。この部分で、福祉だけ、じゃあの、なんていうか、サンクチュアリにしよう。聖域にしようってことになれば、それとこれはどう違うんだって話になって、結果的にはどこにも手をつけられないって話になってしまう可能性があるから。手口をすべてさらしていますけども。ですから、そういうふうなことからして、この物差しで必要な改革というふうな部分については、料金の改善についてもお願いしなければならぬっていうところは、これはあるのだろうという思いから、先ほど少し、奥歯に物が挟まったような言い方でありましたけど、そのような言い方をさせていただいたということを何卒、理解はしたくないでしょうけど、私はそう思っているということでございます。

（小野寺議長） 19番、阿部加代子議員。

（阿部加代子議員） 最後の部分ですけども、契約があるわけですから、いきなり上げますということにはならないと思いますので、今ある契約はそのままで、今後どうするかということでは、やはりいろいろ協議をしながら進めていくということの理解でよろしいでしょうか。

< 「はい」との声あり >

（小野寺議長） 他に。17番、高橋政一議員。

（高橋政一議員） 17番、高橋です。資料1の4ページ図3と、5ページの図4に関わって質問をいたします。

まず図3から言えば、平成30年度については、実績値っていいですか、財源不足15億3,000万円ということになりますし、令和元年度は、確定ではありませんけど、17億1,400万円という財源不足というふうになります。これが5ページにいて、平成30年度は財政調整基金残高が91億円から86億円と、実際5億何千万円減っているというふうになっています。それから

令和元年度は、86億円から79億円で大体、これは実績値ではないんですが、6億何千万円かなと思うんですが、というふうになっています。ただ、図3の方に戻ってみると、財源不足が15億円、17億円あるという状況の中で、財政調整基金は、むしろ前の方、財政基金残高よりも上回っている状況にあるということでもあります。

また、平成30年度に財政調整基金の短期って言いますか、平成30年度18億3,000万円ぐらい取り崩すことになっているんですが、これで済んだと。18億3,400万円取り崩せば73億円ぐらいの残高に平成30年度はなつたと。31年度、令和元年度は、ほぼ、想定これぐらいになるんだろうと思うんですが、約21億円取り崩すことになって52億円になる残高予定だったんですが、多分その通り79億円ぐらいになるんだろうというふうに思います。

この、いわゆる違いをどういうふうに見ればいいのかっていうので、私いつも悩むんですが、図3の方は、予算ベースなのかなと思ったけども、必ずしもそうでないようなので、その辺どうなっているのかっていうのをお聞きしたいと思います。

(小野寺議長) 小沢市長。

(小沢市長) 高橋議員には前にもこのことで、例えば予算で見たら足りないけど終わってみたらこんだけ銭余ったじゃないかというふうな部分も含めて、今の質問も、その延長線の質問のように私としてはお聞き取りしたんですけども、そのような趣旨でご質問なさっているというふうに理解してよろしいでしょうか。いいですね。

まず出ている今までの分の数字は、実績です。で、これからの部分は予算です。ですから、予算を組むためにどれだけ金が必要かというふうな部分のところになりますから、どうしても将来の予測っていうのは、これだけのことをこういうふうな形で同じく続けていけば、経常経費、要するに固定費はこれだけかかりますよというところが見えるわけ。で、投資的な部分っていうのはこれだけ固定費をかければ使うところ、要するに入ってくる部分がこれだけ減るから、新規にやれる部分は少なくなりますねというような形の組み立てで、先々の予算の編成に対しての不足額っていうか金額を充てていくということになりますから、どちらかと言えば、多分これだけ入ってくるだろうとか、多分これだけ節約できるだろうとかっていう、おそらくというふうな部分では、組めないですね。ですから、行革を確実にやります。やれば、これだけお金がかからなくなるからこういうふうな結果になりますよという、そういうふうな作り方をしているわけであります。

ところがですよ。実際動いてみてやると、30億円財調崩して予算を組んだけど行くとこいったら、みんなに頑張ってもらって、15億円減らさずに済んだと。30億円が15億円で済んだから15億円はまた、戻るわけですよ。そうするとその部分の差がまたこういう意味でこれ出てくるといふ。今回も、元年度の予算が、9月に皆さんに決算をしていただくわけありますけども、やはりそれなりの成績を残したということで、当初の予定よりは、財調の残高は減り込みが少なく済んだと。するとその実績からまた、先を見通すってことになりますから、そこで例えば何億円か違うということであれば、ずっと先の話まですると、その数億円の差が結構大きな差になったりするというようなところは当然あるわけあります。

おそらく、この私とのやりとりではなくて、できれば会派の方にうちの財政担当をお招きいただいて、俺はこうなんだけどどうなんだっていうふうな、まずそういうふうなことで、お聞き取りをいただいた方が。これ本当重要なことなんです。それで、このことがわかるかわかんないかで、この予算が正しいか正しくないかというふうな部分の判断もそれぞれにできるようなことになりますので、ここで、俺はこう思うんだけどそれはどうだっていうふうなやりとりではなくて、お互いに、この数字の話ですから、できれば会派の方にお招きをいただければ、うちの財政担当が行って、政一議員が、こうあった方がもっといいんじゃないかというご提案を、お聞き取りしながら実はこういうことなので、こうさせていただいていると。もしかすると政一議員がご提案されるようなことの方が、仕組みを変えてでも、やった方がいいってこともあるかもしれませんので、できれば、今の質問の部分、これどうなんだって話になってくると、なかなかこの短時間で説明ができません。私は今数字の話をせずに、概念的な話だけで答弁をしていますけど、おそらく求めているのはそういう話じゃないと思うので、できれば、今

お話したように、会派に呼んでいただいて、私はこうだと思っただけで、このことの違いはどうなんだっていうことをお聞き取りをいただければ、より突っ込んだ話ができるのかなと思います。できればそうしていただければ大変ありがたいなと思いますが。ただ逃げません。他の議員の皆さんがいやここでやれって言うのであれば、我々すぐやりますけど。そんな感じであるということをご理解ください。

(小野寺議長) はい、高橋政一議員。

(高橋政一議員) はい。わかりました。前にも、やっぱり質問して、そして私半分納得したような気がしていたんですが、わかりました。

ただ、もう1つ、健全化に向けた取組みというのは、もちろんこれはしなきゃ駄目ですし、私は、これをどの程度できるかっていうのはもちろんあるかもしれませんが、やることによってさらに、多分、現在の予定よりも若干前倒しで進むことが本当はできるんじゃないかなという想定もしていますので、あとでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(小野寺議長) 他に、ございませんか。佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 数点、質問させてください。

1つは、8年、財政計画と長期財政見通しということで少し前にお話しましたが、長期財政見通し、これがないと私はちょっと駄目だろうなと思ひまして、この2つを、1つは住民説明会で両方説明するということになりますね。

< 「はい」との声あり >

そこで、私は端的に聞きます。新市立病院建設事業を、令和6年に入れたのは、これなぜなのかということが1つです。

それから、先ほど廣野議員の答弁で、これ100億円見ているというふうに私は受け取ったんですが、その通りでしょうか。計画上ですよ、財政計画上100億円見ているというのがその通りでしょうかというのが、1つ目です。

それから、財政見通しの6ページ、1番最後ね。いわゆる普通建設事業費、これが積み上げたのではなくて、どういう形で、これしか普通建設事業費に回されない状態だというふうに私は理解しますが、そういう内容なのかということです。これ結局は、16年度から18年度で25億円ですよ。これずっと下がるんですが、そういう意味で、これ回すのはこれしかできないということだろうと思いますが、そういう捉え方でよろしいかお伺いをいたします。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 1点目の、市民説明において、財政計画と財政見通しの両方をするのかということについては、その通りでございまして、両方説明いたしますし、令和6年度に新病院の建設を入れたのはなぜかということではありますが、前回の計画では、確か、平成31年から33年に入っていたかと思ひます。それはもうすでに遅れているといひますか、実現してないわけでございまして、今、新たに胆江地域の地域医療介護計画を策定しているという中で、最短でも実現するとすれば、この令和6年だろうということで、最短の時期を想定してこの令和6年に計上しているわけでございます。なお、その規模については見通しが立っておりませんので、これは前回計画の100億円をそのまま踏襲し、先ほど市長も申しましたように、今の時点では最大限の金額ということで100億円を計上しているという内容でございます。

(羽藤財政課長) 財政計画上、例えば普通建設事業費、この範囲内でしかできないのかというご質問でございました。今回の計画を策定するにあたって、予定される主な大きい事業については積み上げというのを基本にしています。一定額で見たものもありますけれども、年度ごとにその分凸凹が、前回の計画と違って出てきているような状況でございます。前回の計画では、普通建設事業費の額を40億円とかっていう形で一定額を見ていたかと思っただけですが、今回は一応積み上げということで凸凹が出てきております。その具体の健全化策とその目標金額も今回設定しておりますので、なお不足する部分については財調を充てるというような考え方で、将来的には収支均衡を図るっていうのが、最終的な目標になっております。ですので、この計画、特に後年度分については、これからやってくる事業の試金石になる部分だと思ひますので、突発的な何かが起きれば、その部分については、不断の見直しっていうのは必要になってくる

かとは思いますが。以上です。

(小野寺議長) 佐藤郁夫議員。

(佐藤郁夫議員) 財政計画は、全体的に見れば、私はこれしかないなっていうことはわかります。従って、令和6年度、この辺が簡単に言えば、地域医療構想、そこがまとまるだろうという見通しで、ここに上げたのでしょうか。でないとな、ここが一番私は議論になると思うんです、住民からすれば。従ってそこをちょっと、どういう形で6年度に上げたっていう意味が、ちょっと私わからなかったもんですから。賛成とか反対とかっていう意味じゃなくて、そこをちょっとお聞きしますし、100億円見ているということについては、その通りこういくでしょうから、わかりました。

それから、わかりました、普通建設事業費ね。私、基本的にはそれが正しいと思います。今までですと40億円ぐらい何とか出せるのではないかなというような形ではなくて、積み上げ方式でいっているということですので、あとは住民要望とかが出れば、当然のことながら政策判断があると思いますから、これは了解、理解いたしました。

特に、あと希望ですが、かなりの住民説明をきちっとしないと、補助金10%カットとなるとすぐ計算しますから、かなりの議論が出てくると思います。しかし、これをやり切らないと駄目なということだと思いますので、そこは、私は、ご期待を申し上げます。

ただ、議員の中からも、私も含めてですが、議員は議員の立場で要望が来るもんですから、それは、私たち議員の立場で若干理解をいただかなければならない部分もあるかと思いますが、とにかく、これをやり切らなければ、私は財政破綻に陥ると思いますので、頑張りたいと思います。終わります。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) 先ほど概要についてご説明したつもりではございますが、再度、もう少し詳しく説明させていただきます。

地域医療介護計画につきましては、今年度完成するというふうに進んでおるというふうにご認識しております、それに基づいて病院を建設するとなりますと、実際の工事については令和4年、5年、6年の3年間の事業になるだろうというのが最短の日程となります。つきましては、その日程で100億円の事業費を計上しているという状況でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。それでは、の財政計画と財政健全化に向けた取組みについては以上とさせていただきます。

4時5分まで休憩します。

< 休憩 >

公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について

(小野寺議長) 再開いたします。

続きまして、公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について、当局から説明をお願いいたします。

(小野寺議長) 千田財務部長。

(千田財務部長) それでは公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について、担当の主幹の方からご説明いたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) それでは公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について説明させていただきます。

まずは、1の概要でございます。奥州市公共施設等総合管理計画、これ本体計画といいますが、に基づく施設分野別の各個別施設計画を令和2年度中に作成いたします。現段階では、各施設の所管課において計画の素案のたたき台を整理している段階で、今後その整理が終わり次第、こちらの行政経営室において、本体計画との整合チェックや全体調整を進める予定としております。今回、この策定にあたっての主な目標値や視点等について、中間的な報告をさせていただくとともに、今後の個別施設計画策定に向けたスケジュールを今回お示ししたいとい

うものでございます。

2の今後40年間の目標設定でございます。本体計画に掲げた基本方針のうち、供給量の適正化、すなわち総量の縮減につきましては、特に重要な項目でございます。個別施設計画の策定にあたっては、適正な機能やサービスは最大限維持し、施設の統廃合や建替えによる規模の縮小等によって、施設の総延べ床面積の30%の縮減を目指すこと、そういうふうな目標を設定しております。

3の供給量適正化の視点ということで、供給量の適正化にあたっては次のような施設再編の視点を持って取り組みますということで、5つの視点を載せております。

(1)が地域的地理的な配慮の視点。人口密度の高い地域一極に施設を集中するのではなく、利便性や駐車場の確保、5地域に適した施設分類形成により施設再編を行います。

(2)が地区拠点の視点でございます。地区センターを高齢者や児童・生徒の地域活動の拠点とし地域社会の中心地として位置づけるとともに、地区外など広域の利用にも配慮するなど、施設の最大限の活用を図ります。

(3)が統廃合と更新の視点でございます。地域ごとにある同分類の施設を引き続き維持するのではなく、統廃合により集約した上で、適正な使用料やコスト面を考慮し、必要な大規模改修や建替えを行います。統廃合により存続する施設は、市全域施設として活用することにより、稼働率と多様性を高め、市民の愛着が沸く施設としての運営を図ります。

(4)が複合化の視点でございます。類似のサービスを提供する施設については、老朽化と利用頻度を考慮し、それぞれのサービスを維持し、かつ、一つの施設で複数サービスが提供可能となるよう、施設の複合化を図ります。

最後(5)が施設活用の視点でございます。総合的に施設の縮減を進める中で、今後維持する施設については、他の用途によって最大限活用いたします。特に学校施設については、学校教育の運営に最大限配慮した上で施設を開放し、放課後児童クラブや児童生徒の健全な育成のほか、市民の活用を図ります。

ページをめくっていただきまして、4の総量縮減のための対応策ということでございます。総量、施設の総延べ床面積の30%の縮減に向けまして、統一的な考え方のもと、個別施設計画を策定し、あわせて市民との合意形成を図っていくため、総量縮減の分類ごとに対応策と対象施設を整理しております。

まずは、総量縮減の分類。の長寿命化後に更新というものでございます。サービス提供に不可欠な施設で、特に施設の機能や総量を維持しなければならないものにつきましては、使用目標年数に達した段階で建替えを実施いたします。使えるうちは使って、その後にはきちんと更新するというものでございます。対象となる施設がなくせないものということで、市役所の本庁舎、それから地区センターを考えております。

が長寿命化により維持するものということで、サービスの提供を維持するが人口減少などによる利用者減少の予測的観点から施設の総量を段階的に縮減するというもので、対応策は2つございます。使用目標年数に達するまで長寿命化を図るというものと、施設の統廃合により新設、既存施設は廃止ということで、再編手法としては長寿命化又は統廃合ということで、分類対象となる施設分類は小中学校ということで考えております。使えるうちは使って、その寿命に達した場合にはその時点であと考えるというのが一つでございますし、あともう一つは、利用者の予測で必要な統廃合を図るというようなことです。

が拠点化により縮減というものでございます。サービスを効果的かつ効率的に提供するため、拠点となる施設を位置付け、同類施設の総量を段階的に縮減するというもので、これにつきましては拠点施設のみ長寿命化または新設を行いまして、既存施設については長寿命化を図らないと。そのまま維持するというような形でございます。再編手法が拠点化ということで、対象となる施設が、大中の体育館、図書館、文化ホール、野球場、陸上競技場、生涯学習施設と考えております。これは、すべては維持できないだろうということで、ある程度の拠点化を進めるということでございます。

それから、サービスの集約や老朽化により縮減ということで、効率的かつ効果的なサービ

スの集約または施設の老朽化に合わせ、施設の総量を段階的に縮減するもの。これにつきましては、統廃合や複合化を図ったうえで、既存施設は廃止したいということでございます。これにつきましては、博物館、記念館、それから消防屯所、保健センターなどでございます。

それから 専用施設の縮減、他分類の施設を活用というもので、サービスを提供する専用施設の設置の必要性がなく、また他分類の施設でのサービスの提供が可能であるもので、施設の総量を段階的に縮減するものについては、他分類施設への移転や活用を図ったうえで既存施設を廃止したいということです。非更新、統廃合ということで再編したいと。対象となるのが、企業振興施設、商業振興施設、倉庫、公衆便所などということで、この企業振興施設がちょっと言われてもわからないかと思いますから、勤労者研修センターとかそういった集会施設、そういった類のものでございます。

では、ページをめくっていただきまして、 が、民間によるサービスへ移行ということで、民間等によるサービスの提供望ましく、行政によるサービスから民間等によるサービス段階的に移行するもの。対応策の1つとして、民間事業者へ事業委託。対応策の2として、施設の譲渡または貸付けということを考えていきたいということです。対象となる施設が、学校給食センターなどというふうに考えております。

それから 、民間への施設の譲渡でございます。民間等によるサービス提供が主流であり、行政によるサービスの提供をやめ、施設の民間譲渡を早期に実施するものということで、対応策1としては、民間事業者へ施設譲渡。もう1つ、2としては施設の譲渡が見込めない場合には、施設は廃止ということで、対象となる施設が、温泉、スキー場、プールというふうに考えております。

最後の 、独占使用者への施設の譲渡ということで、一団体、一企業などが自己の活動や利益のため独占的に使用する施設を市の負担が生じないよう総量を縮減するというところでございます。対応策として、施設の譲渡または貸付けを行いまして、この対象となる施設が、地区公民館、産直施設、高齢者福祉事業施設といったものでございます。

表の下に米印2つ書いております。使用目標年数と先ほど説明しておりますけども、建物の利用年数にかかわらず、これを超えた使用を目指す場合の目標年数ということで、例えば木造ですと耐用年数23年とかっていうところを、長寿命化のきちんと手入れをして、30年は使いましょうとか、そういった場合の年数ということになります。もう1つ、病院・診療所につきましてはここに載せてないわけですけども、施設整備や、連携に係る基本計画が別途策定される予定であることから、現段階においては表に含めていないという状況です。

最後に5の今後のスケジュールでございます。今年の7月から住民との懇談会、5地区で各3回、7月から9月にかけてやろうと思っています。単なる説明会ではなくて、市民の方から意見を吸い上げるといいですか、反映させるために、ワールドカフェ方式になるかどうかはちょっとわからないんですけども、グループワークのような形で住民意見をお聞きしたいなというふうに考えております。それを踏まえまして、今年10月に住民意見等を反映したうえで、個別施設計画の原案を決定したいと思います。

原案については、ここまで何分初めての作業ということもございまして、担当課でも幾分ちょっと戸惑っている部分もありますので、この時期まではどうしても原案作成かかってしまうという見込みです。その後11月に計画の原案に対して議会と、それから行政経営改革推進委員会という組織がございますので、そういったところから意見をちょうだいしたいと思っています。12月には、その意見を反映した後の計画案をもってパブリックコメントを実施いたしまして、2月にそのパブコメを反映したうえで、議会と委員会から再度意見聴取、確認といたしますか、をいただいて、3月には、最終的な分野ごとの個別施設計画を成案化したいと、このようなスケジュールで進めていきたいと思っています。説明は以上でございます。

(小野寺議長) ただいま説明いただきました点について、ご質問等ございましたらお願いいたします。1番、小野議員。

(小野優議員) 1番、小野です。今後のスケジュールの部分で確認させていただきたいんですけども、先ほどの財政健全化の方でもお話がありました、今年度をもって廃止となる施設がいく

つかあるということでしたけども、それとこのスケジュールとの兼ね合いというところで、個別計画が来年3月策定というところですけども、その廃止をする場合の施設ってというのが、こういった扱いになるのかというところをお尋ねいたします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) はい。今年度中にも廃止が見込まれるものについては、基本的には個別計画の方には反映する必要がないといいますが、反映させないという形になろうかと思います。個別施設計画というのも本当に、足元の話というよりは40年間を見据えて長いスパンでの話ということになりますので、今々の施設の統廃合っていうところは、きちんと反映させたいので、そのあとにその長期の見通しを立てるという形になろうかと思います。以上でございます。

(小野寺議長) ほかに。12番、廣野富男議員。

(廣野富男議員) はい。2点だけ確認させてください。

民間によるサービスの移行、で対象となる施設として学校給食センターが掲げられております。この対応策1、2とありますけど、イメージとすると、学校給食センターがこれから統廃合してできるんですが、公設民営っていう考え方で、これは考えているよっていう理解でいいのかどうかっていうのをまず1つ確認したいと思いますし、スケジュールで、7月から住民との懇談会があるわけですが、当然、この時点では個別計画の素案はもうできているっていう理解でいいんでしょうか。素案があって、その素案に基づいて住民説明をして原案を作ると。原案ができた後に、議会への説明という流れなんでしょうか。

私が期待したいというかお願いしたいのは、もしその6月時点で素案ができているのであれば、やはり議員側にも全協かなんかで事前に説明を1つお願いしたいということなんですが、その辺のご配慮いただけるのかどうか、この2点お伺いします。

(小野寺議長) 桂田行政経営室主幹。

(桂田行政経営室主幹) はい。最初に民間等によるサービス提供が望ましいものについてということで、の部分。これにつきましては、段階的ということ、まずは民間事業者へ事業委託ということは公設民営という考え方でよろしいかと思います。その後にそれを一旦実現させた後には、その先には、施設を譲渡して、全くもって民設民営という形の方に切り換えていければということで、こういうふうな表記にしております。それが1つ目の質問でございます。

あと2つ目の住民説明の際の、個別の計画の原案というところで、これちょっと先ほどもきちんと説明すればよかったんですが、住民との懇談会の際は原案をもってそれに対して議論するというのではなくて、何かテーマを決めて、例えばスポーツ施設の配置がどうあるべきとか、例えばそういったようなテーマを個別に設けて懇談会を開いてご意見はいただきたいと。それと並行して、担当課の方では、個別計画の策定は並行して進めています。まだ、だから全然できていないという状況です。個別計画の原案じゃなくて、それをネタにしないで、別のテーマで住民の意見を聞き取りまして、それを各担当課の方で原案の方に反映させて、それをもって、10月に担当課の方で原案を決定したいと。それを、11月には議員の皆さんにもお示ししたいということで、でき次第お示しするという意味ではその通りにしたいと思っております。ただ、スケジュール的には7月の住民懇談会の段階ではまだお示しできる状況ではないということでございます。以上でございます。

(小野寺議長) 他にございませんか。よろしいですか。

< 「はい」との声あり >

(小野寺議長) はい。それでは、の公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況については、以上とさせていただきます。

説明者退場のため、暫時休憩します。

(2) 報告事項

(小野寺議長) 再開いたします。

(2)の報告事項でございます。奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会の報告について、高橋晋議員からお願いいたします。

（高橋晋議員） 4番、高橋晋です。令和2年4月27日に開催されました、令和2年第1回奥州金ケ崎行政事務組合臨時会の報告をいたします。

今議会は、今般行われました、金ケ崎町議会選挙後の臨時会で、有住修議員、青木俊悦議員、高橋藤宗議員に変更になりました。

最初に仮議席の指定、そして副議長の選挙と進み、推薦により青木俊悦議員に決定しました。引き続き、新しく議席が指定されました。

今臨時会は、報告が1件、議案が6件上程されました。その中から抜粋して報告いたします。

まずは、監査委員の選任に関し同意を求めることについては、朝倉栄氏に代わり、奥州市職員として、議会事務局長、総務部長を務められた水沢真城折居町の鈴木龍司氏が選任されました。そして財産の取得に関し議決を求めることについては、金ケ崎分署に配備している高規格救急自動車、取得価格2,178万円を更新配備しようとするものです。最後に令和2年度一般会計補正予算（第1号）が決定されました。内容は、収入は分担金の増額、支出は消防車両の更新に係る経費の追加で、796万4,000円を増額し、補正後の予算総額は57億628万7千円となります。詳しくは、会派内の選出の議員の方からお聞きいただければと思います。以上、簡単ではございますが報告にかえさせていただきます。

（小野寺議長） はい。ご質問ございますか。

＜ 「なし」との声あり ＞

（小野寺議長） はい。それでは報告事項は以上とさせていただきます。

4 その他 （略）

5 閉会 （略）

奥州市議会全員協議会

日時：令和2年5月21日（木）

午前10時

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の対応状況について
- ② 第2期定住自立圏共生ビジョンについて
- ③ 財政計画と財政健全化に向けた取組みについて
- ④ 公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について

(2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(4/27)

報告者：高橋 晋 議員

4 そ の 他

5 閉 会

新型コロナウイルス感染症対策の対応状況について

1 経過報告（令和2年4月21日開催 全員協議会以降）

- 4月22日（水）奥州商工会議所、前沢商工会より要望書を受理
- 4月23日（木）第9回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日（金）飲食業生活衛生協同組合、奥州旅館業組合・奥州観光物産協会より要望書を受理
- 4月30日（木）奥州みらい（市議会議員会派）より感染症対策に関する申入れ受理
- 5月1日（金）第10回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月6日（水）第11回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月8日（金）第12回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月18日（月）第13回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 対策本部会議の開催状況（令和2年4月21日開催 全員協議会以降）

- (1) 第9回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（4月23日）
 - ・市関連施設の休館等の方針について決定（緊急事態宣言発令期間5/6まで）
 - ・対策本部の組織構築（生活支援部会、経営支援部会の設置）と特別定額給付金の対応について決定
- (2) 第10回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（5月1日）
 - ・市関連施設の休館等の方針について見直しを決定（緊急事態宣言の延長が見込まれることから「5/6まで⇒5/20まで」に見直し
 - ・（仮称）奥州金ヶ崎発熱外来診療所の設置を検討
 - ・ゴールデンウィーク期間中の市民相談窓口を設置決定
- (3) 第11回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（5月6日）
 - ・地方創生臨時交付金について情報共有
 - ・特別定額給付金申請書発送に向けた職員体制を確認
 - ・緊急事態宣言の延長(5/31)を受け市長メッセージ（5月6日発信）
- (4) 第12回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（5月8日）
 - ・市関連施設の利用再開について決定
 - ・特別定額給付金申請書受付に向けた職員体制を確認
- (5) 第13回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（5月18日）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により委託業務等の履行が困難になった場合の対応について決定
 - ・緊急事態宣言の解除(5/14)を受けイベント等の対応方針を決定
 - ・緊急事態宣言の解除(5/14)を受け市長メッセージ（5月18日発信）

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針の改訂について

令和2年5月18日
奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたイベント等の対応方針について (令和2年5月18日改訂)

令和2年5月14日、新型コロナウイルス感染拡大により全国に発令されていた緊急事態宣言が岩手県を含む39県で解除された。

奥州市においては、この緊急事態宣言の解除を受け、市が主催又は共催する事業やイベント等の対応方針について、次のとおり改訂する。

1 イベント等の開催について

次の条件を満たしたうえで開催すること。なお、全国的大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、原則として、中止又は延期すること。

- ・マスク着用や手指消毒など適切な感染防止対策を講じること。
- ・3つの密「密閉、密集、密接」の発生を回避すること。
- ・大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を回避すること。

2 開催に当たっての留意事項について

- (1) 屋内での開催は、参加者数が100人以下、かつ、収容人数の半数以下を目安とすること。
- (2) 屋外での開催は、参加者同士の距離を十分に確保すること。
- (3) 「特定警戒」及び「感染拡大注意」都道府県からの参加者に対しては、参加の自粛をお願いすること。
- (4) 会議を開催する際は、感染が発生した場合に参加者へ確実に連絡が取れるように、極力参加者名簿を作成すること。

※ 本対応方針の改訂は、令和2年5月18日から適用することとし、今後、国内の感染者数の動向、岩手県内での感染者の発生状況等に応じて、この方針を見直すものとする。

※ 市が後援するイベント等については、この方針を遵守していただけるよう依頼する。

※ 関係機関及び団体に対しても、この方針を周知する。

4 市長メッセージについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 市長メッセージ

5月14日、政府は全国に発令している緊急事態措置の対象地域のうち、岩手県を含む39県の宣言を解除しました。

岩手県及び奥州市において、今日まで感染者が1例も発生していないことは、市民一人ひとりが感染対策を徹底していただいている結果であり、心より感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染対策など地域医療に携わる医療関係者の皆さまをはじめ、厳しい経済状況の中、社会を支えていただいている事業者の皆さまにあらためて敬意を表し、感謝を申し上げます。

岩手県は緊急事態措置の対象外地域となりましたが、感染リスクがゼロになったわけではなく、まだまだ予断を許さない状況にあります。

市といたしましては引き続き感染対策が重要と考えておりますので、市民の皆さまには次の予防策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 1 不要不急の帰省や旅行など「特定警戒」及び「感染拡大注意」都道府県との往来を避けること
- 2 人と人との間隔を空ける、手洗い及び咳エチケットの徹底、マスクの着用、3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、「新しい生活様式」の実践例に沿って行動すること
- 3 イベント等は、身体的距離の確保や基本的な感染対策を実施したうえで開催することとし、感染リスクへの対応が整わない場合は開催を見送るなど慎重な対応をすること

なお、県外ナンバーの車に乗っていることや医療機関従事者の家族であることを理由に誹謗中傷することはしないようにしましょう。その方の立場になって考えて、是非とも思いやりのある温かい対応をお願いいたします。

市民の皆さまの安全・安心を確保し、一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう感染拡大防止と生活・経済支援に全力を尽くしてまいります。

令和2年5月18日

奥州市長 小 沢 昌 記

5 今後のスケジュール

- ・ 5月27日（水） 第14回奥州市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

奥州金ヶ崎発熱外来診療所について

1 目的

胆江医療圏の病院・診療所の院内感染を防ぐこと、すなわち地域医療の崩壊を防ぐため、現在、設置している帰国者・接触者外来に加え、発熱外来診療所を設置・運営する。診療所では、患者のトリアージを行い、自宅での静養が可能な患者と、さらに病院での精査が必要な患者を選別し、また、軽症で受診を希望する患者の受け皿として外来診療を行い、必要に応じてPCR検査を実施し、住民の不安解消や感染拡大の防止に寄与するものである。

また、感染が拡大した場合、効率の良い検体採取体制を作ることで、胆江地域内でPCR検査を受けられる患者数を増やし、早期に感染者を発見し、感染者のクラスター形成を防ぐことができる。

2 実施主体

奥州市、金ヶ崎町

3 設置場所

公共施設駐車場内（ドライブスルー方式） ※ 非公表

4 対象者

奥州市、金ヶ崎町の中学生以上の住民で、発熱などの症状で受診の必要があり、比較的軽症と判断された患者。

5 開院する曜日・時間

当初は火・木曜日の午後1時～3時（完全予約制）

（今後、患者数の増加に応じて、開設日を増やすことを検討）

6 従事スタッフ

医師1名（医師会の協力派遣による）、看護師又は検査技師2名、事務員1名、誘導員2名

7 診療内容

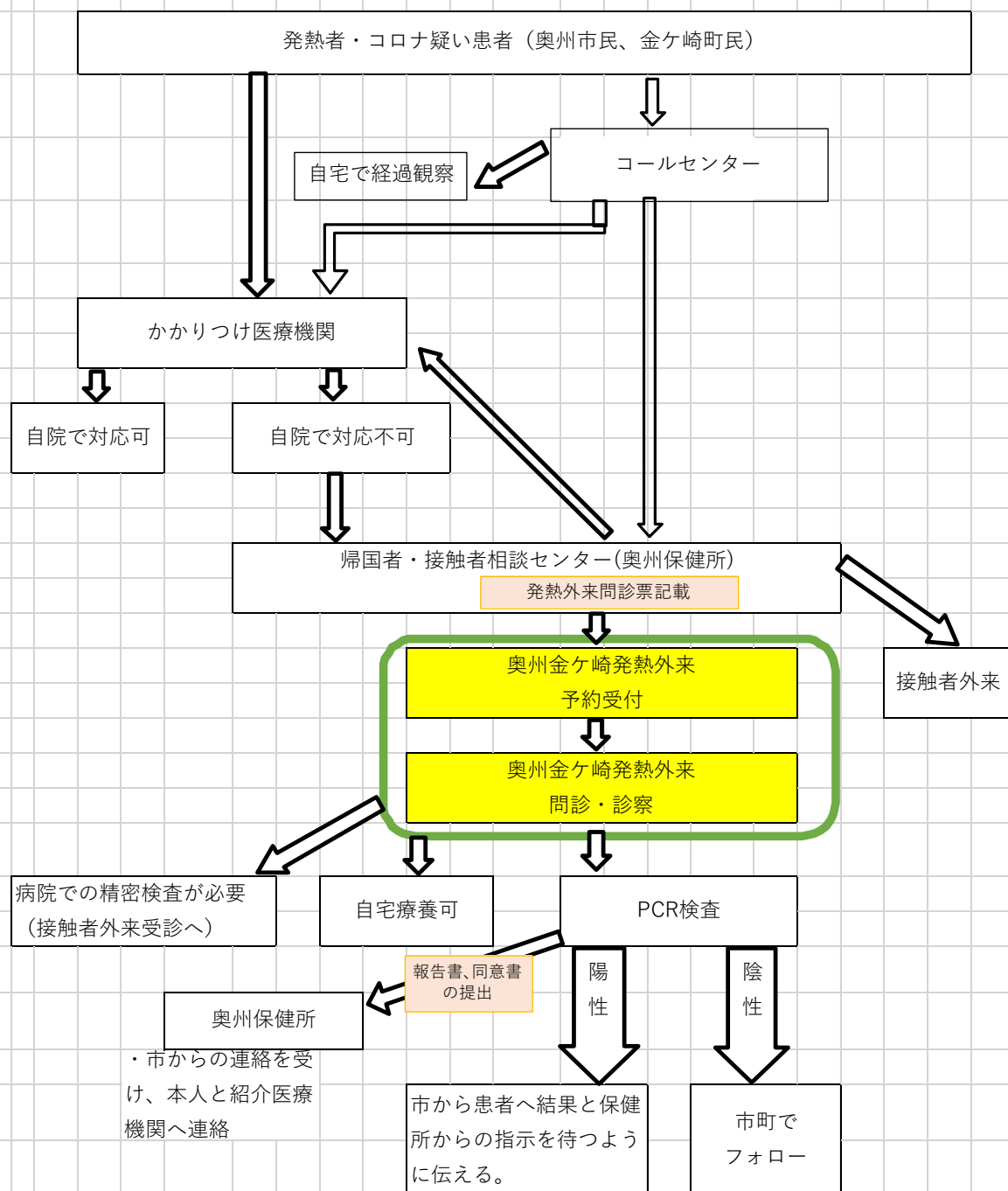
- (1) 患者のトリアージ、新型コロナウイルスPCR実施の判断
- (2) 新型コロナウイルスPCR検体採取（唾液PCRが保険適応になれば唾液採取）
- (3) 処方（解熱剤のみ）

8 対処方針

発熱外来診療所での対処方針は、以下の3通りとする。

- (1) 処方のみで帰宅
- (2) 疑似症としてPCR検査実施後、帰宅（検査後の健康観察は市町で行う）
- (3) 状態不良、他疾患の精査など必要な場合は、他の医療機関へ紹介

奥州金ケ崎発熱外来 診療フローチャート



特別定額給付金 申請・給付（振込）状況

○ 5月12日（火） 申請書一斉発送

45,711件（内訳：一般45,172件、視覚障害者175件、外国人364件）

○ 申請書提出状況（受付開始 郵送5/12、オンライン 5/1）

オンライン申請	689件	※5/18（月）正午現在
郵 送 申 請	27,613件	※5/19（火）郵送分まで
窓 口 申 請	332件	※5/17窓口持参（本庁）分まで
合 計	28,634件	* 提出率 62.6% (／45,725世帯：4/27現在 住基世帯数)

○ 給付金振込等状況、予定

支払日	件数	給付者数	給付額	
5/19	488件	1,430人	143,000千円	オンライン申請分(5/12まで)
5/22	483件	1,306人	130,600千円	主に5/14までの申請分
5/26	7,438件	20,746人	2,074,600千円	主に5/16までの申請分
合計	8,409件	23,482人	2,348,200千円	* 支給割合20.4% (／115,262人：給付対象者)

令和2年度の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

（令和2年5月11日現在）

新型コロナウイルス感染症対策に係り、4月2日（木）、3日（金）、8日（水）、16日20日（月）、21日（火）、24日（金）、5月11日（月）に市内小中学校及び保護者に対し、下記のことに留意して対応する旨の通知をしましたのでお知らせします。

記

1 再開に当たっての対応の基本

○学校における感染リスク等に備えるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避ける措置を講じながら、通常のエデュケーション活動を行う。

※3つの条件とは、①密閉空間 ②多くの人の密集 ③近距離での会話や発声

2 臨時休業等の措置について〔令和2年4月21日付け通知〕

○休業の判断をレベル1～6段階に分け、児童生徒・保護者・家族を含めた教職員等の学校関係者の感染が発生した場合は、奥州市医師会及び、奥州保健所の助言のもと、市内一斉臨時休業措置をとること。

3 学校における感染症対策

（1）基本的な感染症対策

ア 感染源を絶つこと

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び体調の確認（必要に応じて保健室での実施）

イ 感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケットの徹底

ウ 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事の指導

（2）集団感染のリスクへの対応

ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

イ 多くの児童生徒が手の届く距離に集まらないための配慮

ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- ・飛沫感染等を防ぐため、授業中は基本的にマスクを着用させる。

エ ドアノブ、手すり、スイッチなどの消毒に次亜塩素酸ナトリウムが利用できる。

4 心のケアについて

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の心身の状況を的確に把握し、必要に応じて健康相談を含めた教育相談を実施すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- 感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、海外や国内に旅行した者等に対する偏見や差別が生じないようにすること。

6 教育課程実施上の留意点

- ア 4月末までは、令和2年3月16日付け奥教学第3276号通知のとおり進めること。
(始業式、入学式、部活動の実施)
- イ 各学校の未履修の状況により、適切な措置を講ずること。
- ウ 中学校の修学旅行は9月以降の実施とする。
- エ 運動会・体育祭は2学期以降の実施とする。(状況により中止の場合あり)
- オ 授業参観・家庭訪問・PTA関連行事等の実施は、校長判断とする。

7 出席停止等の扱いについて

- ア 感染又は感染者との濃厚接触が明らかな場合
・「出席停止」とする。
- イ 感染又は感染者との濃厚接触が明らかでなくても、慎重な対応が必要な場合
・自宅で休養するよう指導し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。
- ウ 「関東から」転入する場合は、当市に住み始めてから2週間自宅待機とする。
- エ 関東以外であっても、急激な感染拡大が憂慮される地域からの転入は十分な情報収集のうえ、心配な場合は、市教委に相談する。(令和2年4月2日付け奥教学第20号)
- オ 「県外から」の転入生を受け入れる場合は、奥州市に住み始めてから2週間、自宅待機させることとする。(令和2年4月8日付け奥教学第90号)

8 学校給食について

- ア 体調・衛生的な服装・手指の確実な洗浄等を点検し、必要と思われる場合は給食当番を交代するなどの対応も想定する。
- イ 机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの必要と思われる対応も考えられること。

ウ マスクが準備できない場合は、ハンカチやバンダナを代用することもあると考えられること。

9 健康診断について

○学校医等と連携をとりながら、6月30日までの実施が難しい場合でも、年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

10 保護者への要請について

ア 外出した後やトイレの後、食事の前後など、こまめにうがい・手洗いを実施。

イ マスク入手が困難であることから、手作りマスクを作成し着用させること。

ウ 屋内外を問わず、3つの条件が重なる場を絶対に避けること。

エ 毎朝、自宅で検温し、発熱や風邪症状があれば自宅で休養させること。

オ 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合や、強い倦怠感・呼吸困難がある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

11 部活動について

ア 休日の部活動は、5月1日以降「奥州市における部活動の在り方に関する方針」に則って活動できることとするが、管内4市町以外の学校との合同練習、練習試合等は行わない。

イ 合同練習や練習試合等を行う場合は、感染症対策の具体的な方法について学校で共有するとともに、参加する児童生徒及び保護者に事前に周知・徹底する。加えて、参加は強制できないものであること。

ウ 平日の部活動及び部活動を補完する活動（父母会練習等）は、19時を超えない範囲で延長して活動してもよいこととする。

12 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後、国から出される通知等を踏まえて、変更する場合もあること。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業について

第1 臨時交付金の概要

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る事業に対し、国が交付金を交付するものです。

本市への第一次交付限度額は、474,132千円ですが、先に第1弾として議決いただいたもののほか、第2弾として5月25日開会の市議会臨時会で提案予定の事業予算を含め、実施計画の総額は5億4千万円ほどとなっています。

対象事業の選定に当たっては、バランスを重視し幅広く網羅した内容としており、対象事業一覧は別紙のとおりです。

第2 主な臨時交付金対象事業

1	命を守る	183,878千円
---	------	-----------

No.1～No.24 ■感染防止資材（マスク、消毒液、感染防止衣等）の配置 140,924千円

・ 公共施設、私立保育所、一部事務組合等

No.25 ■発熱外来診療所の設置 10,373千円

No.26 ■感染症医療体制整備（水沢病院、まごころ病院）及び遠隔診療体制整備（前沢診療所、衣川診療所） 18,435千円

No.27 ■自主的な隔離措置の支援 8,816千円 ほか

2	暮らしを守る	250,348千円
---	--------	-----------

No.37 ■家賃補助（売上20パーセント以上減の事業者） 140,544千円

No.36 ■宿泊施設への事業継続資金の給付 15,000千円

No.35 ■休業協力要請対象外の飲食店等への事業継続資金の給付 50,000千円

No.42 ■ひとり親家庭への現金給付 38,950千円

No.43 ■市の奨学金貸与者への一時金支給 2,511千円 ほか

3	暮らしと経済の立て直し	97,924千円
---	-------------	----------

No.44 ■感染症収束後の市内宿泊施設への宿泊促進 35,000千円

No.47 ■和牛肥育経営生産基盤支援 47,250千円 ほか

4	感染症に強い生活環境・地域経済	7,007千円
---	-----------------	---------

No.48 ■庁内オンライン会議環境の構築 7,007千円

No	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	担当部	大 事 業 名 称	主 な 事 業	5号補正事業	総事業費 (千円)	うち交付対象経費	内 容	積 算 内 訳
1	①	ア	財務部	財産管理経費	コロナ対策支援交付金財産管理事業経費	○	5,324	5,324	庁舎内の窓口等において、隔壁として使用する仕切板及び手指用消毒剤の設置並びに来庁者検温に使用する非接触体温計を購入する。	仕切板、消毒液、非接触式体温計
2	①	ア	財務部	財産管理経費	指定管理者支援等事業費	○	2,744	2,744	指定管理者制度導入施設等において、感染予防で使用する消毒剤等の消耗品費等として交付金を交付する。	消毒液、その他消耗品費等
3	①	ア	協働まちづくり部	地域交流施設管理経費	水沢地域交流館管理事業	○	35	35	水沢地域交流館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液（消毒液・スプレーボトル）及び館内消毒作業用品（キッチンペーパー・使い捨て手袋）を購入して配置するもの。	消毒液、消毒液用スプレーボトル、消毒作業用キッチンペーパー、消毒作業用使い捨て手袋
4	①	ア	協働まちづくり部	地区センター管理運営経費	地区センター管理運営事業	○	1,368	1,368	各地区センター等の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液（消毒液・スプレーボトル）及び館内消毒作業用品（キッチンペーパー・使い捨て手袋）を購入して配置するもの。	消毒液、消毒液用スプレーボトル、消毒作業用キッチンペーパー、消毒作業用使い捨て手袋
5	①	ア	協働まちづくり部	社会教育施設管理運営事業経費	社会教育施設管理運営事業	○	106	106	社会教育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	消毒液
6	①	ア	協働まちづくり部	体育施設管理運営経費	体育施設管理運営事業	○	124	124	体育施設の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、手指消毒液を購入して配置するもの。	消毒液
7	①	ア	市民環境部	環境衛生総務費	火葬場運営負担事業	○	40	40	火葬場で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散防止用シート等の購入費としての負担金。	奥州市負担分 40千円 マスク、飛沫飛散防止用アクリル板（一式）、飛沫飛散防止用シート、紙コップ、消毒液用スプレーボトル
8	①	ア	市民環境部	清掃総務費	ごみ及びし尿処理施設運営負担金	○	238	238	「ごみ及びし尿処理施設」及び「胆江地区広域交流センター」で感染予防のために必要となるマスク、消毒剤及び飛沫飛散防止用シート等の購入費としての負担金。	●ごみ及びし尿処理施設 奥州市負担分 169千円 マスク、消毒液、消毒用エタノール、消毒用次亜塩素、薄手袋、消毒液用スプレーボトル、消毒液保管用灯油缶（一式）、間仕切り用具（一式） ●胆江地区広域交流センター 奥州市負担分 69千円 マスク、サーキュレータ、飛沫飛散防止用アクリル板（一式）、消毒液保管用灯油缶（一式）
9	①	ア	市民環境部	常備消防事業経費	常備消防事業	○	26,212	26,212	奥州金ヶ崎行政事務組合負担金（消防分）。感染防止衣、マスクなど感染症対策資機材分	29,998千円×奥州市負担割合87.378％ 感染防止衣、感染防護服セット、N95マスク、KN95マスク、サージカルマスク、オゾン水・ガス生成機、熱画像監視装置、陰圧式エアテント、手指消毒器、消毒用アルコール、シュウカパー、EPAフィルター
10	①	ア	市民環境部	消防団活動経費	非常備消防事業	○	8,195	8,195	消防団活動に要する経費。マスク、消毒液など感染症対策資材分	マスク、消毒液、スプレーボトル、防護服、シューズカバー、手袋、ゴーグル
11	①	ア	市民環境部	防災対策事業経費	防災対策事業	○	20,732	20,732	避難所における感染症対策経費。マスク、消毒液など感染症対策資材のほかパーテーションや交換用毛布、マットなど。	毛布、マット、体温計、消毒液、スプレーボトル、マスク、防護服、シューズカバー、手袋、ゴーグル、パーテーション
12	①	ア	商工観光部	観光振興経費	市管理施設感染拡大防止事業	○	429	429	商工観光部管理にかかる公共施設（指定管理以外）の利用再開に伴う、感染の拡大防止対策分	消毒液
13	①	ア	福祉部	老人施設入所措置経費	社会システム維持のための衛生確保事業	○	9,977	9,977	介護保険施設事業等の感染症対策のため、マスク、ゴム手袋、消毒液等を確保し、各施設に配備する。	介護関係（マスク、ゴム手袋、消毒液） 障害関係（マスク、ゴム手袋、消毒液） ※郵送料、配送料含む。
14	①	ア	健康こども部	放課後児童健全育成事業経費	感染予防対策事業	○	4,000	4,000	放課後児童クラブにおけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能を搭載した空調設備等を整備する。	500千円×2台×4箇所（水沢、佐倉河、真城、姉体）
15	①	ア	健康こども部	保健センター管理運営経費	悠悠館管理運営事業	○	343	343	悠悠館の利用者及び職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため消毒液等を購入する。	アルコール消毒液、消毒液用スプレーボトル、器具消毒用ポンプ、館内清掃用塩素系消毒液、次亜塩素希釈容器、キッチンペーパー、キッチンペーパー専用ゴミ箱、使い捨て手袋、非接触式体温計
16	①	ア	健康こども部	感染症予防対策事業経費	感染症予防対策事業	○	9,997	9,997	医療・介護施設の感染症対策のため、マスク及び消毒液等を確保し、各施設に配備する。	サージカルマスク、消毒液、消毒液用スプレーボトル
17	①	ア	健康こども部	保育所運営経費	感染予防対策事業	○	4,000	4,000	公立保育所におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	8カ所×50万円（定員100人未満）
18	①	ア	健康こども部	子ども・子育て支援事業経費	感染予防対策事業	○	23,500	23,500	私立の保育所、認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備するための補助を行う。	15カ所×50万円（定員100人未満） ※保育所6＋認定こども園7＋その他5 16カ所×100万円（定員100人以上） ※保育所9＋認定こども園7
19	①	ア	健康こども部	認定こども園運営費	感染予防対策事業	○	2,000	2,000	公立認定こども園におけるウイルス感染を予防するため、感染症の原因となる物質の除去機能のついた空調設備等を整備する。	2カ所×50万円（定員100人未満） 1カ所×100万円（ “ ” 以上）
20	①	ア	教育委員会事務局	学校施設整備経費	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	○	17,622	17,622	3密など感染機会削減のため、学校教室への空調設備整備により、冷暖房、空調機能を強化し、教室を利用した分散授業等が実施可能な環境を整備する。	小学校9室分（水沢南1、常盤2、姉体2、江刺愛宕2、南都田1、胆沢第一1） 中学校2室分（江刺東2）
21	①	ア	教育委員会事務局	教育振興事業経費	感染防止対策事業	○	6,580	3,757	市内小中学校の感染症の予防のため、非接触型体温計、消毒用アルコールの購入並びに清掃用消毒液（次亜塩素酸水）生成機を設置する。	手指消毒用アルコール、非接触型体温計、次亜塩素酸水生成機、生成機用電解補助液
22	①	ア	教育委員会事務局	文化財施設管理運営経費	文化財管理運営事業	○	56	56	市内文化財施設（武家住宅資料館、旧岩谷堂共立病院）に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	非接触型体温計、消毒液、消毒液用スプレーボトル
23	①	ア	教育委員会事務局	記念館管理運営経費	記念館管理運営事業	○	101	101	市内4記念館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	非接触型体温計、消毒液、消毒液用スプレーボトル
24	①	ア	教育委員会事務局	博物館管理運営経費	牛の博物館管理運営事業	○	24	24	牛の博物館に感染症拡大防止のため、消毒液、非接触型体温計を購入する。	非接触型体温計、消毒液、消毒液用スプレーボトル

No	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	担当部	大事業名称	主な事業	5号補正事業	総事業費(千円)	うち交付対象経費	内容	積算内訳
25	①	イ	健康こども部	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金	一部措置済	10,373	10,373	国民健康保険特別会計（直診勘定）への奥州金ヶ崎発熱外来診療所の設置にかかる繰出金。	事務職員報酬 1人×976円×6時間×87日 事務職員通勤手当 34,800円 報償金（医師） 1人×40千円/回×87日 病院賠償責任保険 30,476円×1施設 傷害保険 14,700円×のべ87人分 診療委託料 看護師・検査技師等 2人×4千円/回×87日 医療事務委託料 150千円×11月×1.1 駐車場整理委託料 13千円×87日×1.1 発熱外来施設設置業務委託 1,690千円×1.1 PCR検査委託料 16千円×87日×5件/日×1.1 消耗品 非接触型体温計、医療用衛生材料費（フェイスシールド等）、その他 備品 施設用備品 241千円 医療機器 59千円 診療所開設許可申請 県証紙代 19千円 廃棄物収集運搬手数料 2,500円/回(5回)×87回×1.1 携帯電話借上料 20千円×11月 医師送迎タクシー代 4千円×2回（往復）×87日×1.1
26	①	ウ	福祉部	事業会計負担金等	病院事業会計負担金等	○	18,435	18,435	医療局(水沢病院、まごころ病院、前沢診療所、衣川診療所)が実施する、感染症医療体制整備事業及び遠隔診療体制整備事業に対する負担金及び出資金。	①感染症診療体制整備事業 17,029千円 【総合水沢病院】15,479千円 施設修繕 7,274千円、医療機器購入 2,091千円 備品購入 2,382千円、工事 3,564千円 消耗備品等購入 168千円 【まごころ病院】1,550千円 消耗備品等購入 ②遠隔診療体制整備事業 1,406千円 【前沢診療所】268千円 施設修繕 208千円、消耗備品購入 60千円 【衣川診療所】1,138千円 施設修繕 990千円、備品購入 148千円
27	①	オ	福祉部	社会福祉総務費	自主的な隔離措置応援事業	○	8,816	8,816	福祉施設等に従事する者が、家族への感染の恐れなどなく安心して働けるよう、市において自主的な隔離を支援する。	隔離施設借上げ事業 一日あたり82,280円×100日 宿泊施設確保対策補助金 補助単価6,000円×14日間×7名
28	①	カ	総務企画部	一般職給与費	正職員時間外勤務手当等	措置済	5,000	5,000	新型コロナウイルス感染症対応のための常勤職員の時間外勤務手当等	時間外勤務単価(平均)2,500円/時間×2千時間（5か月間）
29	①	カ	協働まちづくり部	国際交流推進事業経費	多文化共生推進事業	○	330	330	新型コロナウイルス感染症に関する国や自治体等の動向等の重要な情報について、3言語（英語、中国語、やさしい日本語）に翻訳したうえで、市公式HPや奥州市国際交流協会のFacebook、HP等を介して機動的に情報発信を行うもの。	11千円×3言語×10回
30	②	コ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（書類作成支援事業費補助金）	一部措置済	2,000	2,000	事業者の制度利用に係る各種申請書の作成支援を補助する。（1,000千円追加補正）	奥州商工会議所 400千円×4地域 前沢商工会 400千円
31	②	コ	商工観光部	中小企業融資事業経費	中小企業融資利子補給事業	措置済	30,000	30,000	新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した中小企業等が、奥州市中小企業融資あっせん制度による新規融資を受ける際に利子補給率を引き上げ、実質無利子で融資を行う。併せて信用保証料を補給する。	融資額 600万円（7年償還）×40件×2か月より 利子補給額 13,600千円 保証料補給額 16,400千円
32	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（感染症対策支援事業費補助金）	○	12,000	12,000	市内中小企業者のうち小売業、飲食業・宿泊業及びサービス業を営む者に対し感染症対策を支援するため補助金を支給する。	300千円×40件
33	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（商工会議所・商工会独自支援事業費補助金）	○	1,000	1,000	奥州商工会議所・前沢商工会が市内の中小企業、個人事業主に対して独自に取り組んでいる利子補給に対し補助を行う。	1,000千円×利息2.5%×1/4（市1/2、会議所等1/2）×160件
34	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（タクシー宅配事業支援補助金）	○	1,440	1,440	利用客が大きく落ち込んでいるタクシー事業者がはじめた宅配事業に係る経費の一部を補助する。	400円×30回×120日
35	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（休業協力要請対象外事業者支援給付金）	○	50,000	50,000	岩手県休業協力要請対象外の飲食店等の事業継続を支援するため事業継続資金を支給する。	100千円×500件
36	②	サ	商工観光部	観光振興経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策交付金（宿泊事業維持給付金）	○	15,000	15,000	市内で宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するため宿泊施設の規模に応じて給付金を交付する。	5千円×50人（収容人数）×4月×15件
37	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃補助））	措置済	140,544	76,947	市内中小企業者のうち新型コロナ感染症の影響をうける事業者に対しての家賃補助	小売り・飲食・サービス業 売上50%以上減 489件、3か月分 127,194千円 売上20～50%未満減 89件、3か月分 13,350千円
38	②	サ	商工観光部	商業振興事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（新規事業進出支援補助金）	措置済	5,000	5,000	事業を新規に展開する、事業を拡大する事業者に対し経費の一部を補助する。	500千円×10件
39	②	サ	商工観光部	観光振興経費	施設衛生保持事業	○	400	400	温泉施設や宿泊施設等で高熱の恐れがあるお客様への対応として検温器を購入する。	検温器 20千円×10箇所×2台
40	②	サ	商工観光部	雇用対策事業経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策緊急雇用助成金	○	20,000	10,000	雇用調整助成金を活用して雇用の維持を図った場合に、事業主が負担する経費に対して補助する。（県1/4、市1/4）	①サービス業 500事業所×6人/事業所×20日×300円/人・日 ②製造業 20事業所×30人/事業所×20日×500円/人・日 ③その他業種 (①+②)×5% (①+②+③)×申請率0.8
41	②	サ	農林部	6次産業化・地産地消推進事業	学校給食地場産牛肉利用拡大事業	○	5,100	5,100	新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により牛肉の消費が激減していることから、学校給食において市産の牛肉を提供することにより、市内産牛肉の消費の拡大を図るとともに地産地消を推進する。	R1実績 4,265千円×増加見込1.2

No	交付対象事業の区分	緊急経済対策との関係	担当部	大事業名称	主な事業	5号補正事業	総事業費(千円)	うち交付対象経費	内容	積算内訳
42	②	シ	健康こども部	ひとり親世帯への臨時特別給付経費	ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業	○	38,950	38,950	ひとり親家庭の生活を支援するために現金を給付することにより、困窮家庭を救済する。	ひとり親家庭 30千円×499世帯 ひとり親家庭（子ども二人） 50千円×279世帯 ひとり親家庭（子ども三人） 60千円×67世帯 ひとり親家庭（子ども四人） 70千円×14世帯 ひとり親家庭（子ども五人） 80千円×1世帯 ひとり親家庭（子ども六人） 90千円×1世帯 資格喪失（3月卒業） 30千円×77人+子ども二人家庭 50千円 通知用紙等、事務消耗品代 144千円 封筒印刷代 150千円 発送用郵便代 120円×938世帯 返信用郵便代 99円×938世帯 課振データ作成にかかる作業手数料 100千円 給付金支払いに係るシステム開発委託料 1,900千円
43	②	シ	教育委員会事務局	奨学金貸与事業経費	奨学生臨時支給給付金支給事業	○	2,511	2,511	学生の就学環境を維持するために必要な経費の一部を支援するため、市の奨学金貸与者に一時金を支給する。	5万円×50人 11千円（通知・返信用郵送料）
44	③	セ	商工観光部	観光振興経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（宿泊促進事業補助金）	○	35,000	35,000	感染症収束後に市内の中小企業者のうち宿泊業を営む事業者の事業継続を支援するための補助	1千円×7,000人×5か月
45	③	セ	商工観光部	観光振興経費	新型コロナウイルス感染症緊急対策補助金（観光関連事業者緊急支援事業補助金）	○	5,000	5,000	感染症収束後に観光関連事業者を支援するために観光物産協会が実施する各種事業への補助	宣伝広告事業、日帰り入浴利用促進事業、宿泊促進事業、飲食店誘客促進事業、特設サイト開設等事業、タクシー観光支援事業、宣伝広告費
46	③	ソ	総務企画部	政策調整事務経費	奥州ふるさと応援寄附事業	○	10,949	10,674	新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や来奥者の減少などにより、経済活動が停滞し、市内事業者への影響が大きくなっていることから、市製品の消費拡大、収束後の観光客誘致に向けたシティプロモーションを行い、事業者支援につなげるもの。	①東京圏イベント出展関連経費 877千円 ふるさと大感謝祭出張旅費 出展用物品運搬費 出展ブース借上料及び諸経費（電気、ゴミ処理等） ②プロモーション活動関連経費 10,072千円 ふるさと納税寄附者宛PR用ハガキ作成料及び郵送料（20,000枚） ポータルサイト内広告宣伝PR枠費用
47	③	ソ	農林部	畜産振興事業経費	和牛肥育経営生産基盤支援事業	○	47,250	47,250	枝肉価格の下落が著しい中、和牛肥育農家が今後も意欲をもって事業継続できるよう奥州市内で奥州市産の素牛を購入した場合に素牛導入費用の一部を助成。	90千円×105頭×5か月
48	④	ツ	総務企画部	行政〇A化推進事業経費	庁内オンライン会議環境構築事業	○	7,007	7,007	市行政の業務継続や職員の感染リスクを排除し、安全を確保することを目的としてオンライン会議環境を構築するもの。 併せて、住民向け説明会の分散開催や住民の諸手続きにおいても最寄りの総合支所に来庁し、本庁舎とオンライン環境を通じて対応することも検討し、住民の感染拡大防止につなげるもの。	端末取付用Webカメラ 3千円×216個 TV会議用ソフトウェアライセンス 10千円×216ユーザ 大型液晶モニター（85V型） 1,088,800円×1台 大型液晶モニター（55V型） 266,800円×5台 会議室用Webカメラ 50千円×6台 スピーカーフォン 22千円×6台 ノートPC 224千円×6台

記号	項目名	対象事業費（千円）
①	命を守る	183,878
	ア 1. マスク・消毒液等の確保	140,924
	イ 2. 検査体制の強化と感染の早期発見	10,373
	ウ 3. 医療提供体制の強化	18,435
	エ 4. 治療薬・ワクチンの開発加速	0
	オ 5. 帰国者等の受入れ体制の強化	8,816
	カ 6. 情報発信の充実	5,330
	キ 7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力	0
	ク 8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	0
②	暮らしを守る	250,348
	ケ 1. 雇用の維持	0
	コ 2. 資金繰り対策	32,000
	サ 3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	176,887
	シ 4. 生活に困っている世帯や個人への支援	41,461
	ス 5. 税制措置	0
③	暮らしと経済の立て直し	97,924
	セ 1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	40,000
	ソ 2. 地域経済の活性化	57,924
④	感染症に強い生活環境・地域経済	7,007
	タ 1. サプライチェーン改革	0
	チ 2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援	0
	ツ 3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	7,007
	テ 4. 公共投資の早期執行等	0

一次配分交付対象事業費総額 539,157

奥州・北上・金ケ崎・西和賀定住自立圏 第2期共生ビジョンの策定について

1 定住自立圏のこれまでの経過・取組み

平成27年度に奥州市と北上市を中心に、金ケ崎町と西和賀町を加えた2市2町で圏域を構成し、相互の市町がそれぞれの特色を活かしながら、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策として、平成31年度（令和元年度）までの5カ年の取組として共生ビジョンを策定しました。

策定した、共生ビジョンにおいては、取組状況の確認と見直しを積極的に進め、これまで広域で取り組んできた事業を継続するとともに、①圏域内小中学生の入館料無料化、②圏域の消防団幹部による合同研修会の開催、③課税用航空写真共同撮影などの新たな事業に取り組んできました。

また、事業の推進に当たり、構成市町担当者による分科会やワークショップを開催し、効果的な連携方策を検討するとともに、職員間の交流を深めてきました。これにより、通常の業務においても顔の見える対応につながっています。

2 前共生ビジョンの取組のまとめ

(1) 圏域人口について：圏域全体として依然として減少傾向にあるものの、近年において、特に北上市や金ケ崎町では下げ止まりの傾向が見られています。減少の主な原因としては、大学進学や就職を機にした若年層の転出による社会減や、死亡者数が出生数を上回る形での自然減が要因となっているため、更なる減少率の抑制に向け、今後も事業の推進が必要となります。

(2) 取組状況について：44の事業に対し全22のK P I（重要行政評価指標）を設定しており、30年度までの取組結果として、A（順調）が8項目、B（概ね順調）3項目、C（やや遅れている）3項目、D（遅れている）8項目となっております。評価がC、Dとなった取組については、表面上の事業は構成市町で同様の取組と考えていたものであっても、担当者が集まって協議をすると内容の相違があるものなどが見られたことから、第2期共生ビジョンでも引き続き事業内容の擦り合わせ等を行い、取り組むこととしております。

3 第2期共生ビジョンについて（主な変更点）

構成4市町の概況や統計数値を更新するとともに、今後5カ年の取組について、次の事業を追加、変更しました。

- (1) 民俗芸能振興事業を新規追加
- (2) 森林病虫害等防除事業を林業振興事業に変更
- (3) 広域物流ルート構築に向けた調査研究事業を新規追加

4 今後の対応について

鳥獣被害対策や保育士等の確保に向けた取組等、すでに共生ビジョンに掲載されている事業についても、より効果が得られるよう具体的な内容を検討し、推進するとともに、圏域の住民の方への周知についても、これまで以上に取り組んでまいります。

奥州・北上・金ヶ崎・西和賀定住自立圏

(愛称) 日高見の国定住自立圏

第2期 共生ビジョン



令和2年4月 策定

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1.	定住自立圏の概要	1
2.	これまでの取組み	1
3.	定住自立圏の名称及び構成市町	1
4.	定住自立圏共生ビジョンの目的	1
5.	第2期定住自立圏共生ビジョンの期間	1

第2章 圏域の概況

1.	圏域市町の概況	2
2.	人口等の推移	4
	(1) 人口の推移	4
	(2) 世帯数の推移	4
	(3) 年齢3区分別の推移	4
3.	産業別就業者数の推移	5
4.	都市機能の集積状況	6
5.	都市機能の利用状況	8
	(1) 通勤・通学者の状況	8
	(2) 医療機関の利用状況	9
	(3) 商業機能の利用状況	10

第3章 圏域の将来像

(1)	基本認識	11
(2)	圏域の将来像	11

第4章 具体的取組み

定住自立圏共生ビジョンの体系図		12
1.	生活機能の強化	
	(1) 医療	13
	(2) 福祉	16
	(3) 教育	23
	(4) 産業振興	25
	(5) 防災・消防	33
	(6) その他生活機能の強化に関する取組	37
2.	結びつきやネットワークの強化	
	(1) 地域公共交通	42
	(2) 交通インフラの整備	43
	(3) 公共施設の相互利用	44
	(4) 地域内外の住民との交流促進	46
3.	圏域マネジメント能力の強化	
	(1) 人材育成	48
4.	重要業績評価指標	50

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1. 定住自立圏の概要

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれ、特に地方圏においては、大幅な人口減少と急速な少子・高齢化が見込まれています。このような状況を踏まえ、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

また、地域主権の確立のための制度的見直しに伴い、基礎的自治体である市町村の役割が増すことになり、さらに、行政と地域住民、NPO、企業等との協働、連携による地域の絆の再生を図る必要が増しています。

定住自立圏構想は、このような問題意識の下で、市町村の主体的な取組みとして、圏域の中心的な役割を担う中心市と圏域市町村が、相互の自主性と自立性を尊重し、それぞれの魅力を活用しながら、民間の担い手を含め相互に役割分担し、連携・協力することによって、地域住民のいのちと暮らしを守るため、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、中長期的視点に立った新たな広域連携の取組みです。

2. これまでの取組み

本圏域の定住自立圏構想の推進にあたっては、平成27年7月17日に関係市町長会議を開催し、中心市要件を満たす奥州市と北上市が共同で、中心となってこの構想を進めていくことを確認し、同年7月29日に奥州市と北上市が共同中心市宣言を行いました。

定住自立圏形成協定について各市町議会の議決を経て、同年9月28日に奥州市及び北上市と金ケ崎町、西和賀町それぞれとの間で、定住自立圏形成協定を締結し、具体的な取組みを明らかにした共生ビジョンを策定しました。

第1期共生ビジョンにおいては、これまで広域で取り組んできた事業を継続するとともに、新たに圏域内の博物館・記念館の利用を促進するため、圏域内小中学生の入館料無料化や、地域防災力の充実を図るため、消防団幹部による合同研修会の開催などに取り組んできました。

また、事業の推進に当たっては、構成市町担当者による分科会を設置し、効果的な連携方策を随時検討するとともに、構成市町の首長、副首長会議において取組みの進捗状況を協議してきました。

3. 定住自立圏の名称及び構成市町

(1) 定住自立圏の名称

奥州・北上・金ケ崎・西和賀定住自立圏（愛称：日高見の国定住自立圏）

(2) 定住自立圏の構成市町

奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町

4. 定住自立圏共生ビジョンの目的

本共生ビジョンは、定住自立圏推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6の規定により、圏域の将来像や協定に基づき圏域市町が連携して推進する具体的な取組み内容を明らかにするものです。

5. 第2期定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

第2章 圏域の概況

1. 圏域市町の概況

	奥州市	人口：119,422 人 面積：993.30 k m ²	【特産品・グルメ】 南部鉄器、岩谷堂箆笥、増沢塗、米、前沢牛、りんご、ピーマン、りんどう、ハトムギ・ハトムギ加工品、岩谷堂羊羹、卵麺、とろろうどん、奥州はっと など
奥州市は、市の中央を北上川が流れており、その西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居のたたずまいが広がっています。焼石岳を主峰とする西部地域の焼石連峰には、ブナの原生林が多く残されているほか、北上川東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、市全域が緑あふれる豊かな自然に恵まれています。 また、稲作を中心とした複合型農業により県内屈指の農業地帯となっているほか、交通の利便性の良さを背景に商業集積や工業団地の整備が進み、南部鉄器や岩谷堂箆笥などの伝統産業とともに基幹産業の事業展開が図られております。 ふるさと奥州の素晴らしさを見直しながら、市民とともにすすめる『協働』のまちづくりに取り組み、「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち奥州市」の実現を目指しています。			【観光名所】 黒石寺、正法寺、えさし藤原の郷、胆沢ダム、種山高原 など
			【市町村内総生産：H28】 403,921 百万円
			【普通会計決算額：H29】 歳入：58,066,337 千円 歳出：57,545,433 千円

	北上市	人口：93,511 人 面積：437.55 k m ²	【特産品・グルメ】 二子さといも、りんご、きたかみ牛、北上コロッケ、グリーンアスパラガス、せり、桑茶 など
北上市は、北上川と和賀川が合流する肥よくな土地に美しい田園地帯が広がり、西に奥羽、東に北上山系の美しい山々が連なる豊かな自然に恵まれています。 古くから交通の要衝として栄え、国道4号、J R東北本線の南北幹線と、国道107号、J R北上線の東西幹線が交差するほか、東北縦貫自動車道、東北新幹線などの高速交通体系も整備され、首都圏と2時間30分、日本海とは1時間30分で結ばれるなど、北東北の十字路として利便性が高まっています。 現在の北上市は、旧北上市、和賀町、江釣子村の3市町村合併により平成3年4月1日に誕生しました。農業出荷額・工業出荷額とも県下有数の集積をもつ、活気ある都市として注目を集めています。			【観光名所】 展勝地公園、夏油温泉、みちのく民俗村、夏油高原スキー場 など
			【市町村内総生産：H28】 376,586 百万円
			【普通会計決算額：H29】 歳入：38,077,514 千円 歳出：37,622,823 千円

	金ケ崎町	人口：15,895 人 面積：179.76 k m ²	【特産品・グルメ】 アスパラガス、ずるびき膳、金が咲バーガー、大吟醸「宗任」、奥州牛、黄金まんじゅう、すがっこ漬け、ジェラート など 【観光名所】 国選定「城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区」、国指定史跡「鳥海柵跡」、金ケ崎要害歴史館、千貫石森林公園、岩手県立花きセンター、和光展望台、駒ケ岳 など 【市町村内総生産：H28】 80,052 百万円 【普通会計決算額：H29】 歳入：9,017,324 千円 歳出：8,565,955 千円
金ケ崎町は、岩手県南西内陸部に位置し、県内最大級の工業団地「岩手中部（金ケ崎）工業団地」を有し、製造品出荷額は 5,799 億円（H30 工業統計）で県内 1 位となっています。 国選定の金ケ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区、国指定史跡の鳥海柵跡といった文化財があります。同柵は、安倍宗任の柵とされ、奥州藤原氏の初代となった藤原清衡の叔父で、娘は二代基衡の妻であり、三代秀衡の母親であることから、世界遺産登録となった平泉文化は安倍一族と深い繋がりがります。 まちの将来像に「人と地域が支えあうまち 金ケ崎」を掲げ、4つの基本目標と「若者が暮らしたいまちを創る」、「女性にとって魅力的なまちを創る」、「活力と特色のある地域を創る」の3つの重点プロジェクトで、各施策の展開を図っています。			

	西和賀町	人口：5,880 人 面積：590.74 k m ²	【特産品・グルメ】 西わらび、りんどう、牛乳・乳製品、山菜・きのこ加工品、ビスケットの天ぷら、大根の一本漬け など 【観光名所】 和賀岳、真昼岳、南本内岳、女神山、錦秋湖、下前風景林、真昼山系滝群、カタクリ群生地、弁天島、碧祥寺博物館、深澤晟雄資料館 など 【市町村内総生産：H28】 19,326 百万円 【普通会計決算額：H29】 歳入：7,281,879 千円 歳出：6,965,113 千円
西和賀町は、岩手県の南西部にあつて秋田県に接し、北には国の自然環境保全地域指定の和賀岳、南には栗駒国定公園内に南本内岳がそびえ、錦秋湖周辺は湯田温泉峡県立自然公園に指定されるなど、“どこにも無い四季”と形容する豊かな自然と豊富な水資源に恵まれた地域です。 恵まれた美しい自然環境の中、「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」を町の将来像とし、「人づくり」「健康づくり推進」「地域の支えあい」「6次産業推進」「女性が住みよいまちづくり」の5つのプロジェクトを設置し、健康で幸せを実感できるまちづくりに取り組んでいます。			

2. 人口等の推移

※2005 年（平成 17 年）以前の各市町数値は、合併前市町村を合算した数値。

（1）人口の推移

圏域全体の人口は、平成 12 年をピークに減少傾向にあります。市町別にみると、奥州市・西和賀町は減少傾向が顕著であるが、その他市町は、横ばい傾向となっております。

表 人口の推移

単位：人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減（平成 7－27 年）	
							増減率
奥州市	133,228	133,056	130,171	124,746	119,422	▲13,806	▲10.3%
北上市	87,969	91,501	94,321	93,138	93,511	5,542	6.3%
金ヶ崎町	15,923	16,383	16,396	16,325	15,895	▲28	▲0.2%
西和賀町	8,594	7,983	7,375	6,602	5,880	▲2,714	▲31.6%
合計	245,714	248,923	248,263	240,811	234,708	▲4,903	▲4.5%

出展：国勢調査（総務省統計局）

（2）世帯数の推移

圏域全体の世帯数は増加傾向にあります。市町別にみると、北上市、金ヶ崎町、奥州市は増加傾向ですが、西和賀町は減少傾向となっております。

表 世帯数の推移

単位：世帯

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減（平成 7－27 年）	
							増減率
奥州市	38,620	40,651	41,369	41,388	41,726	3,106	8.0%
北上市	28,247	31,023	33,629	34,068	35,861	7,614	27.0%
金ヶ崎町	4,543	4,921	5,228	5,398	5,556	1,013	22.3%
西和賀町	2,640	2,443	2,393	2,272	2,146	▲494	▲18.7%
合計	74,050	79,038	82,619	83,046	85,289	11,239	15.2%

出展：国勢調査（総務省統計局）

（3）年齢 3 区分別の推移

全ての市町において、年少人口（15 歳未満）が減少し、老年人口（65 歳以上）が増加しています。圏域全体でみると平成 7 年から老年人口が年少人口を上回っており、少子高齢化が進行しています。

表 年少人口（15 歳未満）の推移

単位：人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減（平成 7－27 年）	
							増減率
奥州市	21,899	19,769	17,998	15,966	14,400	▲7,499	▲34.2%
北上市	15,328	14,657	14,384	13,544	12,780	▲2,548	▲16.6%
金ヶ崎町	2,603	2,455	2,281	2,138	2,030	▲573	▲22.0%
西和賀町	1,269	1,000	738	595	459	▲810	▲63.8%
合計	41,099	37,881	35,401	32,243	29,669	▲11,430	▲27.8%

出展：国勢調査（総務省統計局）

表 生産年齢人口（15～64 歳）の推移

単位：人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減（平成 7－27 年）	
							増減率
奥州市	84,882	81,757	77,170	72,529	66,315	▲18,567	▲21.9%
北上市	58,509	59,786	60,303	58,248	56,581	▲1,928	▲3.3%
金ヶ崎町	10,273	10,302	10,026	9,907	9,362	▲911	▲8.9%
西和賀町	5,039	4,287	3,736	3,170	2,661	▲2,378	▲47.2%
合計	158,703	185,160	151,235	143,854	134,919	▲23,784	▲15.0%

出展：国勢調査（総務省統計局）

表 老年人口（65 歳以上）の推移

単位：人

市町村名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	増減（平成 7－27 年）	
							増減率
奥州市	26,447	31,502	34,945	36,075	38,526	12,079	45.6%
北上市	14,132	16,838	19,274	20,771	23,546	9,414	66.6%
金ヶ崎町	3,047	3,626	4,082	4,245	4,500	1,453	47.7%
西和賀町	2,286	2,696	2,901	2,837	2,760	474	20.7%
合計	45,912	54,662	61,202	63,928	69,332	23,420	51.0%

出展：国勢調査（総務省統計局）

3. 産業別就業者数の推移

全ての市町において、第 1 次産業就業者数が減少しており、第 2 次産業就業者数は平成 12 年以降、第 3 次産業就業者数は平成 17 年以降減少傾向となっております。

※2005 年（平成 17 年）以前の各市町村値は、合併前市町村を合算した数値。

表 第1次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減（平成7－27年）	
							増減率
奥州市	16,636	13,890	12,839	9,780	8,816	▲7,820	▲47.0%
北上市	5,695	4,840	4,162	3,165	3,103	▲2,592	▲45.5%
金ヶ崎町	2,462	2,031	1,873	1,442	1,428	▲1,034	▲42.0%
西和賀町	1,288	1,182	1,080	888	661	▲627	▲48.7%
合計	26,081	21,943	19,954	15,275	14,008	▲12,073	▲46.3%

出展：国勢調査（総務省統計局）

表 第2次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減（平成7－27年）	
							増減率
奥州市	23,619	23,141	19,250	16,623	17,578	▲6,041	▲25.6%
北上市	20,212	20,316	18,595	16,253	17,056	▲3,156	▲15.6%
金ヶ崎町	3,105	3,252	2,974	2,828	2,837	▲268	▲8.6%
西和賀町	1,726	1,257	926	726	690	▲1,036	▲60.0%
合計	48,662	47,966	41,745	36,430	38,161	▲10,501	▲21.6%

出展：国勢調査（総務省統計局）

表 第3次産業就業者数の推移

単位：人

市町村名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減（平成7－27年）	
							増減率
奥州市	35,066	36,411	36,741	33,706	34,499	▲567	▲1.6%
北上市	22,208	24,482	25,367	24,747	26,246	4,038	18.2%
金ヶ崎町	3,491	3,841	3,962	3,801	3,986	495	14.2%
西和賀町	1,943	1,912	1,859	1,701	1,634	▲309	▲15.9%
合計	62,708	66,646	67,929	63,955	66,365	3,657	5.8%

出展：国勢調査（総務省統計局）

4. 都市機能の集積状況

奥州市及び北上市における医療、教育・文化、その他行政及び民間分野における主な都市機能の集積状況は次のとおりです。

分野	都市機能	奥州市	北上市
医療	公的医療機関	県立胆沢病院 県立江刺病院 奥州市総合水沢病院 奥州市まごころ病院	県立中部病院 北上済生会病院
	初期救急医療機関	（休日当番医制により実施）	（在宅当番医制により実施）
	二次救急医療機関	（病院群輪番制により実施）	（病院群輪番制により実施）

教育・文化	大 学（関係機関）	岩手大学工学部附属鋳造技術研究センター ほか	岩手大学工学部附属金型技術研究センター
	高等学校	県立水沢高等学校ほか 7 校	県立黒沢尻北高等学校ほか 3 校
	小・中学校	小学校 27 校、中学校 9 校	小学校 17 校、中学校 9 校
	幼 稚 園	13 園	10 園
	文化会館	Z ホール ほか	さくらホール
	体育施設	水沢公園陸上競技場 奥州市総合体育館 ほか	北上陸上競技場 北上総合体育館 ほか
	図 書 館	水沢図書館 江刺図書館 前沢図書館 胆沢図書館 ほか	中央図書館 江釣子図書館 和賀図書館
	都市公園	水沢公園 江刺カルチャパーク ほか	展勝地公園 和賀川ふれあい広場 ほか
福祉	特別養護老人ホーム	11 施設（地域密着型含み 23 施設）	5 施設
	介護老人保健施設	5 施設	3 施設
	介護療養医療施設	1 施設	0 施設
	居宅介護支援事業者	41 事業者	24 事業者
	訪問介護事業者	25 事業者	18 事業者
	障がい者グループホーム	36 事業所	15 事業所
	就労継続支援 B 型事業所	11 事業所	8 事業所
交通	児童福祉施設	保育所 23 認定こども園 13	保育所 16 認定こども園 3
	鉄 道 駅	水沢江刺駅、水沢駅、陸中折居駅 前沢駅	北上駅、村崎野駅、柳原駅、江釣子駅、藤根駅、 立川目駅、横川目駅、岩沢駅、和賀仙人駅
	路線バス	岩手県交通 奥州市営バス 東磐交通 奥州市コミュニティバス	岩手県交通 北上市コミュニティバス
	国 道	4 号、107 号、343 号、397 号、456 号	4 号、107 号、456 号
商業	高速道路 I C	水沢 I C 平泉前沢 I C	北上江釣子 I C 北上金ケ崎 I C 北上西 I C
	大規模小売店 (3,000 m ² 以上)	17 施設	14 施設
行政機関	国の機関	水沢公共職業安定所 水沢税務署 盛岡地方法務局水沢支局 水沢区検察庁 岩手河川国道事務所水沢出張所 ほか	北上公共職業安定所 東北農政局和賀中部農業水利事務所 自衛隊岩手地方協力本部北上地域事務所 ほか
	県の機関	県南広域振興局 県南家畜保健衛生所 県立緑化センター 水沢警察署 江刺警察署 ほか	企業局県南施設管理所 下水道公社県南支社 いわてデジタルエンジニア育成センター 生物工学研究所 北上警察署 ほか

5. 都市機能の利用状況

次のとおり、通勤・通学、医療、商業など、日常生活において、奥州市及び北上市に集積されている都市機能が、周辺にある市町の住民に利用されています。

(1) 通勤・通学者の状況

奥州市及び北上市へは、近隣市町から多くの通勤・通学者があり、産業と教育の中心的な役割を果たしています。

往復

① 近隣市町から奥州市への通勤・通学者

単位：人

市町名	通勤者数	通学者数	通勤・通学者合計
北上市	1,946	113	2,059
金ヶ崎町	1,835	168	2,003
西和賀町	6	0	6
合 計	3,787	281	4,068

(出典：平成27年国勢調査)

② 近隣市町から北上市への通勤・通学者

単位：人

市町名	通勤者数	通学者数	通勤・通学者合計
奥州市	3,182	209	3,391
金ヶ崎町	1,359	88	1,447
西和賀町	217	28	245
合 計	4,758	325	5,083

(出典：平成27年国勢調査)



(2) 医療機関の利用状況

奥州市及び北上市に立地する病院は、広く近隣市町の住民に利用されており、医療の中心的な役割を果たしています。

① 胆江地区病院群輪番制の実績

単位：人

市町名	来院方法		計
	救急車	その他	
金ヶ崎町	81	104	185
西和賀町	0	0	0
合 計	81	104	185

(資料：奥州市（平成30年度実績）)

② 岩手中部地区病院群輪番制の実績

単位：人

市町名	来院方法		計
	救急車	その他	
金ヶ崎町	11	98	109
西和賀町	14	23	37
合 計	25	121	146

(資料：北上市（平成30年度実績）)

※ 病院群輪番制とは、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制のことをいいます



(3) 商業機能の利用状況

奥州市及び北上市には、大規模小売店などの商業施設が多く立地しており、広く近隣市町の住民に利用されており、商業の中心的な役割を果たしています。

近隣市町からの奥州市、北上市への消費者購買実態（品目総合）

市町名	地元購買率	流出率		
		奥州市	北上市	その他
奥州市	91.2%		3.8%	5.0%
北上市	93.8%	0.4%		5.8%
金ヶ崎町	69.8%	18.3%	9.8%	2.1%
西和賀町	57.7%	－	12.4%	29.9%

（資料：平成20年度岩手県広域消費購買動向調査結果報告書）



第3章 圏域の将来像

(1) 基本認識

我が国は本格的な人口減少社会の到来を迎え、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでおります。また、長引く日本経済の低迷、産業や経済のグローバル化の進展や地方分権の推進、加えて厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化し、今まさに厳しい局面を迎えており、地域が互いに知恵を出し、創意工夫しながら自主的、自立的な地域づくりを進めることが強く求められております。

本圏域における取組は、数年先の成果を求めるものではなく、10年、20年先を見据え、中心市である奥州市、北上市と圏域を構成する金ケ崎町、西和賀町との連携により、人口定住に必要な都市機能・生活機能を確保するもので、持続可能な地域づくりのための第一歩となるものです。

(2) 圏域の将来像

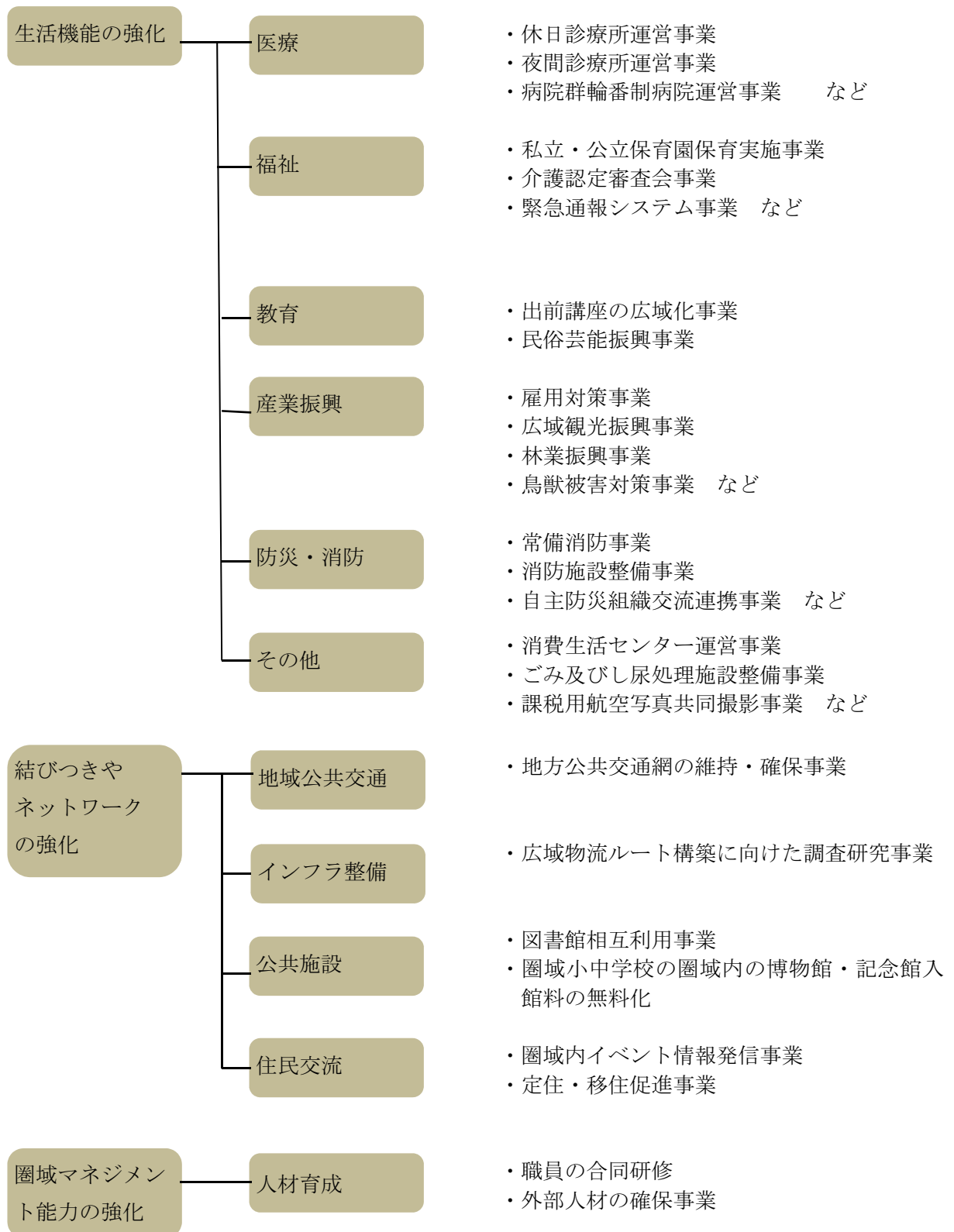
本圏域は、北部は花巻市、南部は一関市、東部は遠野市・住田町、西部は秋田県に接し、圏域面積が2,201.35 km²に及び、東京都の面積に匹敵する非常に広大な圏域です。広大な圏域であるため、各市町それぞれの抱える課題も多種多様です。一方で、この広大な圏域は、豊かで、多様な文化、自然、風土に恵まれ、圏域を形成する上で、大きな強みになるものと期待されています。

美しい郷土に生まれ、生きる、人々の生活の営みを守っていくことは、圏域市町に共通する使命であり、そのためには、今まさに、地域力の結集が何よりも重要です。

このことを踏まえ、奥州・北上・金ケ崎・西和賀定住自立圏では、互いの自主性と自立性を尊重しつつ、これまで築き上げてきた絆をより一層深め、先人たちが永い歴史の中で育み、現代に引き継いできた豊かな自然環境と産業の調和した魅力あるこの圏域を将来世代に引き継いでいくため、圏域全体の活性化を目指すものです。

第4章 具体的取組

定住自立圏共生ビジョンの体系図



1. 生活機能の強化

(1) 医療

【協定の内容】

① 地域医療体制の充実

取組内容	切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能、連携の強化を促進し、地域医療体制の充実を図る。
奥州市・北上市の役割	中核病院、診療所等の医療機能の維持、充実に努めるとともに、各医療機関との連絡調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能、連携の強化を促進し、金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携して地域医療体制の充実に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	各医療機関との連絡調整を行い、圏域内の医療機関の役割分担と機能、連携の強化を促進し、奥州市・北上市や関係機関と連携して地域医療体制の充実に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	休日診療所運営事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	胆江医療圏の日曜、祝祭日における一次医療を確保する。					
効果	二次医療機関への患者集中が緩和される。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	6,537	6,537	6,537	6,537	6,537	32,685
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	夜間診療所運営事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	胆江医療圏における夜間の一次医療を確保する。					
効果	二次医療機関への患者集中が緩和される。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	73,745
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	病院群輪番制病院運営事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	胆江管内の大規模病院が共同・連帯して、輪番制により休日夜間の救急患者に対応する。					
効果	胆江医療圏における重症患者への二次医療を確保する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	5,380	5,380	5,380	5,380	5,380	26,900
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	岩手中部地域病院群輪番制					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	県立中部病院、県立遠野病院、北上済生会病院、総合花巻病院の４ヶ所の輪番制で、毎日の夜間、土曜日の午後と夜間、日曜日の日中の救急患者に対応する。					
効果	岩手中部地域における重症患者への二次医療を確保する。					
事業計画	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	
事業費 (千円)	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
	5,811	5,811	5,811	5,811	5,811	29,055
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	北上済生会病院新病院建設に対する支援					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	拠点病院の整備に対して支援を行い、圏域の拠点病院として二次医療等の充実や拠点病院と地域医療、一次救急との連携とともに、拠点病院周辺の道路環境やバス停留所を整備し、圏域住民の利便性の向上を図る。					
効果	圏域の拠点病院の医療機能の充実を図ることにより、圏域住民の医療が確保される。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	380,733					380,733
活用を想定する 補助制度等	地域活性化事業					
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(2) 福祉

【協定の内容】

① 子育て支援サービスの充実

取組内容	圏域全体の子育て環境の向上のため、子育て支援に関するサービスの充実を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、子育て支援に関する情報を共有するとともにサービスを充実させ、相互利用の推進を図り、圏域全体の子育て環境の向上に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、子育て支援に関する情報を共有するとともにサービスを充実させ、相互利用の推進を図り、圏域全体の子育て環境の向上に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	私立・公立保育園保育実施事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	市町外私立・市立保育園への入所希望があった場合、委託先市町と入所に関し協議し、円滑な事業推進に努める。					
効果	安心して子どもを育てることができる環境整備が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	34,681	34,681	34,681	34,681	34,681	173,405
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	私立・公立認定こども園、幼稚園施設型給付事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	市町外私立・公立認定こども園及び幼稚園への入所希望があった場合、委託先市町と入所に関し協議し、円滑な事業推進に努める。					
効果	安心して子どもを育てることができる環境整備が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	468,913	468,913	468,913	468,913	468,913	2,344,565
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	子育て支援員育成事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	子育て支援員研修会の受講の機会を確保するため、合同研修会を実施し、子育て支援員の担い手の育成を図る。					
効果	安心して子どもを育てることができる環境整備が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	12,200
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	ブックスタート事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	各市町において、乳幼児健診等において絵本をプレゼントし、絵本を通じて赤ちゃんと保護者が触れ合い、楽しく暖かい時間を過ごすことを応援する。					
効果	親子間の絆の醸成が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
(千円)	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	6,725
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

② 認定審査会業務の連携

取組内容	介護認定審査、障がい支援区分認定審査の公平性、効率性を確保するため、認定審査業務を共同で実施する。
奥州市・北上市の役割	介護認定審査会、障がい支援区分認定審査会を金ケ崎町・西和賀町と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。
金ケ崎町・西和賀町の役割	介護認定審査会、障がい支援区分認定審査会を奥州市・北上市と共同で設置し、運営に必要な経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	介護認定審査会事業					
関係市町	奥州市、金ケ崎町					
内容	介護が必要な高齢者が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護の認定を行う認定審査業務について、共同で審査会を設置する。					
効果	審査の公平性と審査会の効率的な運営が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	38,976	38,976	38,976	38,976	38,976	194,880
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	介護認定審査会事業					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	介護が必要な高齢者が必要な介護サービスを受けることができるよう要介護の認定を行う認定審査業務について、共同で審査会を設置する。					
効果	審査の公平性と審査会の効率的な運営が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	9,147	9,147	9,147	9,147	9,147	45,735
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	障がい支援区分認定審査会事業					
関係市町	奥州市、金ケ崎町					
内容	障害者総合支援法に基づく障がい程度区分認定業務について、共同で審査会を設置する。					
効果	審査の公平性と審査会の効率的な運営が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	10,807	10,807	10,807	10,807	10,807	54,035
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	障がい支援区分認定審査会事業					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	障害者総合支援法に基づく障がい程度区分認定業務について、共同で審査会を設置する。					
効果	審査の公平性と審査会の効率的な運営が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	2,563	2,563	2,563	2,563	2,563	12,815
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

③高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実

取組内容	高齢者・障がい者（児）福祉サービスに関する情報を共有し、圏域全体の福祉サービスの充実を図る。
奥州市・北上市の役割	高齢者・障がい者（児）福祉サービスに関する情報を共有し、福祉施策を共同で推進するなど、金ヶ崎町・西和賀町や関係機関と連携して圏域全体の高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実に取り組む。
金ヶ崎町・西和賀町の役割	高齢者・障がい者（児）福祉サービスに関する情報を共有し、福祉施策を共同で推進するなど、奥州市・北上市や関係機関と連携して圏域全体の高齢者・障がい者（児）福祉サービスの充実に取り組む。

事業名	緊急通報システム事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内 容	ひとり暮らし高齢者等の安全を確保するため、各市町において緊急通報装置を貸与し、急病や事故等に対して適切な対応を図る。					
効 果	緊急時の連絡手段を確保し、高齢者が安心して暮らせる環境整備が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	26,597	26,597	26,597	26,597	26,597	132,985
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(3) 教育

【協定の内容】

① 生涯学習機会の充実

取組内容	圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習機会の充実を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、生涯学習に関する情報共有を行うとともに相互利用を推進するなど、生涯学習機会の充実に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、生涯学習に関する情報共有を行うとともに相互利用を推進するなど、生涯学習機会の充実に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	出前講座の広域化事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	圏域内の住民が広く参加できる体制をつくることにより、学習機会の充実を図る。					
効果	生涯学習の機会が確保される。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	290	290	290	290	290	1,450
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	民俗芸能振興事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	圏域における民俗芸能を保存継承していくため、民俗芸能団体の公演や相互交流の機会を設定するとともに、後継者育成の支援を行う。					
効果	郷土に対する愛着心と民俗芸能の継承意識が向上する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	426	426	426	426	426	2,130
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(4) 産業振興

【協定の内容】

① 産業の活性化

取組内容	雇用対策や人材育成などに努めるとともに、既存産業の振興のほか新たな産業集積を推進し、圏域内の産業の活性化を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、雇用対策や人材育成に努めるほか、勤労者の福利厚生の実施や企業間の交流、連携を推進し、産業の活性化に取り組む。また、相互に連携してILC誘致を推進するなど、新たな産業集積に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、雇用対策や人材育成に努めるほか、勤労者の福利厚生の実施や企業間の交流、連携を推進し、産業の活性化に取り組む。また、相互に連携してILC誘致を推進するなど、新たな産業集積に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	雇用対策事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	新入社員セミナー、高校教師との就職対策連絡会議、就職情報交換会、就職面接会等を広域圏域で実施する。					
効果	労働力の確保と労働者の定着を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	20,532	20,532	20,532	20,532	20,532	102,660
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	胆江地区勤労者福祉サービスセンター運営事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	中小企業勤労者の総合的な福祉事業を行っている胆江地区勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、中小企業勤労者に充実した福利厚生事業を提供することにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。					
効果	中小企業勤労者の福利厚生を充実させることで、地元就職希望者の増加に資する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	10,946	10,946	10,946	10,946	10,946	54,730
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	北上地区勤労者福祉サービスセンター運営事業					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	中小企業勤労者の総合的な福祉事業を行っている北上地区勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、中小企業勤労者に充実した福利厚生事業を提供することにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与する。					
効果	中小企業勤労者の福利厚生を充実させることで、地元就職希望者の増加に資する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	11,145	11,145	11,145	11,145	11,145	55,725
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	きたかみ・かねがさきテクノメッセ事業費補助金					
関係市町	北上市、金ケ崎町					
内容	企業間の交流や連携及び次代を担う子どもたちのものづくりへの関心を高めることを目的として北上工業クラブが開催するイベントに共催する。					
効果	企業間交流、連携の促進による工業振興及び次代を担う人材育成が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	0	5,000	0	5,000	0	10,000
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	農楽工楽クラブ事業費補助金					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	農村・農林業と企業との協働により産業振興を目的とした農楽工楽クラブの活動に支援する。					
効果	農村・農林業と企業との多様な交流、連携、協働を通じて、新たな地域づくり、産業の振興と持続な発展に資する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	創業支援事業					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	圏域における創業や第二創業を実現するため、金融機関等と連携しながら創業希望者に対して、窓口相談、創業支援セミナー及び地域振興ファンド等による支援を行う。					
効果	圏域における雇用の創出及び圏域の経済活性化が図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	北上地方農林業振興協議会負担金					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	関係機関や団体との連携協調のもと、農林業の振興と農山村の活性化を図るため、担い手の育成や、収益向上につながる産地づくり、地域特性を活かした農村振興に取り組む。					
効果	北上・西和賀地域の農林業及び農山村が発展する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	1,520	1,520	1,520	1,520	1,520	
活用を想定する補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。（新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

② 広域観光の推進

取組内容	観光資源を活かした広域的な観光ルートを設定し、情報発信を行うなど、圏域全体で観光客の誘客を図る。
奥州市・北上市の役割	観光資源を掘り起こし、情報共有を行うとともに、金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携して情報発信し、観光客の誘客に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	観光資源を掘り起こし、情報共有を行うとともに、奥州市・北上市や関係機関と連携して情報発信し、観光客の誘客に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	広域観光振興事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	圏域の観光資源を体系化するとともに、連携しながら、おもてなし観光の推進を行う。また、体験型観光の推進として、水資源・地形を活かした取組に向け、人材育成・確保対策を行う。					
効果	交流人口の拡大とともに、圏域の PR を図れる。					
事業計画	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
	→					
事業費 (千円)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	計
	→					
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	北上・西和賀観光連絡協議会負担金					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	観光物産 PR 事業や観光パンフレットの作成などを行い、北上・西和賀地域の観光・物産事業の振興を図る。					
効果	観光客誘客と特産品の育成販路拡大につながる。					
事業計画	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
事業費 (千円)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	計
	1,929	1,929	1,929	1,929	1,929	9,645
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

③ 森林保護と木材関連産業の活性化

取組内容	松くい虫など病害虫による森林被害の拡大を防止するとともに、森林資源を活用した産業の活性化を図る。
奥州市・北上市の役割	松くい虫など病害虫の被害状況を共有し、金ヶ崎町・西和賀町や関係機関と連携して駆除に努めるなど被害の拡大を防止するとともに、圏域内の企業への原木の安定供給に取り組む。
金ヶ崎町・西和賀町の役割	松くい虫など病害虫の被害状況を共有し、奥州市・北上市や関係機関と連携して駆除に努めるなど被害の拡大を防止するとともに、圏域内の企業への原木の安定供給に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	林業振興事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	森林の適正な整備・保全や森林資源を有効活用した産業の活性化を取り組むとともに、林業を支える人材の育成を図る。					
効果	適正で効率的な森林管理とともに木材産業の振興につながる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	→					
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	→					
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

④ 鳥獣被害対策の推進

取組内容	鳥獣による農業被害を軽減するため、鳥獣被害対策の推進を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、圏域全体の被害軽減に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、圏域全体の被害軽減に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	鳥獣被害対策事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	各市町の猟友会の活動エリアの拡充を推進するとともに、狩猟免許取得に係る経費の一部補助を行い迅速な支援体制を構築する。					
効果	鳥獣による農作物被害の軽減及び担い手の育成・確保を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145	10,725
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(5) 防災・消防

【協定の内容】

① 消防・救急体制の充実

取組内容	圏域住民の安心、安全を守るため、消防・救急体制の維持、充実を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、消防・救急体制の維持に取り組む。また、金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、消防防災無線のデジタル化と広域化、共同化などを推進し、消防・救急体制の充実に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、消防・救急体制の維持に取り組む。また、奥州市・北上市や関係機関と連携し、消防防災無線のデジタル化と広域化、共同化などを推進し、消防・救急体制の充実に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	常備消防事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	一部事務組合（消防本部）への消防費を負担する。					
効果	地域消防力の向上を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	1,720,583	1,720,583	1,720,583	1,720,583	1,720,583	8,602,915
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	常備消防事業					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	一部事務組合（消防本部）への消防費を負担する。					
効果	地域消防力の向上を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	1,491,969	1,491,969	1,491,969	1,491,969	1,491,969	7,459,845
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	消防施設整備事業					
関係市町	奥州市、金ヶ崎町					
内容	一部事務組合（消防本部）に対して分担金を拠出し、必要な消防施設設備を整備する。					
効果	消防力の更なる向上を図り、市民の安全を確保する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	80,787	80,787	80,787	80,787	80,787	403,935
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

② 防災意識の向上

取組内容	圏域住民の防災意識の向上を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、圏域内の自主防災組織の交流会や意見交換会などを開催し、圏域全体で防災意識の向上に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、圏域内の自主防災組織の交流会や意見交換会などを開催し、圏域全体で防災意識の向上に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	自主防災組織交流連携事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	各市町の自主防災組織の体制や組織作り、活動等について意見交換を行い、交流を深める。					
効果	圏域内での協力、応援体制の構築を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	→					
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	→					
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	消防団交流事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	消防団の相互連携や知識及び技術の向上を図るため交流会や合同研修会を実施するとともに、圏域全体での消防団への加入促進を強化する。					
効果	圏域における地域防災力の充実強化を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(6) その他生活機能の強化に関する取組

【協定の内容】

① 消費生活の安定及び向上

取組内容	圏域住民の消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安定及び向上を図る。
奥州市・北上市の役割	消費生活センターを設置するなど、専門知識を有する相談員を配置し、相談業務を行う。
金ケ崎町・西和賀町の役割	消費生活センター運営等に必要な経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	消費生活センター運営事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	多様化する消費生活問題に対応するため、関係機関と連携し相談業務を行う。(圏域内での情報共有を図る) 〔北上市、西和賀町は消費生活センターを共同設置〕					
効果	消費生活における被害防止と安全を確保し、消費生活の安全及び向上を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	21,811	21,811	21,811	21,811	21,811	109,055
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額(見込み)を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 (新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。)					

【協定の内容】

② ごみ処理、し尿処理体制の充実

取組内容	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理体制の連携、協力を図る。
奥州市・北上市の役割	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理を共同で実施し、必要な経費を負担する。
金ケ崎町・西和賀町の役割	圏域住民の生活環境向上のため、ごみ処理、し尿処理を共同で実施し、必要な経費を負担する。

【具体的な事業】

事業名	ごみ及びし尿処理施設整備事業					
関係市町	奥州市、金ケ崎町					
内容	一部事務組合（衛生センター）の管理及び運営に係る費用を負担するとともに、「し尿処理施設DCS更新工事」に係る費用を負担する。 ※DCS＝分散型制御システム					
効果	市民の環境衛生の保持を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	1,052,118	1,052,118	1,052,118	1,052,118	1,052,118	5,260,590
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

③ 自然環境・生活環境の保全

取組内容	圏域の豊かな自然環境や住民の快適な生活環境の保全を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、圏域内を貫流する河川などの自然環境の保全に努めるとともに、水質汚濁や悪臭など、広範に及ぶ環境汚染の防止に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、圏域内を貫流する河川などの自然環境の保全に努めるとともに、水質汚濁や悪臭など、広範に及ぶ環境汚染の防止に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	和賀川の清流を守る会負担金					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	流域の清掃活動、休廃止鉱山の実態調査、河川愛護活動への支援、自然探索会などを実施					
効果	和賀川の環境汚染を防止し流域住民の健康的な生活を守る。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	110	110	110	110	110	550
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

④ 交通安全・防犯対策の推進

取組内容	圏域住民の安心、安全を守るため、交通安全・防犯対策の推進を図る。
奥州市・北上市の役割	金ヶ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、交通安全や防犯対策の推進に取り組む。
金ヶ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、交通安全や防犯対策の推進に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	北上地区交通安全対策連絡協議会負担金					
関係市町	北上市、西和賀町					
内容	関係市町の交通安全関係団体で構成し、交通安全対策が効果的に実施されるための事業を行う。					
効果	管内住民の交通安全意識の高揚及び交通安全思想の浸透を図り、管内の交通事故を減少させる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	209	209	209	209	209	1,045
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

⑤税務情報整備の広域化

取組内容	固定資産評価に係る航空写真の撮影等、固定資産等の税務情報整備の広域化及び効率化を推進する。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、課税用航空写真の撮影等に必要な取組を推進する。

【具体的な事業】

事業名	課税用航空写真共同撮影事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町					
内容	関係市町で撮影している固定資産税課税参照資料用の航空写真の撮影を共同で行う。					
効果	共同で撮影することにより航空機のチャーター時間の減少・合計撮影面積の縮小等、事務の効率化が期待でき、行政経費の節減につながる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
			→			
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
			62,260			62,260
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

2. 結びつきやネットワークの強化

(1) 地域公共交通

【協定の内容】

① 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、地域公共交通の維持・確保や、多様な交通手段の検討、導入等を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、路線バスの維持・確保と利用促進に取り組むほか、新たな交通手段の検討、導入等に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、路線バスの維持・確保と利用促進に取り組むほか、新たな交通手段の検討、導入等に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	地域公共交通の維持・確保事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	広域圏によるデマンド交通などのあり方について検討を行う。					
効果	交通弱者に対するバス（デマンド含む）による医療機関等への広域公共交通手段の確保を図る。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	224,311	224,311	224,311	224,311	224,311	1,121,555
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(2) 交通インフラの整備

【協定の内容】

① 交通ネットワークの形成

取組内容	圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進するとともに、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通渋滞の緩和や交通安全の確保、生活利便性向上を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、主要幹線道路の整備促進を関係機関に要望するほか、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通ネットワークの形成に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、主要幹線道路の整備促進を関係機関に要望するほか、市町間を接続する道路整備に連携して取り組み、交通ネットワークの形成に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	広域物流ルート構築に向けた調査研究事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	広域的な連携による産業振興を図るため、産業集積の見込まれる圏域と三陸地域の港湾機能を結ぶ物流ルート構築に向けた調査・研究を行う。					
効果	広域物流ルートの需要や効果の分析検証につながる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	496	496	496	496	496	2,480
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(3) 公共施設の相互利用

【協定の内容】

① 公共施設の相互利用

取組内容	圏域住民のスポーツ活動や学習活動、文化活動等の活性化を図るため、体育施設や図書館、文化施設など、圏域内の公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用の促進を図る。
奥州市・北上市の役割	公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用が可能な公共施設の情報共有し、金ヶ崎町・西和賀町と連携して相互の住民の利用促進に取り組む。
金ヶ崎町・西和賀町の役割	公共施設の有効活用、充実に努め、相互利用が可能な公共施設の情報共有し、奥州市・北上市と連携して相互の住民の利用促進に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	図書館相互利用事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	圏域の住民が各市町の図書館から図書の貸し出しを受けられる体制を整え、加えて図書資料の充実を図る。					
効果	相互利用・貸出により住民の利便性向上と生涯学習の充実が図られる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【具体的な事業】

事業名	圏域小中学生の圏域内の博物館・記念館入館料の無料化					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	圏域内の博物館や記念館の広域的な利用を進めるため、圏域小中学生の入館料を無料化する。					
効果	博物館や記念館の入館者数が増加する。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	事業費計上は無し					
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

(3) 地域内外の住民との交流促進

【協定の内容】

① 圏域内の住民交流促進

取組内容	イベント情報を相互に共有し、住民相互が参加することにより、圏域住民の交流促進と圏域の活性化を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町と連携し、各種イベントに関する情報を共有し、住民の参加を促し、相互交流の促進に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市と連携し、各種イベントに関する情報を共有し、住民の参加を促し、相互交流の促進に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	圏域内イベント情報発信事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	圏域市町で行われる各種イベントの情報共有を図り、広く住民に周知するなどPR活動を行う。					
効果	圏域への集客を図るとともに圏域市町からの多重情報発信により圏域の魅力を高める。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

② 圏域外住民との交流促進

取組内容	圏域外の住民との交流機会を創出して圏域の活性化を図るとともに、移住、定住促進に向けた環境整備を図る。
奥州市・北上市の役割	金ケ崎町・西和賀町や関係機関と連携し、グリーン・ツーリズムやスポーツ・ツーリズムといった交流機会を創出するほか、移住、定住促進に向けた環境整備と情報発信に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	奥州市・北上市や関係機関と連携し、グリーン・ツーリズムやスポーツ・ツーリズムといった交流機会を創出するほか、移住、定住促進に向けた環境整備と情報発信に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	定住・移住促進事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	I・U・J ターンなどの移住希望者に対し、連携して定住に向けた相談・支援業務を行う。					
効果	定住・移住人口の増加につながる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	2,549	2,549	2,549	2,549	2,549	12,745
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

3. 圏域マネジメント能力の強化

(1) 人材育成

【協定の内容】

① 職員の合同研修

取組内容	圏域市町職員の資質の向上とネットワークを強化するため、合同研修の開催などにより人事交流を図る。
奥州市・北上市の役割	職員研修に関する情報を共有し、金ケ崎町・西和賀町と連携して合同で研修を開催するなど、効率的な研修を実施するとともに、受講機会の充実に取り組む。
金ケ崎町・西和賀町の役割	職員研修に関する情報を共有し、奥州市・北上市と連携して合同で研修を開催するなど、効率的な研修を実施するとともに、受講機会の充実に取り組む。

【具体的な事業】

事業名	職員の合同研修事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町					
内容	圏域市町職員の資質の向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修を開催する。					
効果	スケールメリットを活かした効率的な研修の実施、職員の資質向上及び人事交流を図れる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
						
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
	998	998	998	998	998	4,990
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

【協定の内容】

② 外部人材の招へい

取組内容	圏域が抱える課題解決や圏域の活性化を推進するため、専門的知識を有する外部人材を招へいする。
奥州市・北上市の役割	圏域が抱える課題などを共有し、金ケ崎町・西和賀町と連携して専門的知識を有する外部人材を招へいする。
金ケ崎町・西和賀町の役割	圏域が抱える課題などを共有し、奥州市・北上市と連携して専門的知識を有する外部人材を招へいする。

【具体的な事業】

事業名	外部人材の確保事業					
関係市町	奥州市、北上市、金ケ崎町、西和賀町					
内容	圏域の魅力の発掘・創造や人材育成を目指して、観光、文化、スポーツ等の専門的知識を有する人材を活用する。					
効果	専門的知識を有する人材を活用することにより、圏域内における人材の育成が図られる。					
事業計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
事業費 (千円)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
活用を想定する 補助制度等						
特記事項	※事業費は現時点における関係市町の合計額（見込み）を記載しており、詳細は、毎年度の予算により定める。 ※なお、事業費が明確でないものについては、「→」を記載している。 （新たな事業費が生じた場合は、毎年度の予算により定める。）					

4. 重要業績評価指標

【圏域の将来像】 圏域人口(人)

	平成22年	平成27年	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	令和22年(2040年)
奥州市	124,746	119,422	112,682	107,169	94,177
北上市	93,138	93,511	93,170	94,298	88,853
金ヶ崎町	16,325	15,895	15,700	15,300	14,000
西和賀町	6,602	5,880	5,556	5,166	4,346
合計	240,811	234,708	227,108	221,933	201,376

大項目	分野	取組項目	KPI	ビジョン掲載の具体的事業		KPI	
				No	事業名	現状(H31.3)	設定
1	(1) 医療	①地域医療体制の充実	休日当番医院/歯科医院の診療日数	1	休日診療所事業	全ての休日	全ての休日
	(2) 福祉	①子育て支援サービスの充実	待機児童数	2	小児夜間診療所運営事業		
				3	病院群輪番制病院運営事業		
				4	岩手中部地域病院群輪番制		
				5	北上済生会病院新病院建設に対する支		
		②認定審査会業務の連携	要介護認定率	6	私立・公立保育園保育実施事業	74	0
				7	私立・公立認定こども園、幼稚園施設型給付事業		
				8	子育て支援員育成事業		
				9	ブックスタート事業		
		③高齢者・障がい者(児)福祉サービスの充実	システム構築の検討のみ	10	介護認定審査会事業	奥:19.0% 北:18.5% 金:15.7% 西:23.6%	適正な審査の実施
				11	介護認定審査会事業		
				12	障がい支援区分認定審査会事業		
				13	障がい支援区分認定審査会事業		
	(3) 教育	①生涯学習機会の充実	出前講座開設数	14	緊急通報システム事業	-	システム端末設置台数
				15	出前講座の広域化事業		
				16	民俗芸能振興事業【新規】		
	(4) 産業振興	①産業の活性化	工業製造品出荷額等	17	雇用対策事業	11,421	現状に対し増加
				18	胆江地区勤労者福祉サービスセンター運営事業		
				19	北上地区勤労者福祉サービスセンター運営事業		
				20	きたかみ・かねがさきテクノメッセ事業費補助金【修正】		
				21	農楽工楽クラブ事業費補助金		
				22	創業支援事業		
				23	北上地方農林業振興協議会負担金【新		
				24	広域観光振興事業		
				25	北上・西和賀観光連絡協議会負担金		
		②広域観光の推進	年間観光客数	26	林業振興事業【変更】	4,239	現状に対し増加
				27	鳥獣被害対策事業		
	(5) 防災・消防	①消防・救急体制の充実	消防団員充足率	28	常備消防事業	86.90%	現状に対し増加
				29	常備消防事業		
				30	消防施設整備事業		
				31	自主防災組織交流連携事業		
		②防災意識の向上	消防団交流事業の実施回数	32	消防団交流事業	1	年1回開催
				33	消費生活センター運営事業		
	(6) その他生活機能の強化に関する取組	①消費生活の安定及び向上	消費生活相談件数	34	消費生活センター運営事業	2,133	現状維持
		②ごみ処理、し尿処理体制の充実	1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ) ※金ヶ崎町のみ、事業系ゴミを含む。	35	和賀川の清流を守る会負担金	奥489g 北481g 金707g 西513g	各市町の目標値
					36	北上地区交通安全対策連絡協議会負担金	
		③自然環境・生活環境の保全	和賀川・胆沢川・北上川のBOD値	37	課税用航空写真共同撮影事業	0.81mg/l以下	1.0mg/l以下
		④交通安全・防犯対策の推進	交通事故(人身)発生件数 刑法犯発生件数	42	圏域内イベント情報発信事業	4,239	観光客数(再掲)
					43	定住・移住促進事業	
		⑤税務情報整備の広域化	行政経費	44	職員の合同研修	23	現状に対する増加
2	(1) 地域公共交通	①地域公共交通の維持・確保	コミュニティバス(田園バス)利用者数	45	外部人材の確保事業	9	実施回数 年6回(奥3、北3)
	(2) 交通インフラの整備	①交通ネットワークの形成		46	外部人材の確保事業	1	年1事業
	(3) 公共施設の相互利用	①公共施設の相互利用	自市町以外の登録人数	47	外部人材の確保事業	1	年1事業
3	(1) 人材育成	①職員の合同研修	合同研修の実施回数	48	外部人材の確保事業	1	年1事業
		②外部人材の招へい	外部人材招へい件数	49	外部人材の確保事業	1	年1事業
				50	外部人材の確保事業	1	年1事業

財政計画と財政健全化に向けた取組みについて

1 奥州市財政計画の概要について 【資料1】

将来にわたって持続可能で安定的な財政運営を推進するため策定するもの。

中期財政計画及び長期財政見通しをもって、財政健全化に向けた取組みを強化するとともに、その成果を着実に反映させながら収支均衡を目指す。

- ① 中期財政計画 令和2年度から令和8年度までの（7年間）
- ② 長期財政見通し 令和2年度から令和18年度までの（17年間）

2 財政健全化に向けた取組みについて 【資料2】

6つの財政健全化重点項目の概要と効果額、財政計画との関りについて説明するもの。

【財政健全化効果額】

- ① 重点取組期間（令和3年度～令和5年度） 3年総額 43.6億円
- ② 中期財政計画期間（令和2年度～令和8年度） 6年総額 100.3億円

3 市内30地区での市民説明会の開催 【6月11日（木）～】

月日	曜	会場	月日	曜	会場
6月11日	木	小山地区センター	7月4日	土	生母地区センター
6月12日	金	南都田地区センター	7月6日	月	衣川地区センター
6月15日	月	水沢地区センター	7月9日	木	衣里地区センター
6月16日	火	水沢南地区センター	7月11日	土	北股地区センター
6月18日	木	常盤地区センター	7月11日	土	南股地区センター
6月19日	金	佐倉河地区センター	7月13日	月	岩谷堂地区センター
6月21日	日	若柳地区センター	7月14日	火	江刺愛宕地区センター
6月21日	日	胆沢愛宕地区センター	7月17日	金	稲瀬地区センター
6月22日	月	真城地区センター	7月18日	土	伊手地区センター
6月25日	木	姉体地区センター	7月18日	土	米里地区センター
6月28日	日	羽田地区センター	7月23日	祝	田原地区センター
6月28日	日	黒石地区センター	7月23日	祝	藤里地区センター
7月2日	木	古城地区センター	7月24日	祝	玉里地区センター
7月3日	金	前沢地区センター	7月24日	祝	梁川地区センター
7月4日	土	白山地区センター	7月28日	火	広瀬地区センター

奥州市財政計画の概要について

令和 2 年 5 月

奥州市財務部財政課

1 計画期間

- (1) 中期財政計画 令和2年度から令和8年度まで（7年間）
- (2) 長期財政見通し 令和2年度から令和18年度まで（17年間）

2 計画目標

「財政健全化に向けた取組を強化するとともに、その成果を着実に反映させながら収支均衡を目指します。」

(1) 計画指針

- ①財政健全化重点項目を設定し、その効果額を反映することで財源不足額の圧縮を図ります。
- ②起債借入額については、起債償還額を下回ることとし、起債残高の減少を図ります。
- ③財政調整基金については、標準財政規模の5%程度の残高を堅持します。
- ④[※]地域振興基金を活用し、人口減少対策事業の確実な推進を図ります。
- ⑤減債基金とその他特定目的基金の積極的な活用を図ります。

※ 地域振興基金

地域住民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源のための基金。
原資は合併特例債を活用している。

(2) 数値目標 【目標年次：令和8年度】

- ①実質公債費比率については、18%未満を維持します。【H30：16.6%】

※実質公債費比率：早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%、起債借入に県知事の許可必要18.0%

- ②将来負担比率については、平成30年度と同水準とします。【H30：110.4%】

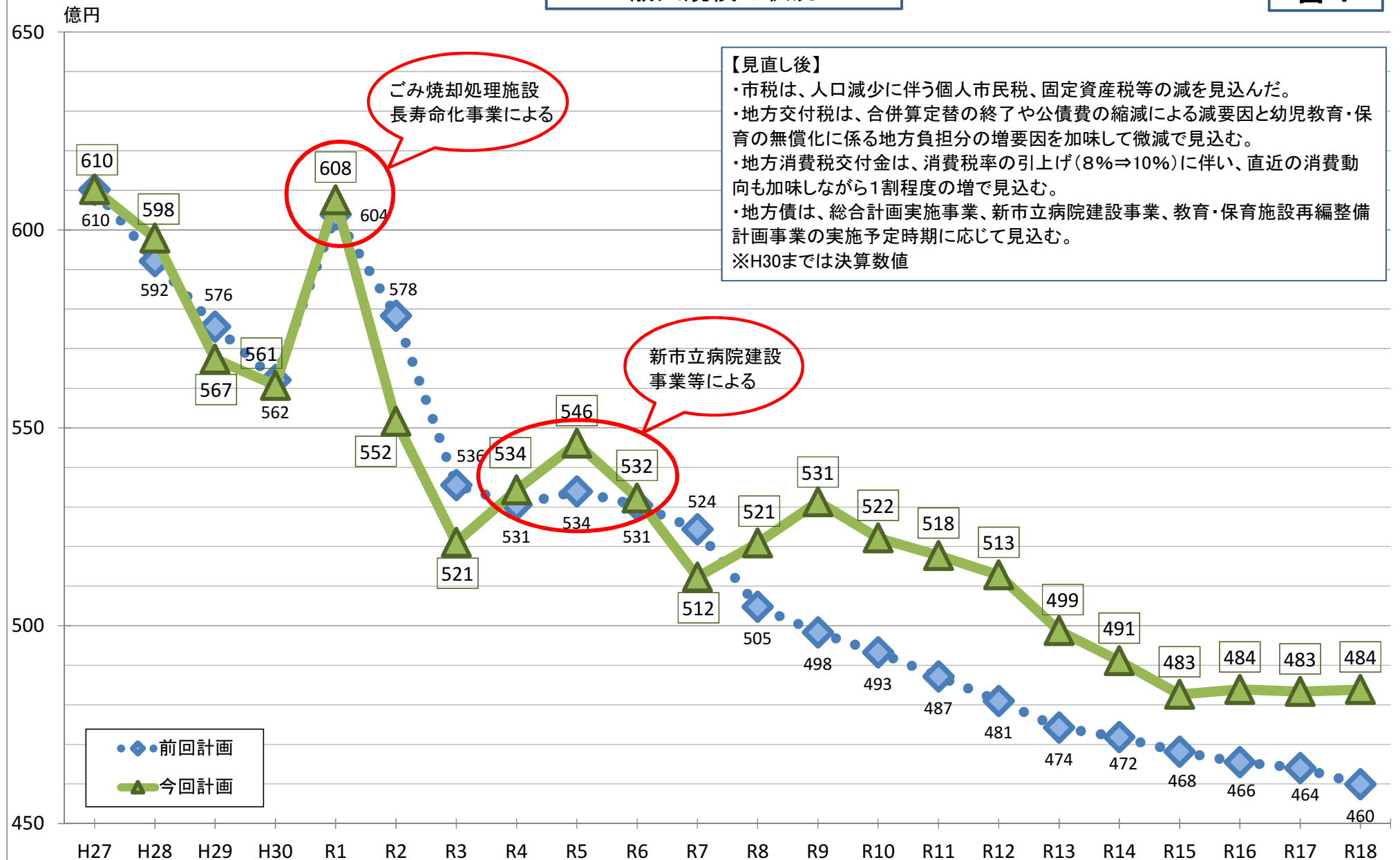
※長期財政見通しでは、令和18年度までに100%未満になる見込みです。

- ③積立基金全体の残高については、約60億円を堅持します。

※長期財政見通しでは、令和18年度までの間でさらに30億円強を取崩す見込みです。

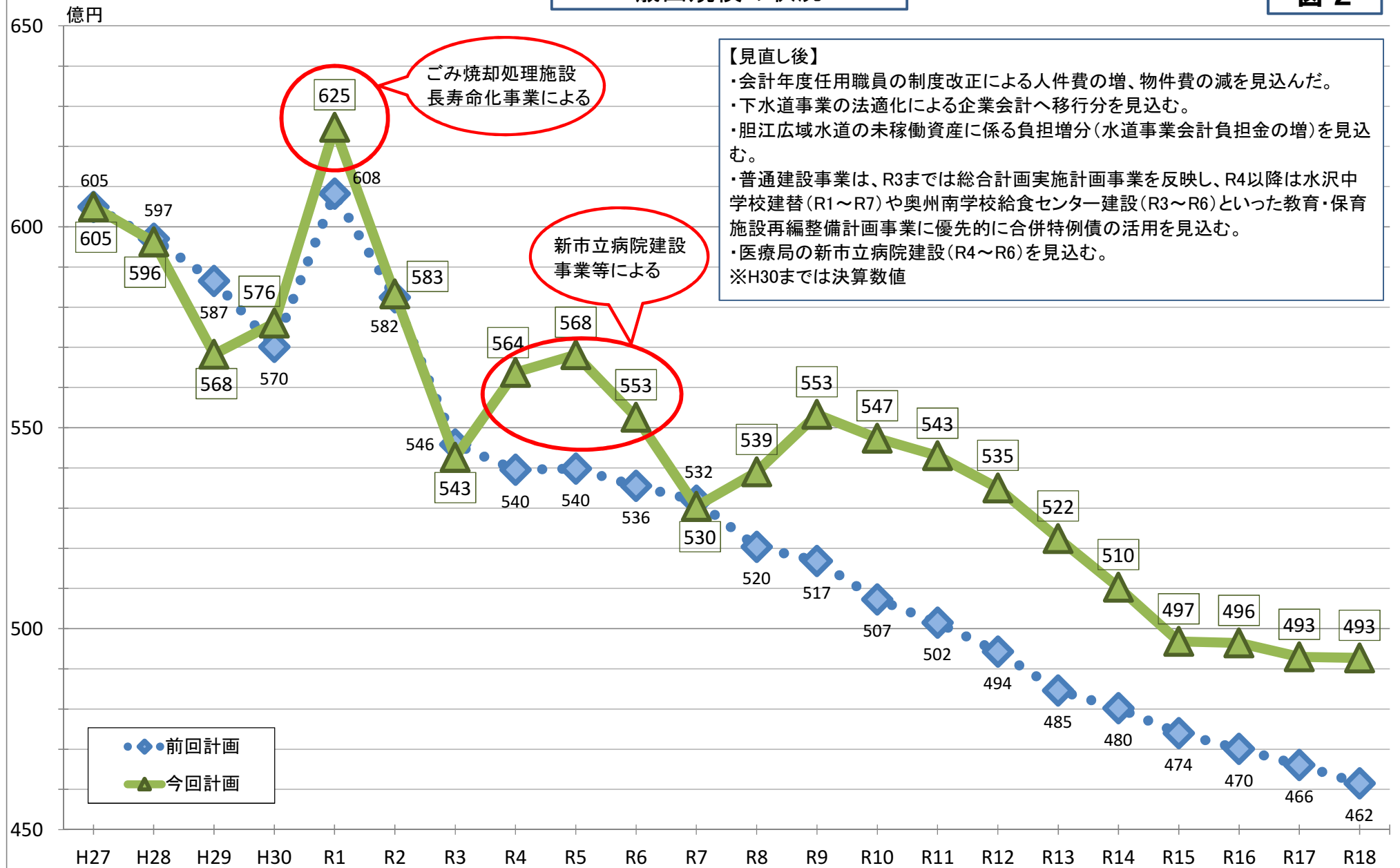
歳入規模の状況

図 1



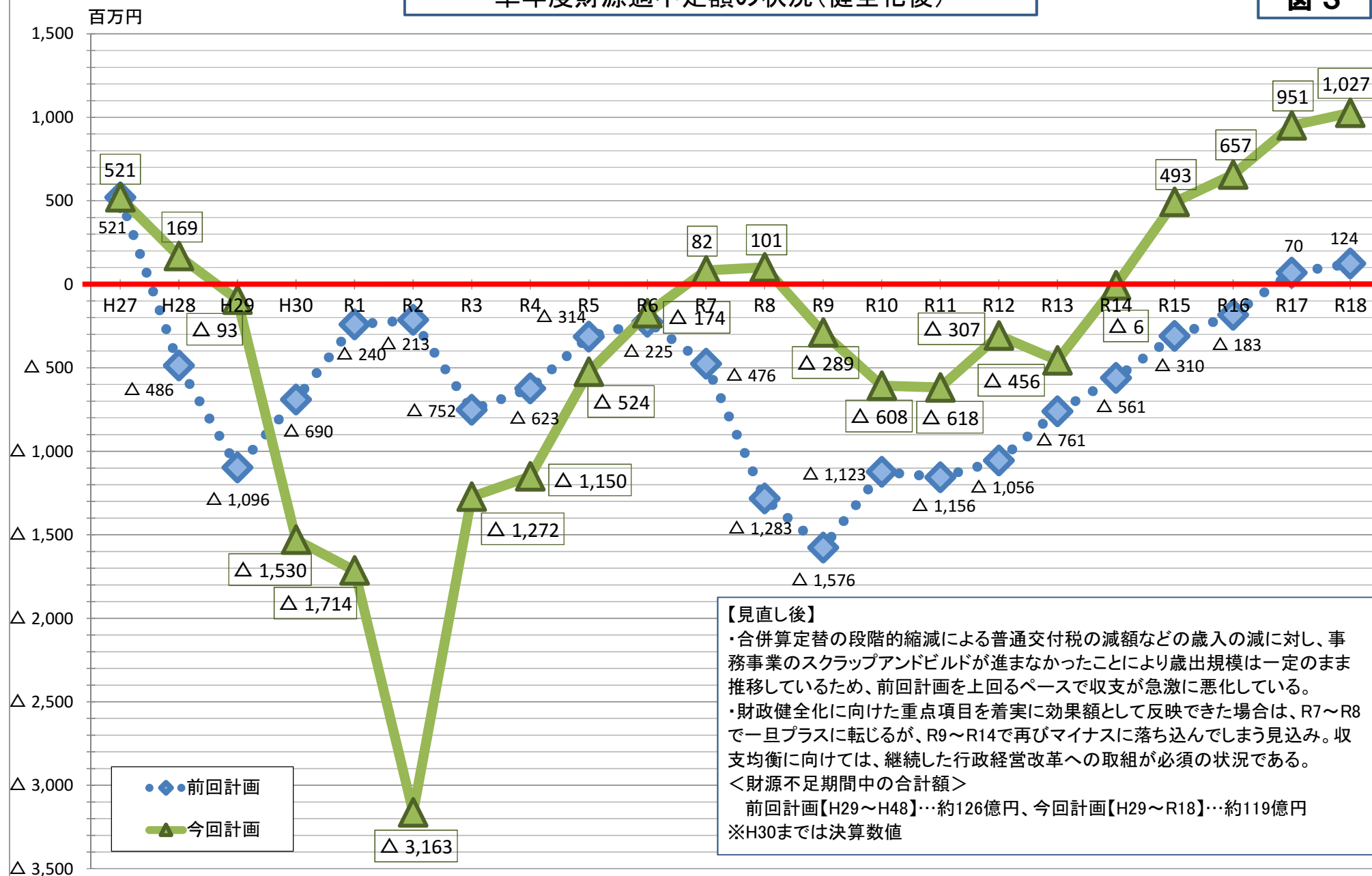
歳出規模の状況

図 2



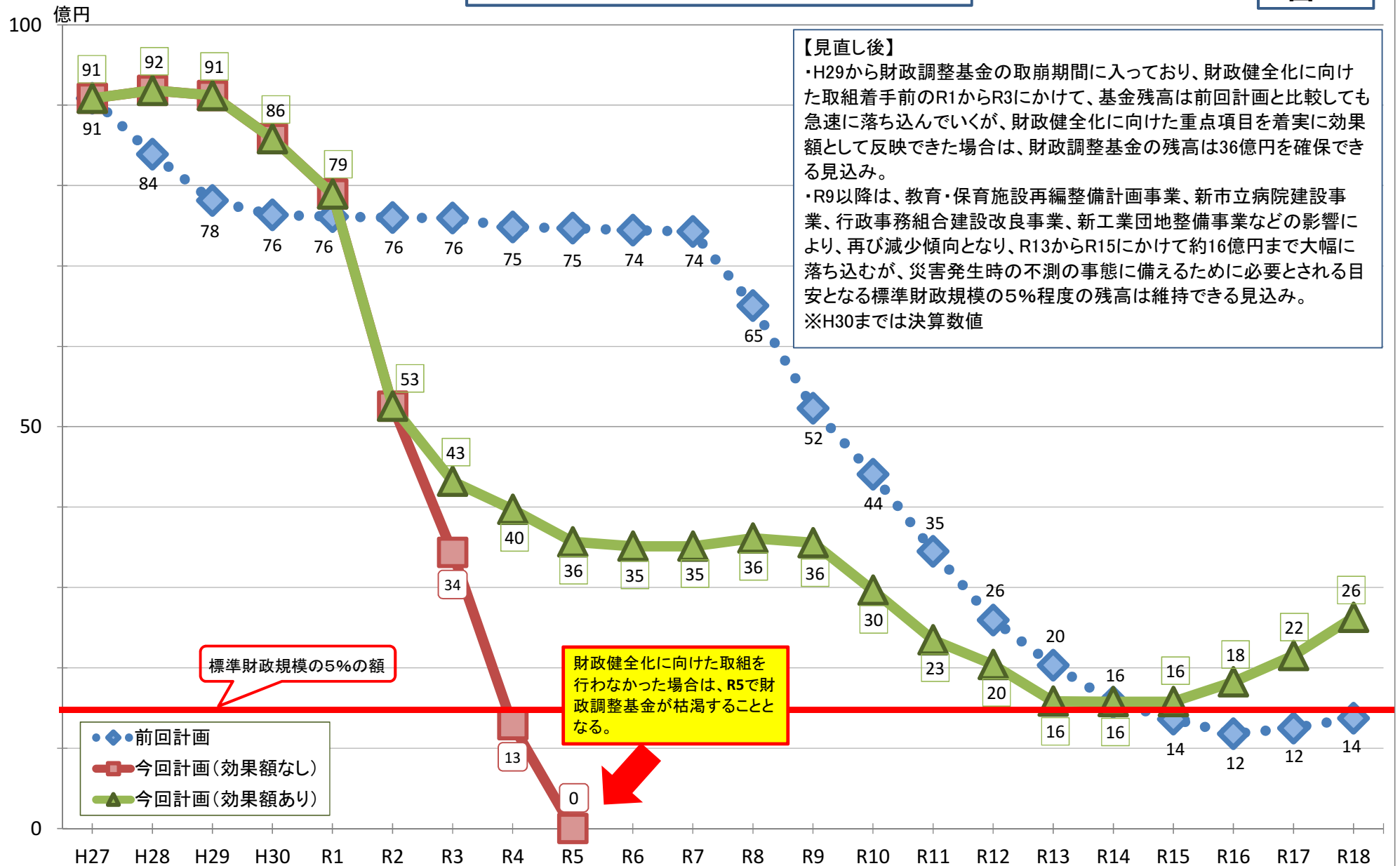
単年度財源過不足額の状況(健全化後)

図 3



財政調整基金残高の推移

図 4



普通会計財政見通し(令和2年4月全訂版)

今回財政計画期間

長期財政見通し期間

合併特例債活用可能期間＝新市建設計画期間

総合計画期間

(単位:百万円、%)

行 番 号	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	
		決算額	決算見込額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額
1	歳入総額	56,071	60,761	55,164	52,107	53,432	54,608	53,224	51,229	52,086	53,130	52,215	51,770	51,281	49,874	49,113	48,263	48,388	48,336	48,387	
2	市 税	13,626	13,266	13,221	13,033	12,943	12,852	12,674	12,601	12,564	12,429	12,390	12,379	12,224	12,168	12,114	11,938	11,887	11,839	11,689	
3	譲 与 税 ・ 交 付 金	3,304	3,035	3,285	3,304	3,311	3,307	3,302	3,290	3,286	3,282	3,278	3,288	3,284	3,280	3,276	3,287	3,283	3,279	3,275	
4	地 方 交 付 税	18,535	21,476	19,518	18,108	18,051	18,045	17,969	17,908	17,855	17,895	17,743	17,494	17,296	17,044	16,826	16,803	16,697	16,619	16,550	
5	うち 普 通 交 付 税	16,914	16,707	16,873	16,602	16,552	16,554	16,485	16,432	16,386	16,433	16,288	16,047	15,856	15,611	15,400	15,384	15,286	15,214	15,153	
6	うち 特 別 交 付 税	1,621	4,769	2,644	1,506	1,499	1,491	1,484	1,477	1,469	1,462	1,454	1,447	1,440	1,433	1,426	1,418	1,411	1,404	1,397	
7	分 担 金 ・ 負 担 金	388	250	175	174	174	175	175	175	175	176	176	177	178	177	176	175	175	174	175	
8	使 用 料 ・ 手 数 料	601	533	455	452	448	445	442	439	436	434	431	429	426	423	420	417	415	412	409	
9	国 庫 支 出 金	6,039	6,933	6,388	6,177	6,347	6,325	6,160	6,121	6,098	6,136	6,146	6,046	6,033	5,994	5,984	5,976	5,971	5,967	5,966	
10	県 支 出 金	5,296	4,898	5,252	4,957	4,811	4,799	4,744	4,682	4,655	4,617	4,582	4,551	4,519	4,505	4,481	4,459	4,440	4,421	4,411	
11	財 産 収 入	583	340	761	737	733	730	727	723	725	666	647	648	649	650	651	651	652	652	653	
12	繰 入 金	525	307	308	528	235	235	235	230	210	210	210	189	189	189	149	158	158	108	108	
13	繰 越 金	522	524	381	0	0	0	0	0	202	221	0	0	0	0	0	0	493	657	951	
14	寄 附 金	439	711	430	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
15	諸 収 入	1,670	2,029	1,068	1,087	1,083	1,079	1,075	1,071	1,068	1,065	1,062	1,058	1,055	1,052	1,049	1,046	1,043	1,040	1,037	
16	地 方 債	4,543	6,460	3,924	2,951	4,694	6,016	5,122	3,388	4,212	5,400	4,950	4,910	4,827	3,791	3,387	2,752	2,575	2,570	2,562	
17	うち臨時財政対策債	1,675	1,295	1,291	1,328	1,323	1,320	1,310	1,304	1,301	1,298	1,290	1,279	1,265	1,252	1,240	1,234	1,228	1,223	1,215	
18	歳出総額	57,601	62,475	58,328	54,265	56,376	56,814	55,258	53,045	53,898	55,332	54,736	54,301	53,501	52,242	51,032	49,683	49,644	49,298	49,273	
19	人 件 費	7,002	7,250	8,338	7,926	7,856	7,914	7,912	7,869	7,901	7,891	7,858	7,827	7,753	7,624	7,560	7,464	7,353	7,241	7,042	
20	物 件 費	8,019	8,592	7,453	7,099	7,052	7,048	7,069	7,037	7,215	7,214	7,215	7,254	7,228	7,284	7,285	7,295	7,299	7,301	7,300	
21	維 持 補 修 費	857	615	744	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	872	
22	扶 助 費	10,471	10,620	10,616	10,513	10,413	10,319	10,228	10,140	10,094	10,051	10,012	9,976	9,945	9,913	9,885	9,860	9,839	9,821	9,810	
23	補 助 費 等	8,193	11,596	12,163	10,415	10,203	9,993	10,202	9,832	9,855	9,872	10,089	10,085	9,903	9,853	9,807	9,631	9,730	9,669	9,716	
24	公 債 費	9,426	7,897	7,544	7,314	7,871	7,006	6,628	6,498	6,300	6,312	5,965	5,605	5,261	5,138	4,721	4,526	4,521	4,487	4,466	
25	積 立 金	622	1,017	541	277	289	289	289	281	271	178	50	64	64	64	64	79	325	407	554	
26	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	1,177	1,193	2,150	1,726	2,032	2,415	3,598	1,856	1,832	2,063	2,031	2,093	2,021	1,858	1,712	1,648	1,592	1,371	1,391	
27	繰 出 金	6,781	6,860	4,752	4,930	4,916	4,966	5,026	5,088	5,136	5,180	5,219	5,258	5,331	5,392	5,416	5,441	5,466	5,486	5,478	
28	普 通 建 設 事 業 費	4,599	6,578	3,801	3,068	4,734	5,848	3,297	3,436	4,286	5,561	5,288	5,130	4,986	4,108	3,574	2,732	2,509	2,507	2,507	
29	災 害 復 旧 事 業 費	455	256	225	125	138	146	136	135	136	137	137	137	136	137	137	137	137	137	137	
30	単年度財源過不足額	△ 1,530	△ 1,714	△ 3,163	△ 2,158	△ 2,944	△ 2,206	△ 2,033	△ 1,816	△ 1,812	△ 2,202	△ 2,521	△ 2,531	△ 2,220	△ 2,369	△ 1,919	△ 1,420	△ 1,256	△ 962	△ 886	
【財政健全化に向けた取組効果額】																					
31	健 全 化 効 果 額 計	0	0	0	886	1,794	1,682	1,859	1,898	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	1,913	
32	単年度財源過不足額(健全化後)	△ 1,530	△ 1,714	△ 3,163	△ 1,272	△ 1,150	△ 524	△ 174	82	101	△ 289	△ 608	△ 618	△ 307	△ 456	△ 6	493	657	951	1,027	
【基金積立】																					
33	財 政 調 整 基 金	246	708	202	0	0	0	0	0	101	111	線越金202百万円うち1/2の101百万円 を決算剰余金の法定積立分として財調 に積立とするもの（以降も剰余金が出 た場合は同じ考え方で積立て）			0	0	0	0	247	329	476
34	減 債 基 金	231	159	175	120	120	120	120	120	120	18				0	0	0	0	0	0	0
【基金繰入】				うち 三セク債繰上償還分 10億円 合特債償還充当分 2.2億円	三セク債繰上償還分 8億円 （借換時に一部繰上償還を併せて実施）																
35	財 政 調 整 基 金	782	1,396	2,843	934	350	404	54	0	0	169	590	618	307	456	6	0	0	0	0	
36	減 債 基 金	1,338	318	320	338	800	120	120	120	120	120	18	0	0	0	0	0	0	0	0	
37	単年度財源過不足額(最終)	590	0	0	0	0	0	0	202	221	0	0	0	0	0	0	493	657	951	1,027	
【基金の推移】																					
38	積立基金残高	13,136	12,133	9,203	7,681	6,585	6,114	5,994	5,924	5,865	5,544	4,776	4,033	3,602	3,021	2,930	2,851	3,018	3,318	3,764	
39	財 政 調 整 基 金	8,584	7,896	5,254	4,320	3,970	3,566	3,512	3,512	3,613	3,555	2,965	2,347	2,040	1,584	1,578	1,578	1,824	2,153	2,628	
40	減 債 基 金	1,509	1,350	1,205	988	308	308	308	308	308	206	188	188	188	188	188	188	188	188	188	
41	そ の 他	3,044	2,887	2,744	2,373	2,307	2,240	2,174	2,104	1,944	1,784	1,623	1,499	1,374	1,249	1,165	1,086	1,006	977	948	
【健全化判断比率等の見通し】																					
	区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	
42	実 質 公 債 費 比 率	16.6%	16.4%	15.6%	14.7%	14.2%	13.9%	13.4%	13.1%	12.8%	12.9%	12.8%	12.6%	12.3%	12.4%	12.3%	12.2%	11.8%	11.8%	12.0%	
43	将 来 負 担 比 率	110.4%	115.0%	115.6%	108.4%	103.2%	108.9%	125.6%	115.8%	109.3%	107.1%	107.2%	109.0%	110.9%	109.7%	106.7%	100.9%	93.4%	86.4%	79.4%	
44	起債残高(臨時財政対策債除く)	46,184	45,755	43,229	39,923	37,760	37,753	37,124	34,876	33,584	33,511	33,320	33,455	33,798	33,168	32,501	31,336	29,936	28,508	27,051	

財政健全化に向けた取組みについて

令和2年5月

奥州市財務部行政経営室

I 概要 緊急的な対策を講じる理由

- ▶ 平成28年度まで第一次・第二次行財政改革に取り組み、人件費の削減を中心に一定の成果があった。
- ▶ 平成29年度以後は、行政経営改革プランに基づく改革を推進。今後は公共施設の整理統合へ注力していく。
- ▶ 足元の財政状況を見ると、合併特例終了による**交付税の減額**などが**想定以上に財政を圧迫する**見込み。
結果、**財政調整基金の枯渇が、近い将来現実のものとなる**恐れがある。
- ▶ 本命である公共施設の整理統合は、なお時間を要し、財政危機回避のためには**財政健全化に向けた緊急かつ重点的な取組みが必要**である。
- ▶ 本資料は、緊急的な財政健全化に向けた取組みの内容と効果額について示すものである。

II 把握 毎年20億円前後の収支不足で令和5年度に財政調整基金が枯渇するおそれ

(単位：百万円)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
歳入 【A】	60,761	55,164	52,107	53,432	54,608	53,224	51,229	52,086
歳出 【B】	62,475	58,328	54,265	56,376	56,814	55,258	53,045	53,898
取組前の収支差額 (A－B) 【C】	△ 1,714	△ 3,164	△ 2,158	△ 2,944	△ 2,206	△ 2,034	△ 1,816	△ 1,812
~~~~~								
~~~~~								
財政調整基金残高	7,896	5,254	3,434	1,290	0	0	0	0

- ▶ 財政見通しの試算によれば、今後も歳出が歳入を上回り、毎年度財源不足が生じる。
- ▶ 結果、財政調整基金から補填を続けるが、この基金も**令和5年度には枯渇し、予算が編成できない**状況になる。

Ⅲ 対策 6つの財政健全化重点項目を実行し、収支均衡を目指す

3年間
効果額

29.1億円

① 事務事業経費の削減

選択と集中により不要不急の事務事業を選別。歳出規模の全体圧縮を図る

経常経費：生活に密接する事業や生活を維持する事業に充てる費用 【事業の例】ごみの収集、道路の補修、バス運行、公共施設の維持、医療・介護・健康のためのサービスなど

- ▶ 適正なサービス水準に配慮しつつ、事務の効率化を図る
- ▶ 令和3年度から令和7年度において、**前年比▲2%の圧縮**

政策経費：生活に潤いを与え、また、市勢を発展させるための事業に充てる費用 【事業の例】地方版総合戦略事業、祭り・イベント、道路・学校等の建設事業 など

- ▶ 真に必要な事業への重点化を図る
- ▶ 令和2年度予算ベース33.5億円を令和3年度**29億円**、令和4年度**27億円**、令和5年度**25億円**に圧縮

3年間
効果額

1.0億円

② 補助金・負担金の整理合理化

財政健全化対策に特化した補助金、負担金の全体圧縮を図る

- ▶ 令和3年度：補助事業費、負担金額を**▲5%の圧縮**
- ▶ 令和5年度：補助・負担の性質ごとに**最大▲15%の圧縮**

性質分類	用途	令和5年度時削減到達割合
特定政策的交付	まちづくり、産業振興、文化振興等の各種事業への財政支援	令和2年度比10%
イベント交付	イベント系の事業への財政支援	令和2年度比20%
施設運営交付	公益性のある施設の運営・管理に対する財政支援	令和2年度比5%
団体運営交付	公共的な団体の運営に対する財政支援	令和2年度比10%

3年間
効果額
2.8億円

③ 公共施設の整理合理化

行政経営改革プランを遂行し、民間移譲や廃止により早期の効果を得る

- ▶ 民間による経営が望ましいスキー場や温泉は、**譲渡を進める**
- ▶ 令和3年度内に譲渡ができない場合は、**休館はやむを得ない**
- ▶ プールや青少年ホームなど、令和2年度をもって指定管理期間の終期を迎える施設のうち、**設置の目的を終えた施設や維持が困難な施設を廃止**

④ 職員人件費の抑制

時間外勤務手当の大幅な削減を図る

- ▶ 事務事業の集中と選択
- ▶ 徹底した労務管理
- ▶ 抜本的な抑制対策

3年間
効果額
1.5億円

⑥ 市有財産の売却・利活用

売却が見込まれる市有地の早期売却などで財源を確保する

- ▶ 旧小中学校跡地の売却または利活用
- ▶ 区画整理事業や施設用地の残地の売却
- ▶ 公用車の適正台数を図り、不要車を売却

3年間
効果額
5.9億円

3年間
効果額
3.3億円

⑤ 使用料と減免基準の見直し

公共施設の使用料と減免基準を抜本的に見直す

- ▶ 平成25年以後の物価上昇や消費増税を勘案し、現行額の**10%程度増額**
- ▶ 目的が類似する施設の使用料、利用区分などを統一
- ▶ 減免割合を縮小し、少なくとも**半額は使用者が負担**

(冷暖房、照明などの付加使用分は**使用者が全額負担**)

【平成30年度実績額】

(単位：千円)

	全施設	うち本体	うち付加分
使用料（利用料金）算定額	418,309	276,974	141,336
うち実収入額	274,337	154,501	119,836
うち減免額	143,972	122,473	21,500

Ⅳ 積算

6つの財政健全化重点項目の効果によって収支の状況が改善

- ▶ 使用料の増額により、年間1億円以上の歳入増を図る
- ▶ 歳出の抑制は、さまざまな方策により年間15億円以上の効果が得られる

(単位：百万円)	R3	R4	R5	R6	R7	R8
財政健全化効果額【歳入計】	202	610	109	109	109	109
使用料見直し【重点項目⑤】	109	109	109	109	109	109
市有財産売却【重点項目⑥】	93	501				
財政健全化効果額【歳出計】	684	1,184	1,573	1,750	1,789	1,804
経常経費削減【重点項目①】	160	320	480	640	664	664
政策経費削減【重点項目①】	450	650	850	850	850	850
補助金圧縮【重点項目②】	24	24	53	70	85	100
公共施設整理【重点項目③】	0	140	140	140	140	140
人件費削減【重点項目④】	50	50	50	50	50	50
財政健全化効果額【歳入歳出計】【D】	886	1,794	1,682	1,859	1,898	1,913

Ⅴ 結果 取組みの結果、一定額の財政調整基金を確保できる見込み

(単位：百万円)	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
取組前の収支差額【C】	△1,714	△3,164	△2,158	△2,944	△2,206	△2,033	△1,816	△1,812
財政健全化効果額【D】	—	—	886	1,794	1,682	1,859	1,898	1,913
取組後の収支差額 (C+D)	△1,714	△3,164	△1,272	△1,150	△524	△175	82	101
~~~~~								
~~~~~								
財政調整基金残高	7,896	5,254	4,320	3,970	3,566	3,512	3,512	3,613

- ▶ 基金の残高は、**金額で17～34億円(奥州市の標準財政規模の5%～10%)が必要**。中長期的にこれを確保するためには、令和8年度末で35億円程度の残高が必要
- ▶ 財政健全化重点項目の取組みによって、必要となる残高を確保できる見込み

公共施設等総合管理計画・個別施設計画策定の進捗状況について

1 概要

奥州市公共施設等総合管理計画（以下「本体計画」）に基づく施設分野別の各個別施設計画を令和2年度中に策定いたします。

現段階では、各施設の所管課において計画の素案（叩き台）を整理している段階で、今後、その整理が終わり次第、行政経営室において本体計画との整合チェックや全体調整を進める予定です。

今回、この策定に当たっての主な目標値や視点等について中間報告するとともに、今後の個別施設計画策定に向けたスケジュールをお示しするものです。

2 今後40年間の目標設定

本体計画に掲げた基本方針のうち「供給量の適正化（総量の縮減）」は特に重要な項目です。

個別施設計画の策定に当たっては、適正な機能やサービスは最大限維持し、施設の統廃合や建替えによる規模の縮小等によって、施設の総延べ床面積の30%の縮減を目指します。

3 供給量適正化の視点

供給量の適正化に当たっては、次のような施設再編の視点をもって取り組みます。

(1) 地域的・地理的な配慮の視点

人口密度の高い地域一極に施設を集中するのではなく、利便性や駐車場の確保、5地域に適した施設分類形成により施設再編を行います。

(2) 地区拠点の視点

地区センターを高齢者や児童・生徒の地域活動の拠点とし、地域社会の中心地として位置づけるとともに、地区外など広域的利用にも配慮するなど、施設の最大限の活用を図ります。

(3) 統廃合と更新の視点

地域ごとにある同分類の施設を引き続き維持するのではなく、統廃合により集約したうえで、適正な使用料やコスト面を考慮し、必要な大規模改修や建替えを行います。統廃合により存続する施設は、市全域施設として活用することにより、稼働率と多様性を高め、市民の愛着がわく施設としての運営を図ります。

(4) 複合化の視点

類似のサービスを提供する施設については、老朽化と利用頻度を考慮し、それぞれのサービスを維持し、かつ、一つの施設で複数サービスが提供可能となるよう、施設の複合化を図ります。

(5) 施設活用の視点

総合的に施設の縮減を進める中で、今後維持する施設については、他の用途によって最大限活用します。特に学校施設については、学校教育の運営に最大限配慮した上で施設を開放し、放課後児童クラブや児童・生徒の健全な育成のほか市民の活用を図ります。

4 総量縮減のための対応策

総量（施設の総延べ床面積）30%の縮減に向け、統一的な考え方のもと個別施設計画を策定し、併せて市民との合意形成を図っていくため、総量縮減の分類ごとに対応策と対象施設を整理しました。

総量縮減 の分類	縮減の趣旨と対応策	再編手法	対象となる 施設分類
①長寿命化 後に更新	サービス提供に不可欠な施設で、特にも施設の機能や総量を維持しなければならないもの 【対応策】使用目標年数に達した段階で建替えを実施	更新	市役所本庁舎 地区センター
②長寿命化 により維持	サービスの提供を維持するが、人口減少などによる利用者減少の予測的観点から施設の総量を段階的に縮減するもの 【対応策1】使用目標年数に達するまで長寿命化を図る 【対応策2】施設の統廃合により新設。既存施設は廃止。	長寿命化 統廃合	小中学校
③拠点化に より縮減	サービスを効果的かつ効率的に提供するため、拠点となる施設を位置づけ、同類施設の総量を段階的に縮減するもの 【対応策】拠点施設のみ長寿命化又は新設。既存施設は長寿命化を図らない。	拠点化	大中体育館、 図書館、文化 ホール、野球場、 陸上競技場、生涯学習 施設
④サービスの集約や 老朽化により縮減	効率的かつ効果的なサービスの集約又は施設の老朽化に合わせ、施設の総量を段階的に縮減するもの 【対応策】統廃合や複合化を図ったうえで、既存施設を廃止	統廃合 複合化	博物館・記念館、 消防屯所、保健センター など
⑤専用施設の縮減、 他分類施設を活用	サービスを提供する専用施設の設置の必要性がなく、また、他分類施設でのサービスの提供が可能であるもので、施設の総量を段階的に縮減するもの 【対応策】他分類施設への移転や活用を図ったうえで、既存施設を廃止	非更新 廃合	企業振興施設、 商業振興施設、倉庫、公衆便所 など

総量縮減 の分類	縮減の趣旨と対応策	再編手法	対象となる 施設分類
⑥民間によるサービスへ移行	民間等によるサービスの提供が望ましく、行政によるサービスから民間等によるサービスへ段階的に移行するもの 【対応策１】民間事業者へ事業委託 【対応策２】施設の譲渡又は貸付け	事業委託 譲渡・貸付	学校給食センター など
⑦民間への施設の譲渡	民間等によるサービス提供が主流であり、行政によるサービスの提供をやめ施設の民間譲渡を早期に実施するもの 【対応策１】民間事業者へ施設譲渡 【対応策２】施設の譲渡が見込めない場合は施設廃止	譲渡 廃止	温泉、スキー場、プール
⑧独占使用者への施設の譲渡	一団体、一企業などが自己の活動や利益のため独占的に使用する施設を市の負担が生じないよう総量を縮減するもの 【対応策】施設の譲渡又は貸付け	譲渡・貸付	地区公民館、産直施設、高齢者福祉事業施設

※「使用目標年数」とは、建物の耐用年数に関わらず、これを超えた使用を目指す場合の目標年数をいいます。

※「病院・診療所」については、施設整備や連携に係る基本計画が別途策定される予定であることから、現段階においては上記の表に含めておりません。

5 今後のスケジュール

- ・令和２年７月～ 住民との懇談会（５地区、各３回）
- ・令和２年１０月 住民意見等を反映し、個別施設計画（原案）を決定
- ・令和２年１１月 計画の原案に対する議会及び行政経営改革推進委員会からの意見反映
- ・令和２年１２月 意見反映後の計画案をもってパブリックコメントを実施
- ・令和３年２月 パブリックコメントを反映したうえで議会及び委員会からの意見聴取
- ・令和３年３月 個別施設計画成案化